平成30年3月

ふじみ野市

第２次
男女共同参画基本計画

2018～2030

埼玉県
ふじみ野市

だれもが自分らしく活躍するまち、
ふじみ野の実現を目指して

ふじみ野市では、だれもが性別に関係なく、自分で生き方を選び、その選択が認められ参画できる社会の実現を目指し、平成20年度から「ふじみ野市男女共同参画基本計画」に基づき、男女共同参画社会の醸成に関する施策を総合的かつ計画的に進めてまいりました。この間、ふじみ野市配偶者暴力相談支援センターを設置するなど、ドメスティック・バイオレンスの根絶をはじめとした様々な施策を推進し、男女共同参画社会の実現に向け一定の成果を挙げてまいりました。

一方、国においては、女性の活躍推進やワーク・ライフ・バランスの実現などの新たな課題に対応するため、平成27年に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が成立いたしました。

ふじみ野市においても、こうした社会情勢や新たな法整備等の動向、本市の状況を踏まえ、このたび、今後13年間の施策推進の基盤となる「ふじみ野市第２次男女共同参画基本計画」を策定いたしました。計画には多様性の尊重として性的マイノリティへの理解促進と支援、男女共同参画の視点に立った防災対策の推進など、今日的な課題を盛り込むとともに、女性活躍推進法に基づく「ふじみ野市女性活躍推進計画」、配偶者暴力防止法に基づく「ふじみ野市ＤＶ防止基本計画」なども包含し、男女共同参画推進のための総合計画として位置づけております。

男女共同参画社会実現のためには、性別、年齢、国籍、障がい等の有無など、あらゆる「違い」を認める多様性の理念と人権尊重の醸成が強く求められます。

今後においても、本計画がめざす「だれもが自分らしく活躍するまち　ふじみ野」の実現に向けて鋭意取り組んでまいります。

結びに、計画の策定にあたりまして、幅広い観点からご審議いただきましたふじみ野市男女共同参画推進審議会の委員の皆様をはじめ、「ふじみ野市男女共同参画に関する市民意識調査」にご協力いただきました市民の皆様方に心からお礼申し上げます。

平成３０年３月

ふじみ野市長　高　畑　　博

目 次

Ⅰ 計画の見直しにあたって 1
１ 計画見直しの趣旨 1
２ 計画見直しの背景 2
（１）社会情勢の変化 2
（２）国の動き 3
（３）埼玉県の動き 3
３ ふじみ野市のこれまでの取組 4
（１）ふじみ野市の取組 4
（２）現行計画進捗状況評価 5
４ ふじみ野市の現状 17
（１）人口等の推移 17
（２）就業に関する現状 23
（３）ふじみ野市の相談状況 25
Ⅱ 計画の基本的な考え方 29
１ 計画の目的 29
２ 計画の位置づけ 29
３ 計画の性格 30
４ 計画の期間 30
５ 計画の推進 31
Ⅲ 施策の展開 33
１ 計画の基本理念 33
２ 計画の視点 34
３ 計画の基本目標 35
４ 計画の体系 38
５ 今後の取組をより良い方向にするための「評価」のあり方 40
６ 具体的な施策 44
基本目標１ 男女共同参画の意識づくり 44
主要課題１ 男女共同参画意識の啓発 44
主要課題２ 家庭における男女共同参画の促進 47
主要課題３ 男女共同参画の視点に立った教育・学習活動の推進 50
主要課題４ 多様性の尊重 52
基本目標２ 男女がともに活躍できる環境づくり▶女性活躍推進計画◀ 54
主要課題１ 女性の職業生活における活躍の推進 54
主要課題２ 政策・方針の立案・決定への参画促進 58

主要課題３　ワーク・ライフ・バランスの推進 60
基本目標３　あらゆる形態の暴力の根絶　▶DV防止基本計画◀ 62
主要課題１　あらゆる形態の暴力の根絶 62
基本目標４　社会参画の促進 65
主要課題１　地域・社会活動への参画促進 65
主要課題２　男女共同参画の視点に立った防災対策の推進 67
主要課題３　国際理解・協力における男女共同参画の促進 68
基本目標５　生涯にわたる健康支援 70
主要課題１　性と生殖に関する健康と権利についての意識啓発 70
主要課題２　母性の保護と母子保健の充実 72
主要課題３　生涯を通じたこころとからだの健康保持・増進 73
基本目標６　生活福祉の向上 75
主要課題１　次世代を育成するための環境づくり 75
主要課題２　困難を抱える家庭への支援の充実 77
主要課題３　ひとり親家庭等の福祉の充実 79
主要課題４　高齢者・障がい児（者）の福祉の充実 80
主要課題５　地域福祉の充実 83
Ⅳ　資料編 85
１　ふじみ野市男女共同参画基本計画掲載関係法令 85
（１）日本国憲法（抄） 85
（２）男女共同参画社会基本法 86
（３）埼玉県男女共同参画推進条例 91
（４）ふじみ野市男女共同参画推進条例 95
（５）ふじみ野市男女共同参画推進会議設置要綱 99
（６）配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律 101
（７）女性の職業生活における活躍の推進に関する法律 112
２　ふじみ野市第２次男女共同参画基本計画策定の経過 120
３　審議会委員名簿 121
４　市民意識調査実施概要 122
５　男女共同参画社会実現に向けた動き 123
６　用語解説 128

Ⅰ　計画の見直しにあたって

Ⅰ　計画の見直しにあたって

１　計画見直しの趣旨

ふじみ野市では旧上福岡市と旧大井町との合併後の平成19年度に「ふじみ野市男女共同参画基本計画」を策定し、平成24年の見直しを経て、男女共同参画社会の実現に向けた施策を推進してきました。また、平成27年10月には「ふじみ野市男女共同参画推進条例」が施行され、性別にとらわれることなく、互いに尊重し合い、誰もが自分らしく能力が発揮できる男女共同参画社会の実現に向けて各施策を進めてまいりました。

国においても継続的に取組が行われており、平成27年８月には女性が職業生活において、その希望に応じて十分に能力を発揮し、活躍できる環境を整備することを目的として「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」*が制定されました。また、平成27年12月には「男性中心型労働慣行の見直し」や「防災・復興における女性の参画」などを強調した「第４次男女共同参画基本計画」が策定されています。

しかしながら、個人の自由な活動を阻害する、性別による固定的な役割分担意識やそれに基づく社会慣習、社会制度は依然として根強く残っています。また、男女がともに家庭生活と仕事、地域・社会活動を両立しやすい環境の整備や性別に起因する暴力、人権侵害など多くの課題が残っています。さらに、共働き世帯の増加により、育児や介護への男性の参画や地域活動を両立するための環境整備など、様々な場面において取り組むべき課題があります。

そこで、これまでの施策の進捗状況や成果を踏まえて、改めて施策の方向性を確認し、取組の強化を行うこととし、男女共同参画社会の実現に向けて、施策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画として、「ふじみ野市第２次男女共同参画基本計画」を策定するものです。

＊女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）

女性の職業生活における活躍を推進し、豊かで活力ある社会の実現を図るためには、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性の個性と能力が十分に発揮されることが一層重要であることから平成28年に施行された法律。国・地方公共団体、従業員301人以上の大企業に女性の採用・登用・能力開発等のための事業主行動計画の策定が義務付けられ、地方公共団体（都道府県、市町村）は、国の女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（閣議決定）等を勘案して、女性の職業生活における活躍についての推進計画を策定することが努力義務とされました。

２　計画見直しの背景

（１）社会情勢の変化

少子高齢化が進む中で、家族のあり方に対する考え方の変化や、未婚化、晩婚化、高齢者人口の増加などにより単身世帯が増加しています。また、出産・子育て・介護等による離職や非正規雇用での就業を選択する女性が依然として多いほか、ひとり親家庭等の増加により、貧困等生活上の困難に苦しむ家庭が増えていることが問題となっています。

その中で政府は、平成27年に「一億総活躍社会」の実現をスローガンに掲げ、経済対策、子育て支援、社会保障の充実に向けた取組を打ち出しました。具体的な取組として、非正規雇用の待遇改善や長時間労働の是正などの働き方改革、女性の活躍促進などがうたわれています。

女性に対する暴力や人権侵害の問題については、多くの取組がなされてきましたが、被害は減少せず、凶悪な事件も起きています。平成25年に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」*が一部改正され、配偶者間の暴力に限らず、同居する交際相手からの暴力についても法の適用対象とされることとなったことや、「ストーカー行為等の規制等に関する法律」*の一部改正により、新たに電子メールを連続して送信する行為が規制対象となるなど、取組の強化が進んでいます。

＊配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（ＤＶ防止法）

平成13（2001）年議員立法により制定。家庭内に潜在していた女性への暴力について、女性の人権擁護と男女平等の実現を図るため、夫やパートナーからの暴力の防止、及び被害者の保護救済を目的とした法律です。平成16（2004）年には、「配偶者からの暴力」の定義の拡大や都道府県に基本計画の策定の義務化、平成19（2007）年には、市町村基本計画の策定、配偶者暴力相談支援センター設置の努力義務化などの改正が行われました。

＊ストーカー行為等の規制等に関する法律

特定の者に対する恋愛感情その他の好意感情又はそれが満たされなかったことに対する怨恨の感情を充足する目的で、その特定の者又はその家族などに対して行う行為を規定し、規制しています。平成25年の改正で嫌がる相手に執拗にメールを送信する行為も規制の対象になりました。

＊ストーカー行為

恋愛感情や好意の感情、又はそれが満たされなかったことへの恨みの感情を充足する目的で、つきまとい行為を繰り返すことをいいます。

（２）国の動き

平成22年12月に策定された第３次男女共同参画基本計画では、「女性の活躍による経済社会の活性化」、「様々な困難な状況に置かれている人々への対応」、「女性に対するあらゆる暴力の根絶」等の視点が強調され、ポジティブ・アクション（積極的改善措置）*を始めとする様々な取組が進められました。

平成27年８月には「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」が制定され、国・地方公共団体、従業員301人以上の企業の事業主に女性の採用・登用・能力開発等のための事業主行動計画の策定が義務付けられました。

そして、平成27年12月に「第４次男女共同参画基本計画」が策定され、「あらゆる分野における女性の活躍」、「安全・安心な暮らしの実現」、「男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備」、「推進体制の整備・強化」の４つの視点が強調されています。

（３）埼玉県の動き

埼玉県では、全国に先駆けて平成12年に制定した「埼玉県男女共同参画推進条例」に基づき、平成29年3月に「埼玉県男女共同参画基本計画」を策定し、男女共同参画に関する施策を総合的に推進しています。特に、女性の活躍推進に関して埼玉版ウーマノミクスプロジェクト*など特徴的な取組を行っています。また、女性に対する暴力の根絶に向けた取組は、同年に策定された「配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画（第４次）」により推進されています。

男女共同参画関連施設としては、平成14年に「埼玉県男女共同参画推進センター（愛称・With Youさいたま）」が開設され、埼玉県が掲げる各施策の実施や県民・市町村の取組の支援を行っています。さらに平成20年に同センター内に子育て期の女性の再就職を支援するための「埼玉県女性キャリアセンター」が開設され、相談・職業紹介・セミナー等が行われています。

＊ポジティブ・アクション（積極的改善措置）

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会に係る男女間の格差を改善するために必要な範囲において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいいます（男女共同参画社会基本法第２条第２号より）。男女間において形式的な機会の平等が確保されていても、社会的・経済的な格差が現実に存在する場合には、実質的な機会の平等を担保するためにポジティブ・アクションの導入が必要となります。

＊埼玉版ウーマノミクスプロジェクト

ウーマン（Women）＋エコノミクス（Economics）の造語。女性がいきいきと夢を持って活躍することができるよう社会進出を進め、女性が得た収入を消費や投資に使い、それが地域経済の活性化につながるように取り組んでいく埼玉県の取組のことです。「ウーマノミクス」はゴールドマンサックス証券のキャシー・松井氏が提唱した考え方です。

３　ふじみ野市のこれまでの取組

（１）ふじみ野市の取組

平成17年10月の合併後（旧上福岡市と旧大井町）、平成19年度にふじみ野市として初めて「ふじみ野市男女共同参画基本計画」（計画期間平成20年度から平成29年度までの10年間）を策定し、「だれもが自分らしく活躍するまち　ふじみ野」を基本理念として6つの基本目標を掲げ、各種の施策を推進してきました。ただし、社会の環境変化などに対応するため、施策・事業の達成目標は5年を見通して設定し、進行管理を行ってきたことから、平成24年度に新たに「ＤＶ防止基本計画」を含めて計画の見直しを行いました。

平成26年４月には、「配偶者暴力相談支援センター」を開設し、女性のためのDV・総合相談等の充実を図りました。

平成27年10月には、「ふじみ野市男女共同参画推進条例」が施行されました。

この条例は、市、市民、事業者の責務を定め、地域から男女共同参画社会の実現を推し進めるため積極的な役割を果たせるように、その法的な拠り所となるとともに、それぞれが進める主体的な取組を推進することにしています。

また、条例の実効性を高めるために、救済機関として苦情処理委員を置くことで、市が実施する施策に対して、男女共同参画の推進に反すると思われることがあった場合には、第三者機関である苦情処理委員へ申し出ることが出来る体制といたしました。これにより、市の推進体制を市民や事業者が直接的に見守ることができ、市の施策推進がより良い方向へ進むことが期待されると考えています。

＜ふじみ野市男女共同参画推進条例　パンフレット＞

（２）現行計画進捗状況評価

施策別数値目標の達成状況

「男女共同参画基本計画」策定時（平成19年）に定めた市民意識調査結果に関する数値目標の達成状況は次の通りとなっています。

指標	調査項目 （概要版掲載ページ）	平成19年度 結果	平成24年度 結果	平成29年度 結果	平成29年度 目標
①性別役割分担意識解消の浸透＊1	「男は仕事、女は家庭」という性別役割分担意識に「同感しない」と回答した人の割合	43.8%	－	36.6%	**60%**
	男女の役割分担について「男女とも仕事をして、家事・育児も男女で分担する」と回答した人の割合	－	48.2%	50.2%	**－**
②男女の地位の平等感の浸透	『社会全体』の男女の地位が「平等である」と回答した人の割合	15.5%	16.1%	13.8%	**25%**
③市の男女共同参画計画の浸透	ふじみ野市男女共同参画基本計画を「知っている」＊2と回答した人の割合	－	26.6%	29.8%	**50%**
④男性の子育てへのかかわりの推進	子育て中の男性で自身の子育てへのかかわりが「十分である」と回答した人の割合	4.9%	1.7%	13.8%	**15%**
⑤男女ともに高齢者等の介護を分担する意識を高める	高齢や障がいなどで介護が必要な人の世話を「男性と女性でともにやるのがよい」と回答した人の割合	56.6%	55.4%	68.2%	**65%**

＊1　指標①は平成19年度と平成24年度で設問内容を変更したため、それぞれ比較しています。
＊2「内容を知っている」と「聞いたことはあるが内容は知らない」の合計

平成24年計画見直しの際に新たに設定した数値目標

平成24年の計画見直し時に定めた数値目標の達成状況は以下の通りとなっています。

目標値には、計画の最終年度である平成29年度に達成すべき値を掲げて施策を推進してきましたが、計画策定時に把握できる最新の値として、平成29年４月１日現在の値または平成28年度末までの値を用いています。

Ⅰ　計画の見直しにあたって

①審議会等の女性委員の構成割合

					平成29年度目標：35%
24年度実績	25年度実績	26年度実績	27年度実績	28年度実績	29年4月1日現在
23.6%	25.9%	33.0%	34.3%	33.3%	31.9%

対象審議会等数44　総委員532名のうち女性委員177名【33.3%】

- 審議会等の女性委員の構成割合が目標値（35%）に満たない理由としては、必要な専門知識を持った女性の人材がいない、分からない、関係機関推薦の枠では人選に関わることができないなどが挙げられている。
- 新たに調査対象になった審議会等の女性の登用率が低い割合にとどまっている。
- 女性委員が９割を超える審議会もある一方で女性委員が１名もいない審議会等も８あり、バランスよく登用するための具体的な取組が今後の課題である。

▸今後の課題

全体として女性委員の割合が減っているため、知識や経験をもった女性の情報を庁内で共有し、人材を掘り起こし適所で活用できる仕組みづくりを進めていく必要がある。また女性委員が一人であったり極端に少ないと意見も出しにくくなることも懸念される。定員を削減したり、委員構成を変えるなど改善に向けた取組がなされなければならない。

②女性管理職（課長相当職）の割合

					平成29年度目標：10%
24年度実績	25年度実績	26年度実績	27年度実績	28年度実績	29年4月1日現在
4.0%	6.8%	8.1%	9.5%	14.8%	15.0%

女性管理職（課長相当職）14.8%　（平成28年度《H28.4.1定期人事異動時》）

- 事業計画に沿った管理職への登用を目指し、意欲と能力のある女性職員の管理職登用を実施している。
- 平成28年４月に策定した特定事業主行動計画においては、副課長以上の女性管理職割合を平成31年までに25%とする目標を設定し、女性管理職のさらなる登用を進めていく。
- 平成24年度に設定した課長級以上の女性管理職割合は、平成28年度に達成することができたものの、一過性のものとならないよう、継続的に女性管理職を育てていく必要がある。

▸今後の課題

係長級への試験制度や人事評価により、意欲と能力のある職員がチャレンジして管理職になれる仕組みを維持していく。それに加えて登用前段階の人への研修、職場内での育成（メンター制度）など、これから管理職になろうという職員の能力開発を行い、幅広い人材が管理職になれる仕組みが必要である。

現行の数値目標では課長相当職以上の割合を目標にしているが、特定事業主行動計画では、平成31年度までに副課長級以上の女性割合を25%以上とすることを目標としており、今後実績値との整合性を図り、人事担当と協議・調整を図りながら推進していく必要がある。

③DV総合相談におけるコーディネート件数

			平成29年度目標：300件		
24年度実績	25年度実績	26年度実績	27年度実績	28年度実績	29年度実績
222件	416件	379件	450件	340件	―

DV総合相談におけるコーディネート件数　340件　（平成28年度実績）

・平成26年４月１日に配偶者暴力相談支援センターを設置し、相談体制を強化するため、相談日を週２日とし、女性相談員４名を配置した。

・女性のためのＤＶ・総合相談

相談日：毎週火曜日・木曜日、相談人数：１日５人、相談時間：１回50分

相談員：心理カウンセラー１名、社会福祉士１名、NPO*法人女性相談員１名、行政書士１名の計４名体制

支援方法：面談カウンセリング・助言・情報提供・心理ケアなど

平成28年度のＤＶ相談件数：女性相談員55件、職員69件、実相談者数59人

▸今後の課題

これまでＤＶについては、相談にとどまらず、福祉的な支援を中心に多岐にわたる支援を必要とすることから、コーディネート件数を数値目標としてきた経緯がある。件数では目標とする300件を上回り、相談を必要とする人への援助は一定程度行き届いていることがわかる。

今後は、ニーズに応じてどのような専門家が必要か、または開設する時間やどの程度行ったらよいか等、相談体制を数値化するなど新たに目標設定を検討していく必要がある。

④まちづくり人材登録制度の女性登録者の割合

			平成29年度目標：35％		
24年度実績	25年度実績	26年度実績	27年度実績	28年度実績	29年4月1日現在
28.8%	27.5%	28.1%	27.7%	26.2%	26.2%

女性の登録者の割合　26.2%　（平成28年度実績）

・本制度の活用等により、附属機関における女性の登用を促進するため、「審議会等委員の委嘱に関する指針」を改正した。

▸今後の課題

制度が市民に浸透し、活用されるようにするには登録者がどのように活用され、活動しているか見えるようにする必要がある。また、登録の促進に向けた制度の周知が必要である。

＊NPO

「Non Profit Organization（非営利組織）」の略称。非営利の市民団体組織のことで、ボランティア活動などの社会貢献活動を行う営利を目的としない団体の総称です。

⑤認可保育所の定員数

			平成29年度目標：2,330人		
24年度実績	25年度実績	26年度実績	27年度実績	28年度実績	29年4月1日現在
1,580人	1,580人	1,600人	1,830人	2,199人	2,325人

5市立保育所530人、18私立保育園等1,669人、計2,199人　（平成28年度実績）

・乳幼児保育、一時保育、企業内保育など、多様化するニーズに対応できるよう、次世代育成支援対策、子ども子育て応援プランに基づき保育環境の整備充実を図った。

※平成25年度にプランの見直しを図った時点では、平成29年度の目標を1,600人としており、平成27年度の時点でその目標を上回ったが、随時現状を把握し、実態としての目標数値の修正を行っている。

▸今後の課題

現状を把握し、積極的に認可保育所の定員増を図ってきた。今後は、認可保育所と基準が違う小規模保育も踏まえた保育環境の整備を図る必要がある。

⑥がん検診受診率（子宮頸がん）

			平成29年度目標：18%		
24年度実績	25年度実績	26年度実績	27年度実績	28年度実績	29年度実績
18.8%	19.0%	20.1%	17.9%	16.9%	ー

がん検診受診率（子宮頸がん）16.9%　（平成28年度実績）

・子宮頸がん検診　20歳の女性にがん検診無料クーポン券を配布

・乳がん検診　40歳の女性にがん検診無料クーポン券を配布

・市報、Ｆメール等による周知

・元気・健康マイレージ事業のポイント付与を実施

▸今後の課題

クーポン券配布や広報など、ＰＲ活動を行ってきたが、受診率が目標に達していない。検診の必要性を伝える啓発などに力を入れ、多くの人の受診機会を増やすことが必要である。

担当課による進捗状況評価の結果

これまでの施策の進捗状況を踏まえ、平成30年度以降の施策の改善に向けて、担当課において自己評価を行いました。

基本目標１　市民意識の高揚

１ 男女共同参画意識の啓発

① 男女共同参画推進状況に関する調査・研究
平成27年度に外部委員によって構成される男女共同参画推進審議会が発足したことにより、計画と施策の進行管理に、より客観的な評価が加わり実効性が高まったといえる。今後は、進行管理と評価を踏まえ、男女共同参画社会の実現に向けた啓発に努めていく。
② 意識啓発活動の推進
市役所ギャラリーや図書館など、人が多く出入りするところでの啓発活動、また市民や市民団体との積極的なかかわりにより、市民一人ひとりに男女共同参画の意識が浸透するよう心掛けた。今後については、より一層市民の目と耳に触れる機会を持てる施策を検討する。
③ 男女共同参画に関する情報の収集・提供
市報については、紙面に限りがあるが、ホームページや市民向けメール配信サービスを積極的に利用して情報を発信しているなど、機会を捉え情報提供に努めている。 引き続き、市民に広く伝わるよう情報の発信に努める。

２ 家庭における男女共同参画の促進

① 家庭・事業所における男女共同参画の促進
男女共同参画を進めるための啓発は、いかに多くの人の目に触れるかが課題となる。展示、事業等についてはできるだけ多くの人に足を運んでもらうため、各家庭に届く市報や事業所に提供する情報等を活用し、個々の手元に届く情報を充実させることを課題として検証したい。
② 男性の家事・子育て・介護への参加促進
子育て世代が集まり育児相談等をする場は利用者の増加に伴い規模も拡大させていて、利用者の役に立っていると言える。ただ、男性の利用や男性に向けた学習となると、まだまだ足りない部分がある。理想としては、男性女性にかかわらず利用者が増えて、同じ目線で子育て・介護にあたる意識を浸透させることが課題となる。

３ 男女共同参画の視点に立った教育・学習活動の推進

① 男女共同参画の視点に立った学校教育の推進
男女共同参画の視点を入れた全体計画、年間指導計画の進行管理を行い、各学校で効果があったかどうか検証が必要である。 学校においては、児童生徒を教育する教員のスキルが重要になるので、まず教員の意識に浸透させることが重要である。
② 生涯学習活動の促進
生涯学習や地域活動についての情報提供は一定のニーズがあり、実施している事業の効果も検証しながら今後も積極的に続けていく。市が行う事業についての保育の実施については、市民ボランティアに協力してもらっており、引き続き、有効な社会資源の活用を図る。

基本目標２ 働く場での男女共同参画の推進

１ 女性の就労機会の拡大

① 男女の均等な就労機会の確保
視点として、①就労を目指す人への情報提供、②生活困窮状態にある人を必要な支援につなげ生活再建を目指す、③事業所における機会均等の取組があげられる。①、②についてはより細かい点に配慮して、取組の充実を図るが、③については市内事業所の現状を踏まえ徹底することの難しさがあることから、事業所への働きかけについては意識の浸透が図られるよう地道な啓発が必要と考える。
② 就業のための情報提供の充実
ふるさとハローワーク*（庁舎内）を開設し、ジョブスポットふじみ野*とあわせて求人や就労希望者への情報提供などにより支援の場を設け、利用者のニーズに応えた。今後も、そのような機会を増やし、支援体制の強化を行っていく。
③ 再就職支援の充実
就業支援主管課である産業振興課の事業に加え、埼玉県女性キャリアセンターの協力によりきめ細かい支援等、各種事業を実施してきた。また、庁内にふるさとハローワークが平成28年2月に設置されたことから、就労範囲や希望者が市内に限らず広域になり、より広い範囲の情報や利用者の掘り起こしができるよう努めていく必要がある。
④ 労働相談事業の充実
庁舎内にふるさとハローワークが開設されたことで、市内居住者の求職活動の利便性が高まった。また、内職相談においても認知度が高まり利用者が増えているので、積極的な情報提供に努め、今後もより多くの情報提供と支援に取り組む。

＊ふるさとハローワーク

ハローワークが設置されていない市町村で職業相談・職業紹介等を行っています。ふじみ野市においては、市役所本庁舎2階に設置されています。

＊ジョブスポットふじみ野

ハローワークと連携して福祉サービスと職業紹介を一体的に提供する就労支援を行っています。ふじみ野市においては、市役所本庁舎2階に設置されています。

2　男女ともに仕事と家庭を両立するための条件整備

① 働く男女を支援する社会的環境整備

国勢調査（平成27年）の結果からも、女性の年齢階層別労働力率がM字カーブ*を描く傾向は変わりなく続いている。

これは、出産・子育て等のために、女性が仕事か家庭かという選択を迫られているという状況に変わりがないことを表している。

働きながら子育てができる制度の整備や活用の促進、ワーク・ライフ・バランス*の推進など市、市民、事業者が一体となった取組を更に進める必要がある。

【ふじみ野市男女共同参画推進キャッチフレーズ】

素敵だね　男女がキラキラ　輝く社会

＊M字カーブ

日本の15歳以上の女性の労働力人口比率を年齢階級別にグラフ化すると、30代が谷となり、20代後半と40代が山となるアルファベットのMのような形の曲線になります。これをM字カーブ（M字型曲線）といいます。結婚、出産を機に退職し、子育てが一段落すると再就職するというライフスタイルをとる女性が多いと、グラフはこの形となります。国際的にみると、アメリカやスウェーデン等の欧米先進諸国では、子育て期における就業率の低下はみられません。

＊ワーク・ライフ・バランス

一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる状態をいいます。ワーク・ライフ・バランスの実現は、就労の場をはじめさまざまな場で性別にかかわりなく個人の能力を発揮できる社会を実現する上で非常に重要な課題となっています。

基本目標３　あらゆる形態の暴力の根絶

１　あらゆる形態の暴力の根絶

① ドメスティック・バイオレンス*に関する相談・被害者支援体制の充実
ＤＶ被害者職員対応マニュアルを適切に運用し、関係各課と適正に、かつ速やかに連携することで、ＤＶ被害者の迅速な支援が求められる。実施にあたり重要になるのは、相談員や職員のスキルと適切な対応、危機管理意識である。DV支援にあたっては、関係各課が適切な支援ができる体制を図っていく。
② セクシュアル・ハラスメント等への対応
働く場としての市役所内の取組として、セクシュアル・ハラスメント*防止員を選任して庁内に配置し、相談受付体制を整えている。また、毎年職員を対象に研修を実施し、職員一人ひとりがセクシュアル・ハラスメントを防止する意識の浸透に努めている。また、市民や事業所においてもセクシュアル・ハラスメントをはじめ、パワー・ハラスメント*などさまざまなハラスメント行為*が起きないよう、事業所への情報提供、啓発事業を実施して、意識啓発に努めていく。

＊ドメスティック・バイオレンス（ＤＶ）

配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者の間で起きる、殴る、けるなどの身体的暴力や、暴言をはくなどの精神的暴力、性的強要などの性的暴力、自由に使えるお金を一切渡さないなどの経済的に苦痛を与える経済的暴力等の行為のことをいいます。

＊セクシュアル・ハラスメント

相手の意に反した性的な言動により、相手に不快感を与えることや、相手の生活環境を害する行為をいいます。また、そのような言動に不快感などを示した相手に対して、自分の地位や立場を利用してさらに不利益を与える行為も含みます。

＊パワー・ハラスメント（パワハラ）

職権などのパワーを背景にして、本来の業務の範疇を超えて、継続的に人格と尊厳を侵害する言動を行い、就業者の働く関係を悪化させ、あるいは雇用不安を与えることをいいます。

＊ハラスメント行為

ハラスメントとは「相手に迷惑をかけること」の意味であり、内容や加害者と被害者の関係により「セクシュアル・ハラスメント」「パワー・ハラスメント（パワハラ）」「マタニティ・ハラスメント（マタハラ）」「モラル・ハラスメント（モラハラ）」などに分類されます。それらは、まったく別のものではなく、ハラスメントという意味で重なる部分もあります。

基本目標４　社会参画の促進

１　地域・社会活動への参画促進

①　地域・社会活動への参加促進

地域・社会活動を活性化させるためには、町会・自治会やコミュニティ活動のほか、共通の目的をもって活動する団体の活動が重要になる。いずれも市と市民・団体との意思疎通と連携が必要で、切れ目なくコミュニケーションを図り援助を続けていく必要がある。また、平時だけでなく災害時についても、男女共同参画の視点から市民が主体的に援助、活動していけるよう意識する。

２　政策・方針の立案・決定への参画促進

①　市の政策・方針の立案・決定過程への男女共同参画

市の政策等への女性の参画については、各担当課が所管する審議会等に積極的に女性を登用するよう毎年依頼している。女性の登用状況を改善させるには細かい働きかけが必要になる。

市役所内での女性の管理職への登用については人事課が積極的に取り組んでいて、数値として成果が見えてきている。

②　事業所の取組への支援

働く人としての女性の活躍、または登用については、一人ひとりの意識に働きかけることが第一歩になる。市で行っている啓発事業や女性情報誌の発行により、男女共同参画、女性活躍推進の土台をはぐくむ意識づくりがなされている。また、働く場である事業所にも働きかけることが、女性の活躍・登用に直接結びつくものであると思うので、市から事業所に情報提供する際に、効果的な成果をあげられるよう工夫をする。

３　平和活動と国際理解・協力における男女共同参画の促進

①　国際理解・協力と交流の推進

現在市内に居住する外国籍の市民に対しての支援として、日本語習得や地域住民との交流といった機会を設けている。外国籍の人たちをサポートする各種事業の運営にはボランティアや民間NPO団体に携わってもらっている。地域住民の力を借りて成し遂げているものなので、市と団体等とのさらなる意思疎通を図り活動を継続させていく。

②　平和活動の推進

平成28年度は平和祈念事業を実施し、多くの市民の参加を得た。講演会のほか音楽コンサートなどを実施し、楽しみながらも平和を大切にする気持ちを伝えることができた。平和意識と男女共同参画とは結びつきにくいようにも思えるが、戦争時や過去の時代の女性の立場と、現在とこれからの男女の立場や役割を考えるきっかけになるものである。

③　多言語に対応した地域生活環境の整備

外国籍市民が生活していくために必要な情報を得るにはホームページやガイドブックにより多言語で情報を発信することが有効である。ゴミ出しの仕方など日常的な情報や災害時など非常時における対応など、細かな情報提供を多言語で行えるようにしておく必要がある。

基本目標５　生涯にわたる健康支援

１　性と生殖に関する健康と権利についての意識啓発

①　性と生殖に関する健康と権利についての意識啓発

妊娠や出産などの相談は保健センターが実施しており、また、学校では性の問題や児童生徒の体の発達段階に応じた教育が行われている。今後は、市民の生殖の悩みや不安に対応した相談体制を充実させていくことが課題である。

２　母性の保護と母子保護の充実

①　母性の保護と母子保健事業の充実

保健センターでは、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行っている。今後も妊娠期から出産後における母へのフォローや乳幼児への発達支援、虐待防止に向けた取組をさらに推進するため、組織体制の強化、関連する部署とのさらなる連携が必要である。

②　健康を脅かす問題への対策

児童・生徒への教育・啓発として各学校で保健学習の時間を設けている。また、保健センターでは、妊娠中のママとパパを対象に、パパママセミナーを実施し、喫煙やアルコールがもたらす胎児への影響等について教育の機会を設けている。

３　健康の保持・増進

①　健康づくり事業の実施

学校施設を開放し、市民の利用に供している。利用率は伸びているので、適正かつ効率的な管理をしながら多くの市民に利用してもらうようにしたい。元気・健康都市宣言を機に、市民の健康づくりをより一層推進するため、新たな取組として、市民の自主的な健康づくりを応援する「元気・健康マイレージ事業」を実施した。今後も市民一人ひとりが自分にあった健康づくりへの取組が習慣化されるよう、関係団体や関係部署と連携し、効果的かつ効率的な健康づくり事業の展開を図っていく。

②　健康管理に関する意識啓発

保健センターでは、市民の健康管理に関する意識啓発事業として、医師会・歯科医師会等の協力を得て、健康生活セミナー、がん予防セミナー、歯と口の講演会などの事業を実施し、市民の健康の保持増進につなげている。今後も、医師会等と連携し、生活習慣病予防対策の促進に努めていく。

③　健康診査の充実と受診促進

がんの早期発見・早期治療により、がん死亡を減少させていくことが課題である。そのためにも、がんに対する知識の普及とがん検診の受診を促進する働きかけが必要である。また、健康診査については、メタボリックシンドローム及びその予備群を発見するとともに、保健指導により、生活習慣病の重症化を予防することで、医療費の適正化を図る必要がある。

基本目標６　生活福祉の向上

１　次世代を育成するための環境づくり

① 子育て支援体制の充実
各地域に居住する子育て中の人たちの支援のため、講座の開催や交流の場の提供、出張相談などを行い、きめ細かい支援を実施している。学齢児童や外国籍児童への支援についても実施しているので、引き続き体制を維持し、支援に努めたい。
② 青少年健全育成事業の充実
学校においては問題行動への連携した対処と進路指導の一環とした職場体験を実施している。校外においては他の子どもたちとの交流、レクリエーションの場を設け、中高生においては「居場所づくり」をして子どもたちの健全育成に取り組んだ。今後とも利用者の状況を見ながらより充実した取組を続ける。
③ 子育て家庭への経済的支援
私立幼稚園入園者への援助、学校の就学費、医療費、生活費等それぞれの経済的支援を実施している。制度に則り、また近隣市町の状況なども踏まえ、的確な支援を続けていく。
④ 障がい児のいる家庭の福祉の充実
障がい児への支援は、子育て支援課、学校教育課、障がい福祉課、保健センターなどそれぞれの分野にわたって連携して支援にあたっている。今後も切れ目なく、きめ細やかな支援ができる体制を維持していく。

２ ひとり親家庭等の福祉の充実

① ひとり親家庭等の生活の安定への支援
制度に基づき支援を実施するが、周知が届かず制度を利用できない世帯がいることが課題となる。周知とともに、対象者の把握を確実に行えるよう取り組む。
② ひとり親家庭等の相談・緊急援助の充実
家庭ごとに寄り添い、細かく把握して支援をするケースワーカーの業務が要になる。自立支援施策はひとつひとつの状況に応じた的確な判断が必要であるので、担当課をまたぐバックアップ体制の構築を図っていく。

３ 高齢者・障がい者福祉の充実

① 福祉サービスの充実
高齢や障がいのある方のニーズやサービスの需要は増えていく傾向があるので、担い手の確保が課題になる。また、利用する人が安心して利用できるよう窓口や相談体制の量的、質的向上が課題である。
② 地域生活基盤の確保
利用者それぞれのニーズを把握し、生活基盤から就労、そして自立へ道筋を示すことを意識して支援体制をとっていくことが必要である。
③ 生きがい活動支援
生きがいづくりとして、スポーツ等レクリエーション活動の実施と、就業、そして居場所づくりという観点がある。スポーツについては需要が高く、設備、利用方法を充実させてニーズに応えていく。就業と居場所づくりについては、高齢者、障がい者などそれぞれの状況に合わせた支援が必要となる。

４ 地域福祉の充実

① 地域福祉組織の充実
住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、地域福祉の向上のため、民生委員・児童委員*や各団体の協力を得ていく。各委員、団体と市との意思疎通と協力体制により市民の福祉向上を目指していく。
② 市民生活をめぐる相談体制の充実
相談者が抱えるさまざまな問題に的確に対処し、解決に導く相談体制が必要になっている。相談員のみならず職員のスキル向上が重要になる。また、市の他の担当部署や社会資源の活用が重要であり、担当課間の連携をとっていくことが必要である。
③ 福祉情報の提供体制の充実
情報発信については、従来からホームページを活用しているが、近年のデジタルコンテンツの急速な発達により、メールやアプリといった、利用者に身近で速達性のあるツールを積極的に活用して周知していく。

＊民生委員・児童委員

民生委員は、都道府県知事の推薦を受けて厚生労働大臣からの委嘱により、それぞれの地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行う方です。また、児童委員は、地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるように、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごと等の相談・支援等を行う方です。

なお、民生委員は児童委員を兼ねることとされています。

４　ふじみ野市の現状

（１）人口等の推移

①人口の推移

市の人口は微増傾向にあり、平成29年１月１日現在、113,553人となっています。

＜男女別人口の推移＞

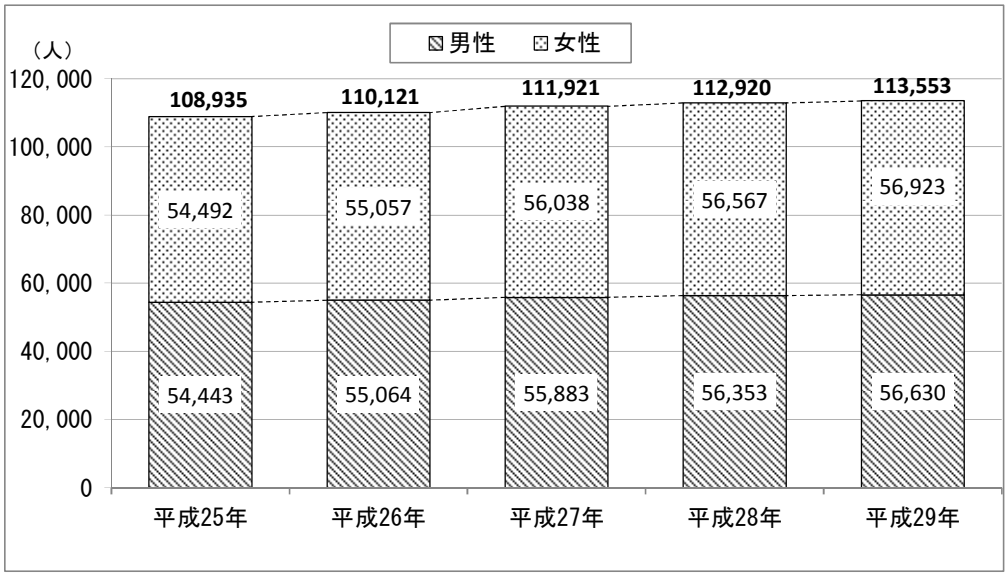

資料：住民基本台帳（各年１月１日）
※日本人及び外国人の数値

【ふじみ野市男女共同参画推進キャッチフレーズ】

性別を　越えて築く　笑顔のみらい

②年齢3区分別人口の推移

年齢３区分別人口の推移を見ると、平成25年以降、年少人口、生産年齢人口とも概ね横ばい、高齢者人口はやや増加で推移しています。高齢化率は平成29年現在24.4%となっています。また、これを男女別にみると女性の高齢化率は27.1%と男性より5.4ポイント高くなっています。

＜年齢３区分別の人口の推移＞

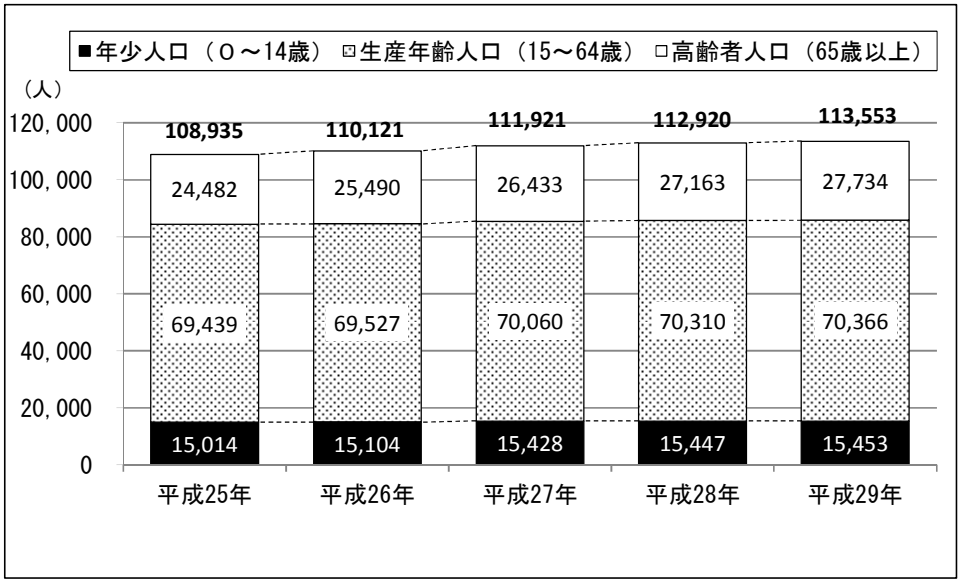

資料：住民基本台帳（各年１月１日）
※日本人及び外国人の数値

＜年齢３区分別の人口構成割合の推移＞

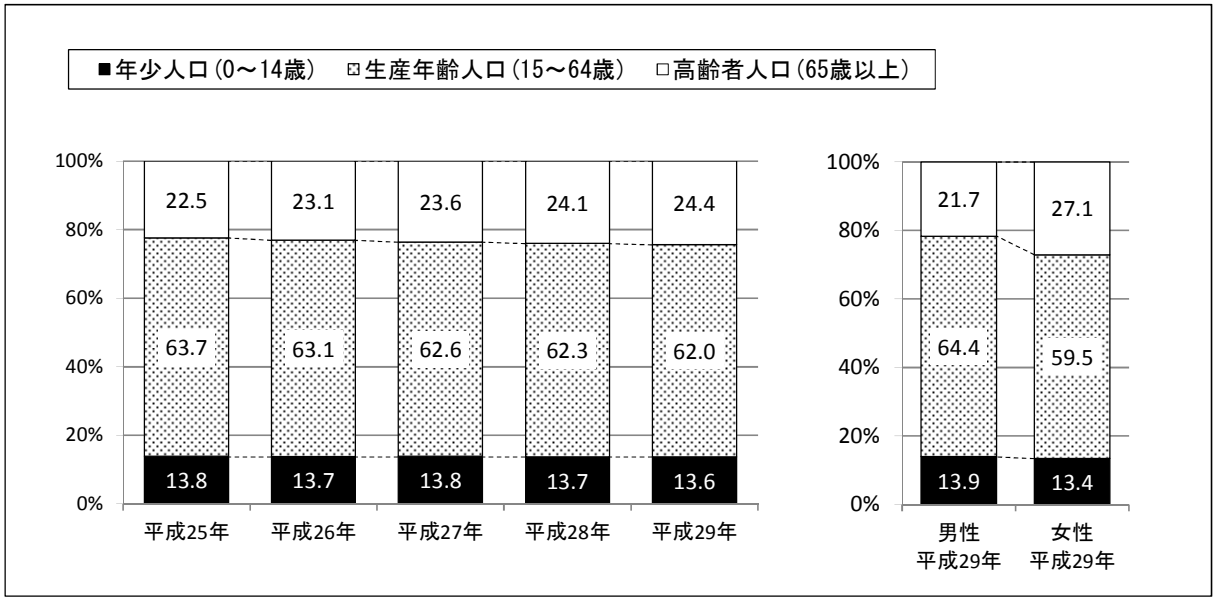

※百分率（%）は小数第２位を四捨五入し、小数第１位まで表示しているため、%の数値を足し合わせて100%にならない場合があります。

資料：住民基本台帳（各年１月１日）
※日本人及び外国人の数値

③高齢化の状況

国勢調査の結果からふじみ野市の高齢化の状況をみると、65歳以上の高齢者人口は増加を続けており、生産年齢人口（15～64歳）に対する老年人口の比率である老年人口指数は、昭和55年の6.50から平成27年には39.71となり、高齢者１人を生産年齢の人３人弱で支える必要があることになります。

また、平成17年から平成27年までの10年間で、約1万人弱増加しており、今後さらに高齢化が進行すると考えられます。

【ふじみ野市の人口と人口構成】

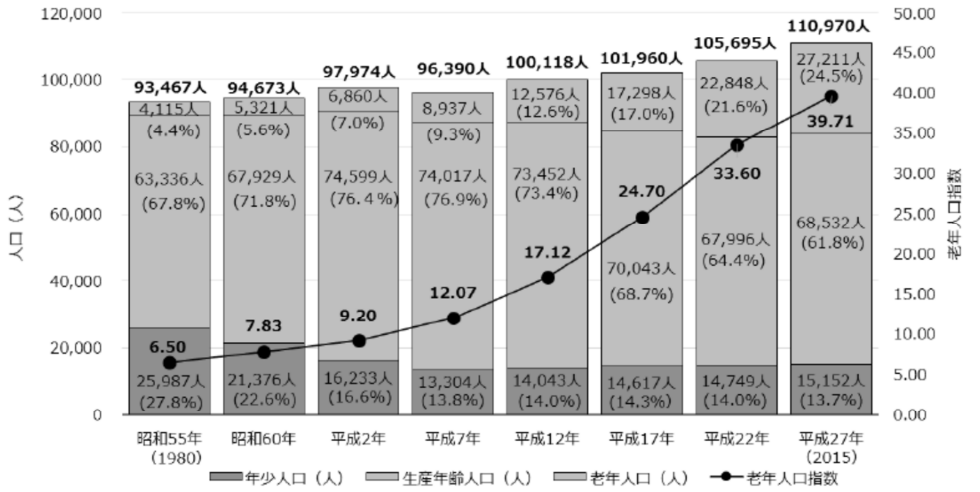

※国勢調査において、生年月の記載がなく年齢が不詳である人口は、人口の総数に含むが、人口構成には含まれないため、人口の総数と人口構成の総数は一致しない。

「国勢調査」から作成

④世帯の推移（住民基本台帳）

世帯数は増加傾向にあり、平成29年時点で50,264世帯となっています。一方、1世帯当たりの世帯人員は減少傾向にあり、平成29年では2.26人となっています。

その要因として単身世帯や高齢者のみの世帯の増加があります。今後、大家族では分担し合えた役割を、家庭内で一人で担い、問題や悩みを抱えている人が増加することが予測されます。世帯内で必要な支援を受けられない人を支え、子育て・介護や見守り、防犯・防災など地域全体で支え合う社会の実現が求められます。

＜世帯数、１世帯あたりの世帯人員の推移＞

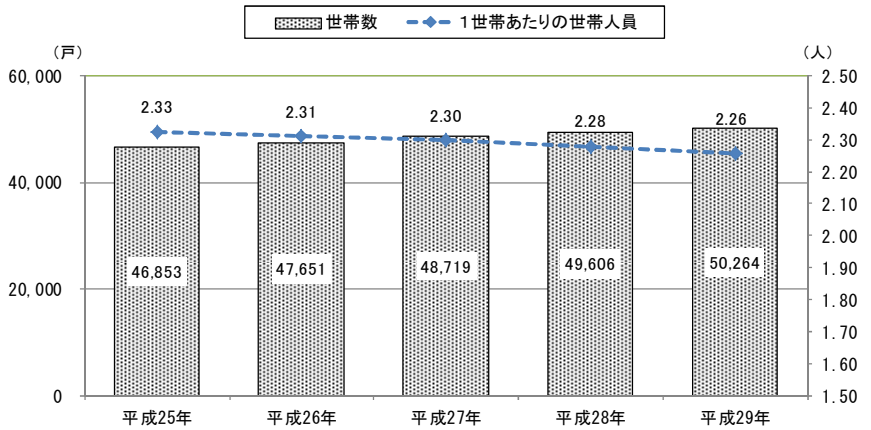

資料：住民基本台帳（各年１月１日）
※日本人及び外国人の数値

⑤家族類型の変化

家族類型をみると、核家族が６割強、単独世帯は約３割となっています。核家族世帯は埼玉県、国よりも高く、単独世帯は埼玉県と同じ割合、国と比較すると 4.1 ポイント低くなっています。人口増加の要因である若い世代の流入により、核家族の割合が高くなっていると考えられ、子育てや教育、健康づくり等に関わる支援を必要とする世帯が多いことが考えられます。

しかし、一方で高齢化や非婚化・晩婚化等が進む中で、多様化する個人の価値観や生活実態等を踏まえた施策が求められています。

＜世帯の家族類型別割合＞

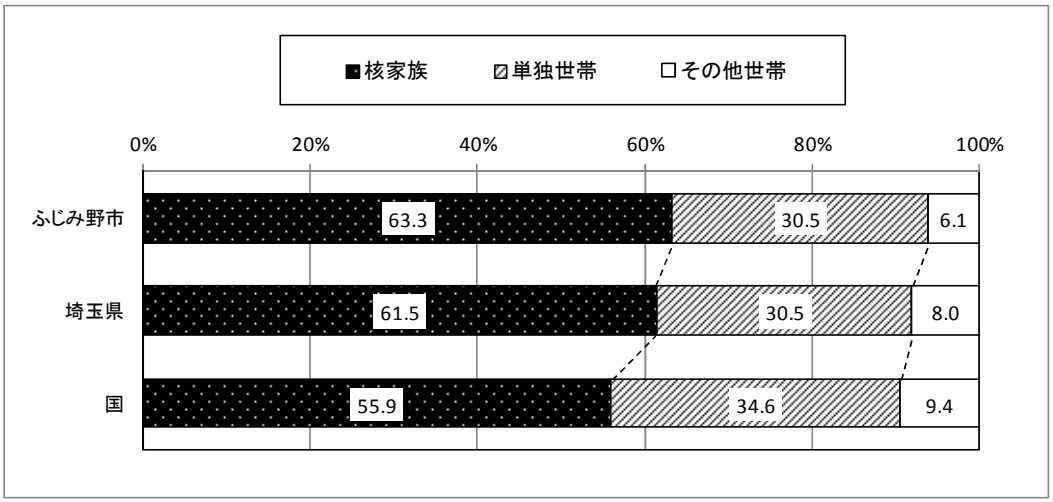

資料：平成 27 年国勢調査

⑥転入・転出数

平成 28 年の転入・転出状況をみると、女性では 20 歳～34 歳で多く、転入が転出を上回っています。男性では 20 歳～24 歳では転出が転入を上回っていますが、25 歳～39 歳では転入が転出を上回っています。男女ともに仕事や家庭を持つ世代で流入が多く、主に子育て世代が増加していることから、教育・保育の充実や子育て支援の充実、転入世帯の地域での生活の支援などとあわせて、様々な情報提供や啓発活動を継続的に推進する必要があります。

＜男女別・５歳階級別の転出者・転入者数：平成 28 年（2016 年）＞

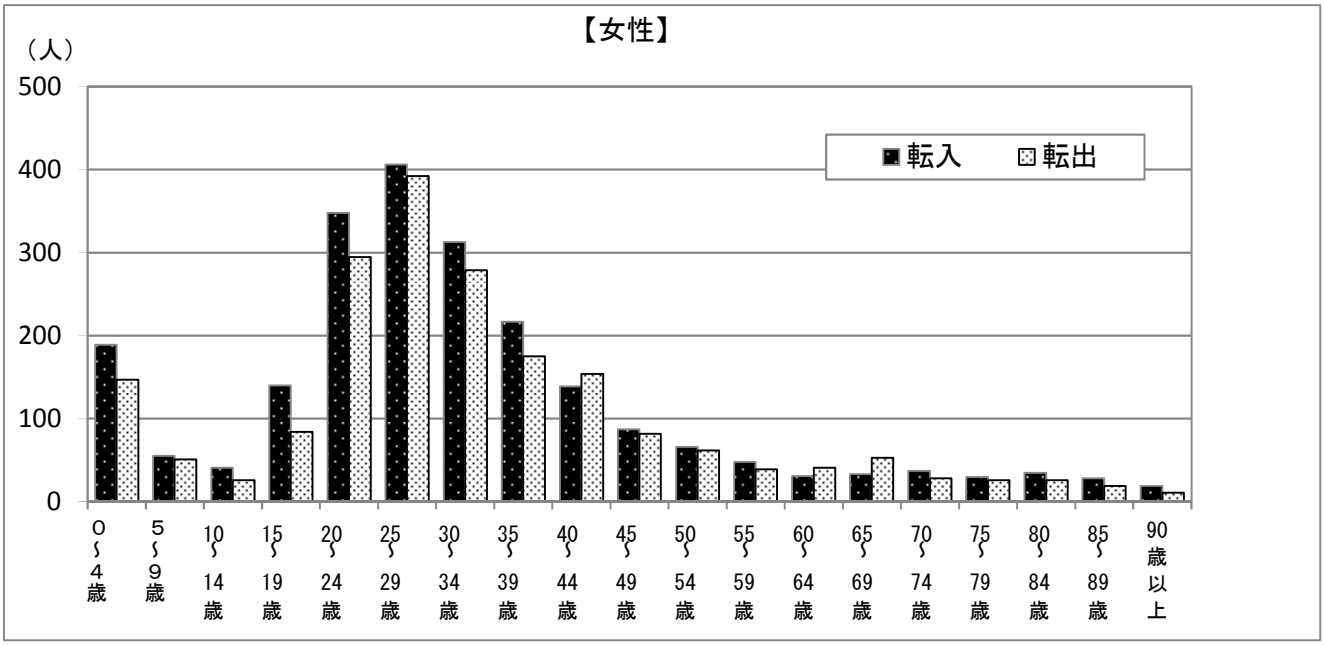

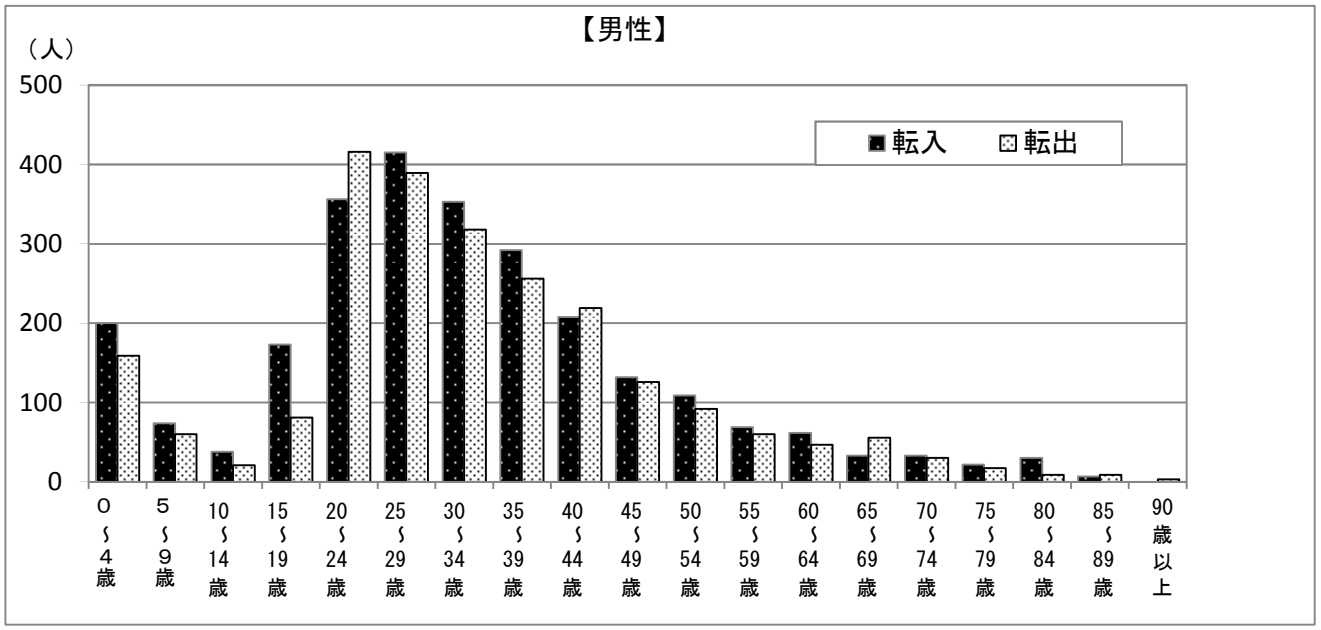

資料：総務省 住民基本台帳移動報告

⑦未婚率の推移

５歳階級別の未婚率をみると、平成22年から平成27年にかけて、男女ともに40歳以上の層において未婚率が上昇しています。全国的にも非婚化の傾向が高まっています。その背景には、ライフスタイルや価値観の多様化も挙げられますが、非正規雇用や低賃金での就労から抜け出せない若者の現状も指摘されています。

＜男女別　未婚率の推移＞

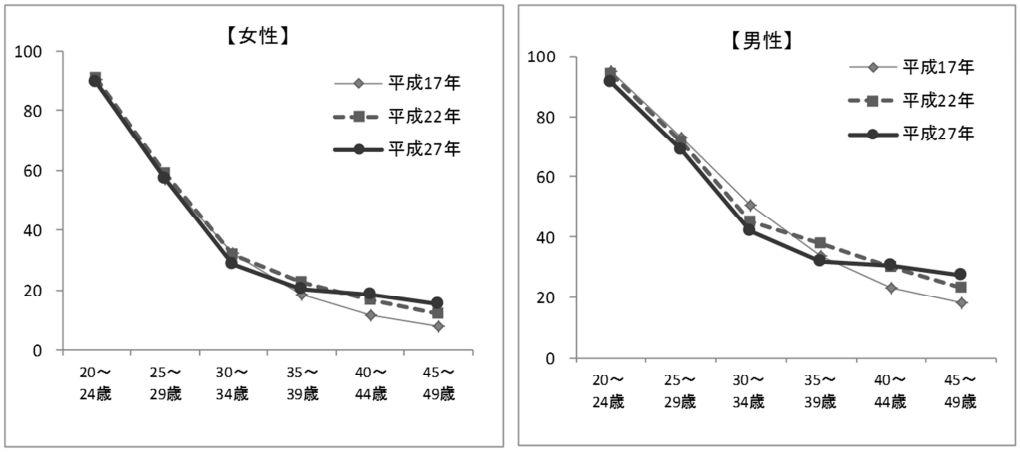

※平成 17 年は日本人のみ、平成 22 年・平成 27 年は外国人を含む総数

資料：平成 27 年国勢調査

⑧合計特殊出生率*の推移

合計特殊出生率は、平成23年以降増加しており、平成27年時点では1.53と全国（1.45）、埼玉県（1.39）の値を上回っています。背景には、20～30代の流入があると考えられ、子育てしやすいまちづくりの推進を継続していくことが必要です。

＜合計特殊出生率の推移＞

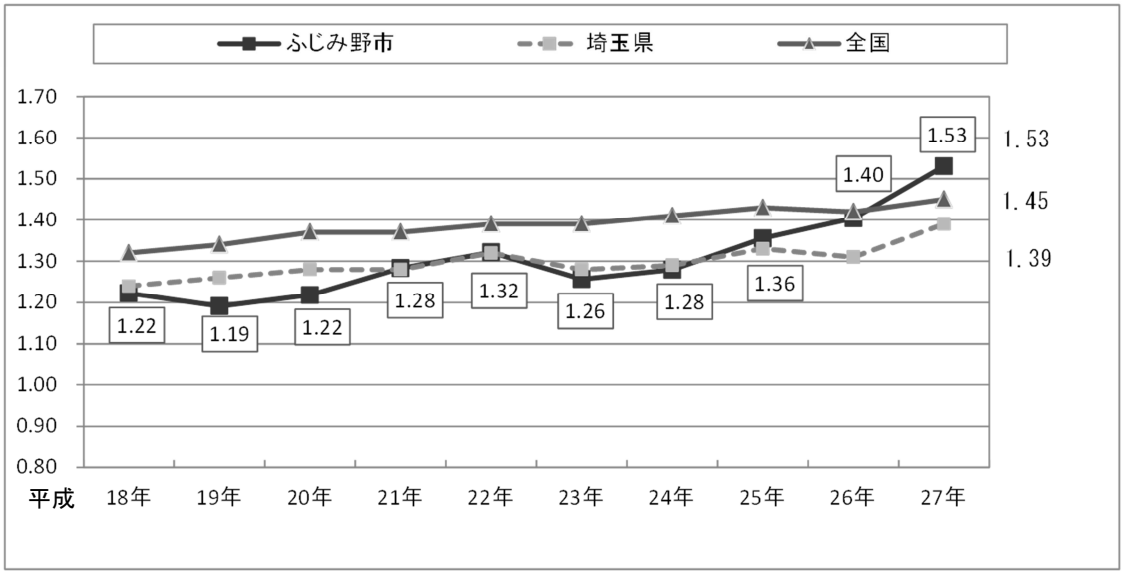

資料：埼玉県総務部統計課「人口動態統計」

---

*合計特殊出生率

15歳から49歳までの女性の年齢別出生率の合計で、一人の女性が一生に産む子供の数の平均を表します。

（２）就業に関する現状

①就業の状況

市民の就業の状況をみると、女性就業者は20,090人、男性就業者は27,438人となっています。どちらも市外で就業している人が多く、女性では5割台半ば、男性では7割台半ばと大半を占めています。なお、市内で就業している市民は女性の方が男性より約2割多くなっています。雇用形態をみると、女性では正規雇用が39.6%、非正規雇用が60.4%、男性では正規雇用が81.6%で８割強となっています。

男性と比べて女性は市内、非正規雇用での就労が多く、その中には子育てや介護など家庭との両立のためにその働き方を選んでおり就労に対する本人の希望通りではないこともあります。働く意欲を持つ女性が能力を十分に発揮できるよう、子育てや介護のサービスの充実とあわせて、家族の理解促進に向けた意識啓発、女性の就労支援を行う必要があります。

＜男女別・就業地（市内・市外）による 15 歳以上の就業者数＞

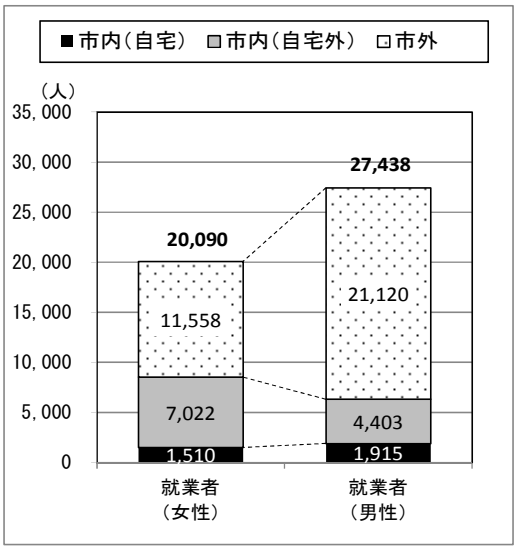

資料：平成 27 年国勢調査

＜男女別・雇用形態＞

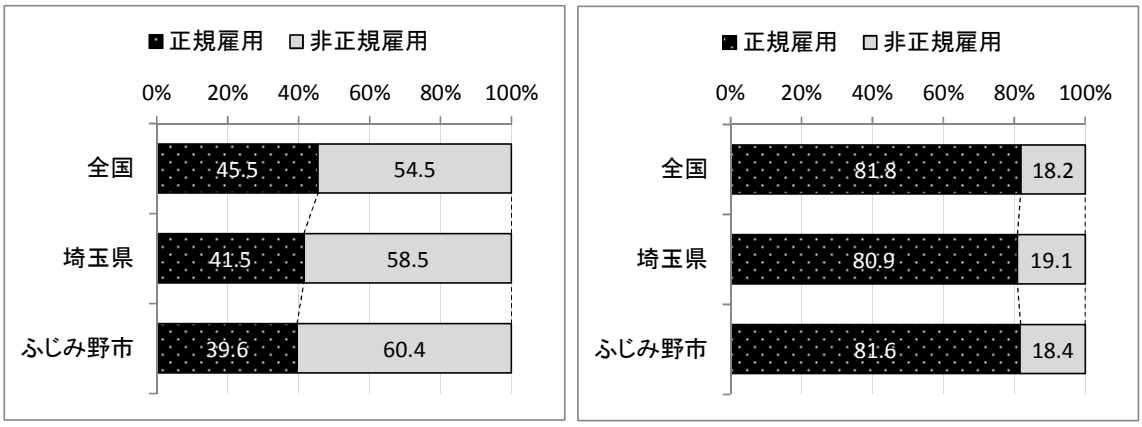

資料：平成 27 年国勢調査

②女性の年齢5歳階級別労働力率

女性の年齢階級別労働率は、全国、埼玉県、そしてふじみ野市でも出産、子育て期における30代で大きくM字カーブを描く傾向が続いています。

ふじみ野市の女性の労働力率は埼玉県（女性）と類似していますが、国（女性）と比べると、M字の谷がやや深くなっています。また、60代以降は国、埼玉県とほぼ同じ割合となっています。ここからふじみ野市では、30代で出産・育児に専念するなど一度離職し、子育てが一段落した40代で再び職に就くという働き方を選択する女性が多いことが分かります。この背景には、「女性は家庭で家事や子育てに専念するべき」という考え方が根強く残っていることや、女性が家事や子育てを担いながらも働き続けられる環境が整っていないことなどが挙げられ、社会的な意識の変革や企業等における環境整備、男性の働き方の見直し、家事・子育て等への関わりを進めることが必要となります。

＜女性５歳階級別の労働力率＞

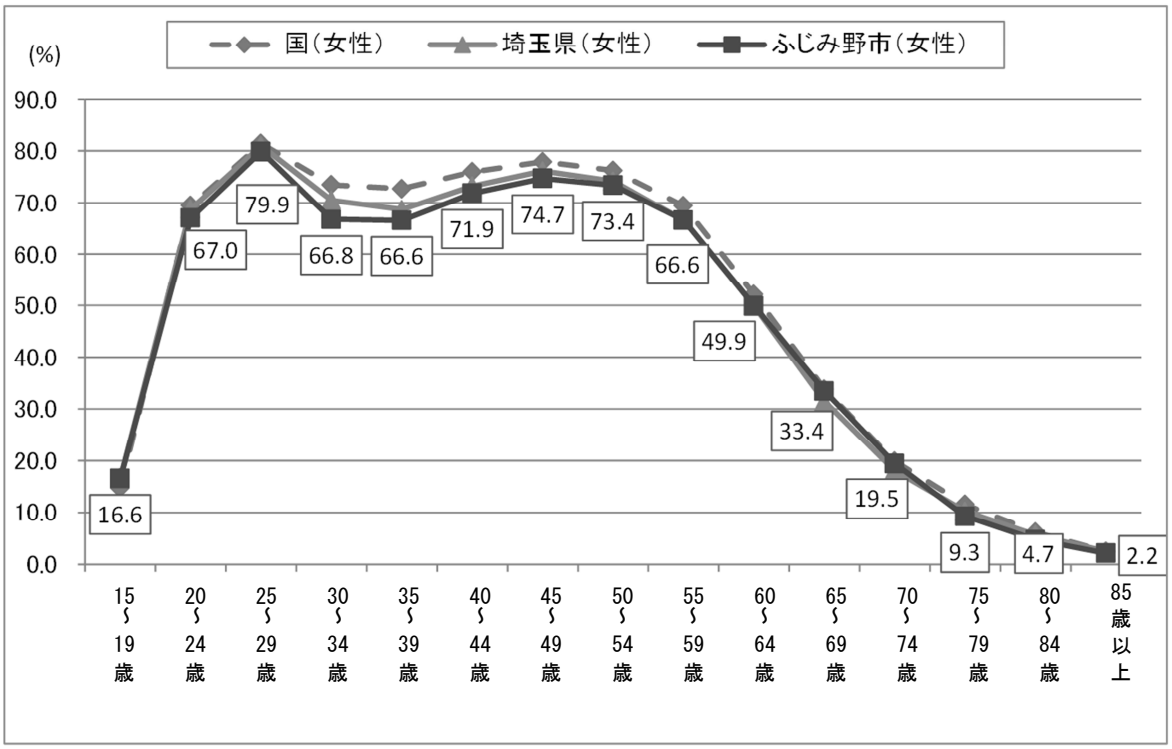

資料：平成 27 年国勢調査
※表示の数値はふじみ野市（女性）

（３）ふじみ野市の相談状況

①DV相談の状況

ふじみ野市では、DV被害者の総合相談窓口である市民総合相談室に平成26年度から配偶者暴力相談支援センターを設置し、「女性のためのＤＶ・総合相談」を週2回に増設、相談員も増員し、相談体制を強化するとともに、ＮＰＯ等の支援団体との連携を図り、ＤＶ被害者の継続的な生活支援やメンタルケアができる体制を構築してきました。さらに、証明書等の発行により相談者の必要な支援に迅速につなげることが可能となり、支援の幅を広げることができました。最近は、ストーカー、性暴力に関する相談も増え、また、単に暴力の問題だけではなく、生活困窮や養育の問題など複合的な問題を抱えた相談が増えているため、今後も適切な支援につなぐことが求められています。

配偶者暴力相談支援センターにおいて、対応した相談件数は、平成28年度127件で、庁内全体で関わった課が12課となっており、庁内全体で連携して支援する業務になっています。

また、一時保護などで外部機関の支援につないだ件数は延べ27件となっており、多岐に渡る支援が必要であることがわかります。

今後もさらに、ＤＶ総合相談窓口の機能を充実させ、被害者に必要とされる適切な支援ができるように支援の選択肢を充実させていく必要があります。

＜相談件数の推移＞

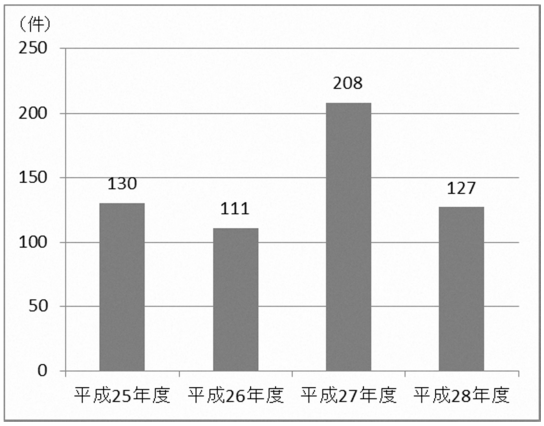

＜年代別相談者実人数の推移＞

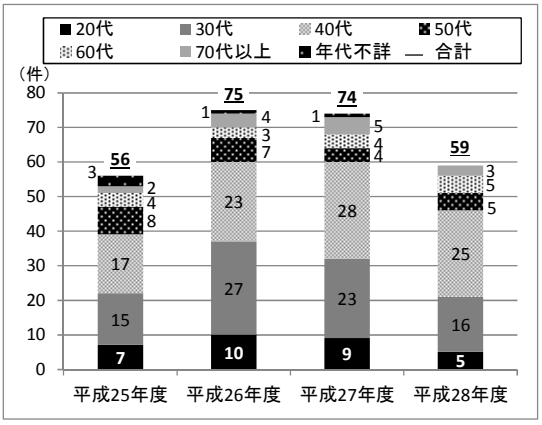

資料：ふじみ野市配偶者暴力相談支援センター

＜各種支援に係る証明書発行件数＞　※配偶者暴力相談支援センター設置以降

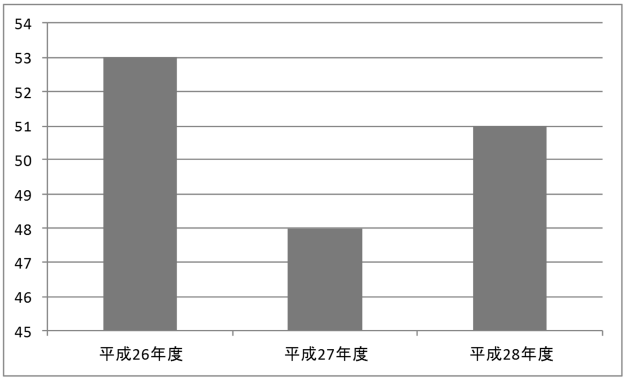

資料：ふじみ野市配偶者暴力相談支援センター

②DVに関する相談

経年変化をみると、「相談した」は4.2ポイント減少し、「相談しなかった」は9.8ポイント増加している。

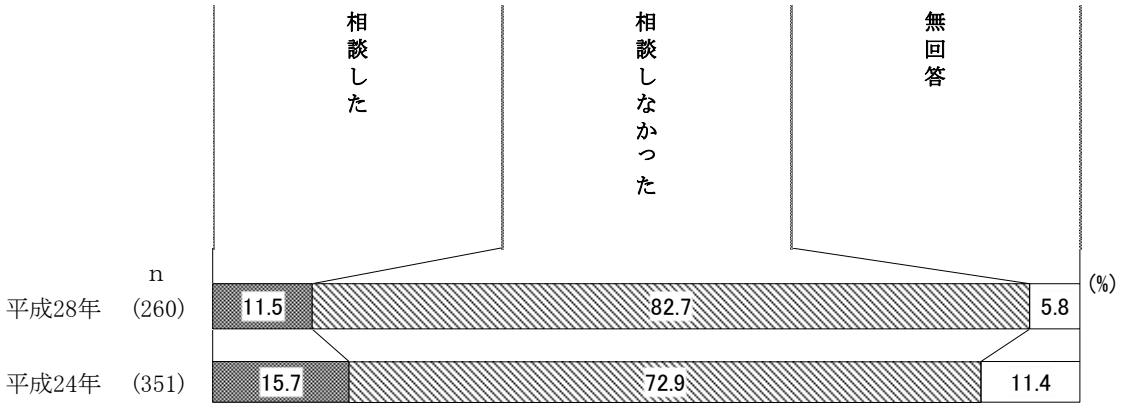

資料：平成 28 年度ふじみ野市男女共同参画に関する市民意識調査

【経年変化・性別】

経年変化を性別でみると、「相談した」は男性では4.7ポイント減少し、女性では3.4ポイント減少している。「相談しなかった」は前回調査より男性では11.7ポイント増加し、女性では8.1ポイント増加している。

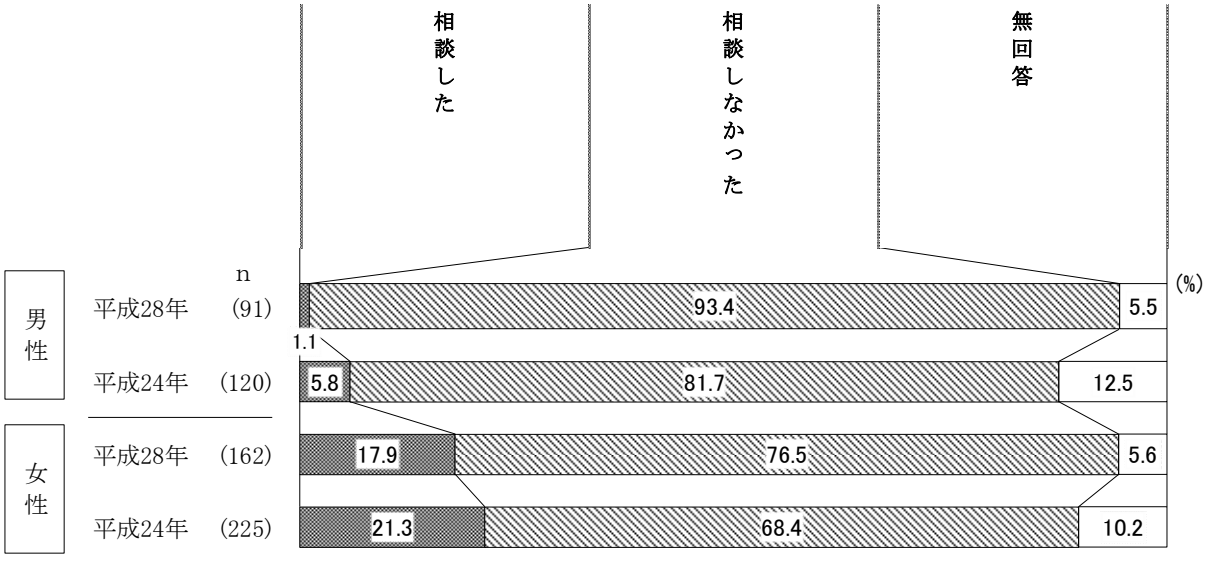

資料：平成 28 年度ふじみ野市男女共同参画に関する市民意識調査

③相談した相手

相談した相手については、「友人・知人」が70.0%で最も多く、次いで、「家族・親戚」が53.3%となっている。「市町村の相談窓口」と「医師」はともに10.0%となっている。

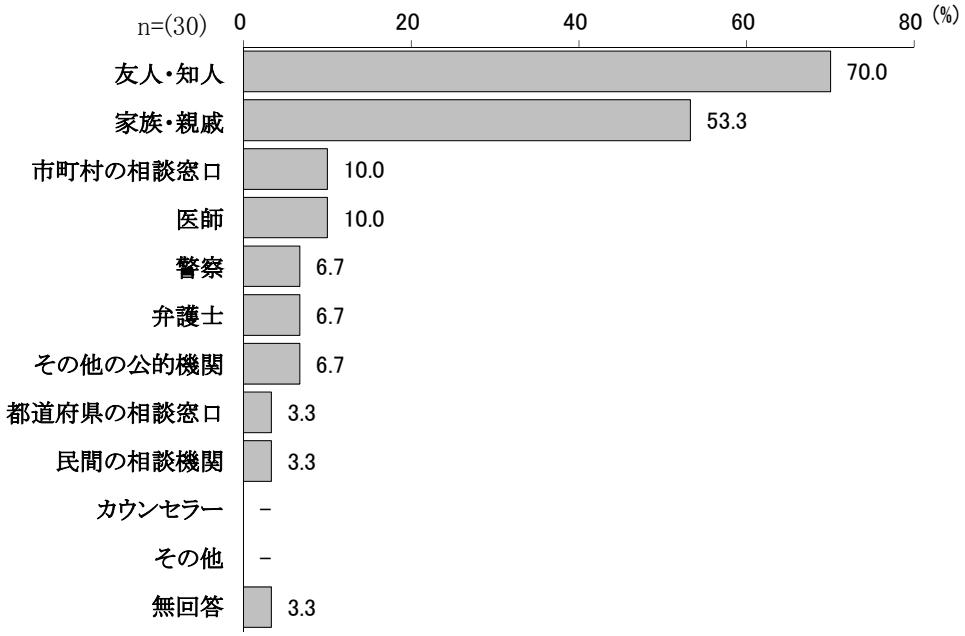

資料：平成 28 年度ふじみ野市男女共同参画に関する市民意識調査

④相談しなかった理由

相談しなかった理由については、「相談するほどのことではないと思った」が79.5%で最も多く、次いで、「自分さえ我慢すればこのままやっていけると思った」が17.7%、「相談しても無駄だと思った」が15.8%の順となっている。

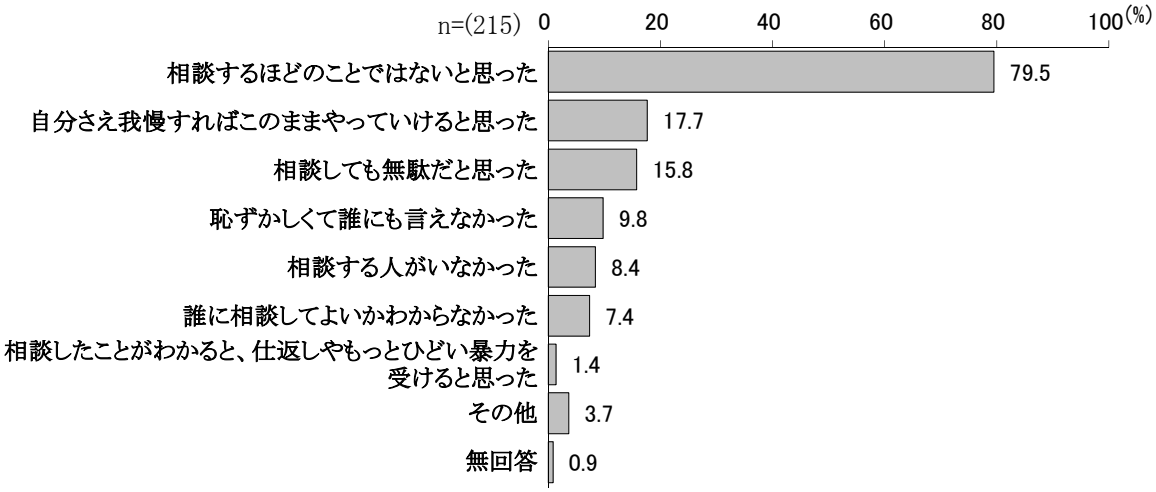

資料：平成 28 年度ふじみ野市男女共同参画に関する市民意識調査

Ⅱ　計画の基本的な考え方

II 計画の基本的な考え方

1 計画の目的

本計画は、男女共同参画社会の実現に向けて、ふじみ野市において男女共同参画推進施策を総合的かつ計画的に推進するために策定するものです。

2 計画の位置づけ

（1）本計画は、「男女共同参画社会基本法」第 14 条第３項に基づく「市町村男女共同参画計画」です。
（2）本計画は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第６条第２項に基づく「市町村推進計画」と一体的に策定するものです。
（3）本計画は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第２条の３第３項に基づく「市町村基本計画」と一体的に策定するものです。
（4）本計画は市の最上位計画である「ふじみ野市将来構想 from 2018 to 2030」に基づき、策定するものです。

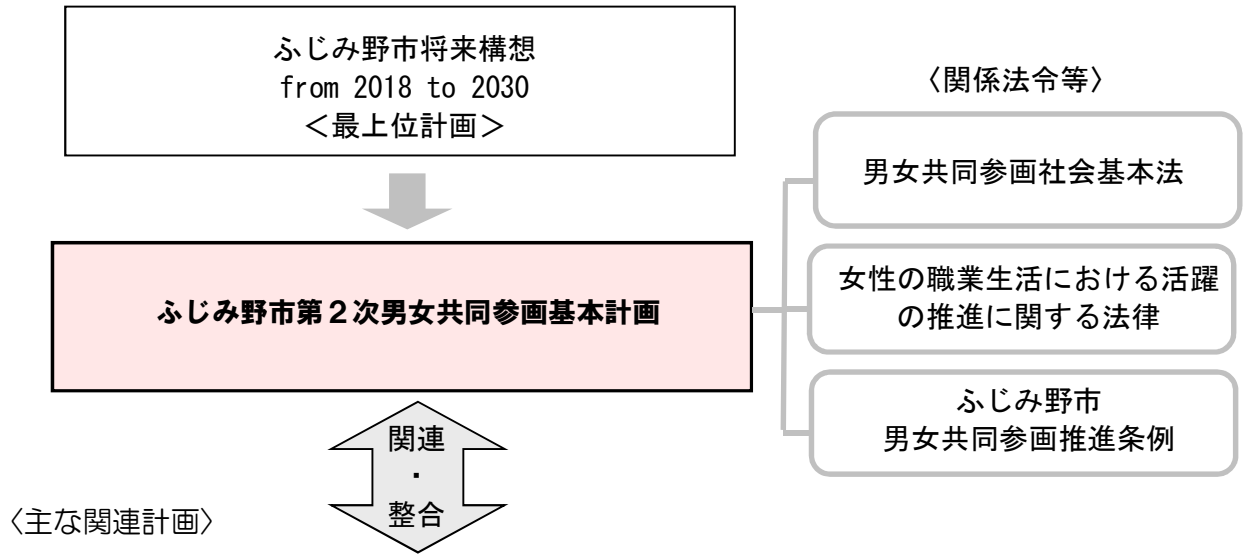

3 計画の性格

（１）この計画は、「ふじみ野市男女共同参画推進条例」第 10 条に基づき策定する計画です。
（２）この計画は、国の「第４次男女共同参画基本計画」、埼玉県の「男女共同参画基本計画」の趣旨を踏まえて策定する計画です。
（３）この計画は「ふじみ野市子ども・子育て支援事業計画」等の関連計画との整合性を図り、推進するものです。
（４）この計画は、「ふじみ野市男女共同参画推進審議会」の意見を尊重するとともに、「ふじみ野市男女共同参画基本計画（平成20年度～平成29年度）」の推進状況や課題を整理し、パブリック・コメント制度等による市民参加のもとに策定したものです。
（５）この計画は、市・市民・事業者等と協働して取り組むものです。

4 計画の期間

この計画は、市の最上位計画「ふじみ野市将来構想 from 2018 to 2030」と同様、平成 30 年度～平成 42 年度の 13 年間を計画期間とし、社会状況の変化や計画の進捗状況を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

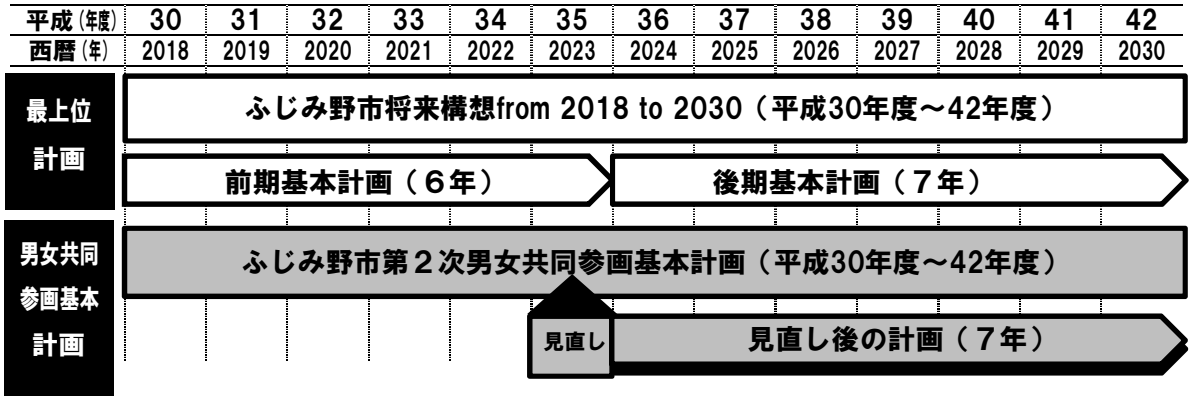

５ 計画の推進

近年、計画の策定をはじめ、取組を実践する過程においても、市民等の参画による見直し等の仕組みが構築されております。

ふじみ野市では、男女共同参画基本計画の基本理念である「だれもが自分らしく活躍するまち　ふじみ野」の実現を、市民や各種団体との協働により、推し進めていきます。

（１）推進体制

①計画の点検・評価体制

▸ふじみ野市男女共同参画推進審議会

市民委員をはじめ、各分野の専門的知識を有する委員で構成され、計画の進捗状況の点検・評価を行います。

②庁内推進体制の整備・充実

▸ふじみ野市男女共同参画推進会議

主に男女共同参画に密接に係る部署の課長を構成員として、この計画に定める施策全体の総合的な推進や施策の調査研究と進行管理を行います。

▸ドメスティック・バイオレンス対策庁内連絡会議

ＤＶ被害者の支援を関係各課が相互に連携して総合的に推進する役割を担うことから、ＤＶ防止基本計画の策定にあたっては、被害者の支援の充実に向けて検討するとともに、今後の推進体制の重要な役割を果たしていきます。

（２）市民、事業者等との連携と協働

男女共同参画社会の実現に向けて施策を推進するにあたり、市・市民・事業者等と連携、協働し、さまざまな分野で主体的にそれぞれの役割を果たしていくことを目指します。

（３）国や埼玉県、関係機関との連携

国の法整備や、埼玉県が広域的に実施すべき事項等については、国や埼玉県に積極的に働きかけを行うとともに、必要に応じて他の関係機関と連携を図ります。

（４）計画の効果的な進行管理

施策の推進状況を年度ごとに確認し、公表します。推進状況の評価は、計画の見直しや施策の次年度以降の取組に反映します。さらに、進行管理の精度を上げるために、成果指標等を設定し、その達成に向けて事業・施策を推進していきます。

Ⅲ　施策の展開

Ⅲ 施策の展開

1 計画の基本理念

ふじみ野市では、平成27年10月に「ふじみ野市男女共同参画推進条例」を制定し、その中で男女共同参画を推進するための８つの基本的な考え方を基本理念として定めています。

この計画では、「ふじみ野市男女共同参画推進条例」に示された基本理念を、計画の基本視点として位置付けるとともに、「ふじみ野市男女共同参画基本計画」で掲げた基本理念を踏襲し、計画を推進していきます。

だれもが自分らしく活躍するまち　ふじみ野

ふじみ野市男女共同参画推進条例の基本理念

１　男女が個人としての尊厳を重んじられること。

２　男女が直接的であるか間接的であるかを問わず、性別による差別的な取扱いを受けないこと。

３　男女が個人として能力を発揮する機会が確保されること。

４　男女が性別による固定的な役割分担意識に基づいた社会の制度又は慣行によってその活動が制限されることなく、自らの意思及び責任により多様な生き方が選択できること。

５　男女が社会の対等な構成員として、市の政策又は事業者における方針の立案及び決定に参画する機会が確保されること。

６　家族を構成する男女が、互いの協力及び社会の支援の下に、子育て、介護その他の家庭生活における活動及び就業、就学その他の社会生活における活動が円滑に行われること。

７　妊娠、出産その他の性と生殖に関する事項について、男女の相互の意思が尊重されること及び生涯にわたり男女が健康な生活を営むことについて配慮されること。

８　国際社会における取組と密接な関係があることの認識に立ち、国際的な協調の下に行われること。

２ 計画の視点

この計画では、社会的変化や新たな課題に対応するために前計画から特に次の点を追加、充実しました。

（１）多様性の尊重

ふじみ野市男女共同参画推進条例では、「自らの意思及び責任により多様な生き方が選択できること」を基本理念に掲げています。「性」は、その人のアイデンティティに深く関わるものであり、日常生活を支える大切なものです。ふじみ野市では、多様な「性」、多様な「生き方」を自ら選択し、誰もがいきいきと生活することができる環境をつくるために、人々の意識や社会環境の変革など、多様性を尊重するまちづくりを推進していくこととします。

（２）男女共同参画の視点に立った防災対策の推進

近年の大規模災害時の経験から、避難所運営などの災害対応体制に女性の視点が不可欠であること、女性や社会的弱者のニーズを捉えた防災・災害対策の必要性などが明らかになっています。災害対策を決定する場や地域の防災活動に、より多くの女性の参画が必要であることから、男女共同参画の視点に立った防災対策の推進を「主要課題」に位置づけ、取組を推進していきます。

（３）困難を抱える家庭への支援の充実

日本の子どもの貧困率は平成27年に13.9％となり、18歳未満の子どもの６人に１人、300万人あまりが貧困状態にあるとされています。特に深刻なのは母子家庭などの「ひとり親世帯」の子どもで、貧困率は50.8％、２人に１人となっています。

ふじみ野市においても、困難を抱える家庭への支援は喫緊の課題となっていることから、ひとり親家庭等の生活の支援や女性のための就労支援、相談窓口の充実など取組を強化していきます。

（４）男女が共に活躍できる環境づくり

ふじみ野市の女性の年齢階級別就業率は依然としてM字カーブを描いており、就職しても30代で離職する人が多くなっています。仕事と結婚、出産、子育てなどの家庭生活との両立の難しさは、女性の意識や職場環境だけでなく、家庭をともに営む男性の働き方や家庭への関わり方を変えなければ解消されるものではありません。

この計画では、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づく「市町村推進計画」として、女性が性別による制約を受けずに仕事をはじめ多様な活動に参加し、組織の長や管理職といった政策・方針決定過程にも積極的に参画できるよう家庭、職場、地域など様々な分野における取組を総合的に推進していきます。

３ 計画の基本目標

「ふじみ野市男女共同参画基本計画」中間見直し後の社会状況の変化やプランに基づく取組の成果や課題等を踏まえ、次の６つを基本目標に掲げ、家庭、地域、職場、学校など、あらゆる場において男女共同参画の理念が浸透し、だれもが自分らしく輝ける社会となるよう、取組を推進します。

基本目標１　男女共同参画の意識づくり

男女共同参画社会の実現には、すべての人に男女共同参画の理念が浸透していることが重要です。性別による固定的な役割分担意識の解消を図り、男女が性別に関わりなく、それぞれの個性と能力を十分に生かし、ともに責任を果たしていく男女共同参画社会を実現するため、男女共同参画の理解促進、教育・学習の充実に取り組みます。

基本目標２　男女がともに活躍できる環境づくり　▸女性活躍推進計画◂

女性が様々な場で活躍する社会の実現には、性別による区別や制約なく活動することができる環境が必要です。男性も女性もすべての人が働きやすい職場環境を整備するとともに、働く意欲のある女性の活躍の支援に取り組みます。妊娠・出産・子育てや家事、介護等の役割と仕事を両立して働き続けることや再就職、起業への支援を進めるとともに、男性の家事・育児・介護への参画促進、事業主に向けた啓発の促進などをより強化する必要があります。

また、組織の政策や方針を決定する場でより多くの女性が重要な役割を担うことにより、多様な価値を反映し、男性も女性も活動しやすい場を作ることができるよう、後押ししていくことも必要です。

基本目標３　あらゆる形態の暴力の根絶　▸ＤＶ防止基本計画◂

暴力は、配偶者や恋人など親密な関係にある間柄であっても人権侵害であり犯罪行為です。心身に対する暴力によって他人を支配しようとする行為は、個人が尊重され、能力を発揮して生きることができるという基本的な権利を侵害することになります。ドメスティック・バイオレンスや人権侵害行為の解決に向け、加害者も被害者も生まないよう、暴力防止に関する啓発活動を強化するとともに、配偶者暴力相談支援センターとして、個々の被害者の保護、支援をより迅速に行うために、今後も、管轄警察署、福祉事務所、児童相談所、医療機関等の関係機関と連携協力を図っていきます。

また、職場、学校、地域などでセクシュアル・ハラスメントをはじめとして様々なハラスメント行為が起こらないよう、あらゆる機会を捉えた啓発活動に努めます。

基本目標４　社会参画の促進

地域における課題が多様化する現代社会では、課題の解決や地域での豊かな生活の維持に地域の住民の主体的な活動が重要な役割を担っています。思いやりの心で共に助け合う温かみのあるまちに向け、地域での暮らしや活動の中で、性別にかかわらず多くの人が役割を担い、活動していくことが重要です。特に、防災・災害対策の分野では、女性や社会的弱者となる人の視点に立った対策が求められています。防災対策に関わる組織等の活動に女性の参画を促進するとともに、女性の視点に立った災害対策を推進します。

基本目標５　生涯にわたる健康支援

ふじみ野市においては、子どもから高齢者までのすべての市民が、生涯を通して元気で健やかに暮らせる市を目指すために「元気・健康都市宣言」を行っています。

すべての人がいきいきと能力を発揮して活躍するには、健康で自立した生活を送ることができる環境が必要です。女性は男性とは異なる身体的特徴を持つと共に、成長段階に応じて様々な健康課題に配慮する必要があります。特に、性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）*については、妊娠、出産について女性の問題だけではなく、性と生殖に関する男女の平等な関係、同意、共同の責任が認識されるよう啓発、情報提供を継続して行うことが重要です。また、こころとからだの健康の保持・増進に向けた主体的な行動の推進と関係機関と連携した相談体制の充実を推進します。

基本目標６　生活福祉の向上

これまで性別による固定的な役割分担意識に基づいた社会の制度や慣行により、子育てや高齢者、障がいのある家族等の介護・看護の負担は女性が担うことが多く、その負担が女性の就労をはじめとする社会参加を阻害する要因となっていました。また、少子高齢・人口減少社会の中では、子育てや介護は社会全体の取組として、進める必要があります。このため、こうした子育てや介護の負担を家族、とりわけ女性に集中することなく、社会全体で支える仕組みとして保育サービスや介護保険制度、障がいのある人に対するサービスの整備・充実を推進します。また、ひとり親家庭等の増加や社会的な格差が広がる中で、経済的困難を抱える家庭への支援を充実する必要があることから、子どもと保護者の双方に必要な支援を推進していきます。

さらに多様化する福祉課題を総合的に受け止め、解決するために、包括的支援体制の構築を進めるとともに、地域において活動する様々な人材・組織等の活動を支援し、地域福祉の効果的な推進をはかります。

＊性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）

平成６年（1994年）にカイロで開催された国際人口・開発会議において提唱された概念で、個人、特に女性の健康の自己決定権を保障する考え方です。中心概念は、いつ何人子どもを産むか産まないかを選ぶ自由、安全で満足いく性生活、安全な妊娠・出産、子どもが健康に生まれ育つことなどが含まれており、思春期や更年期における健康上の問題などについても議論されています。

取組の柱とイメージ

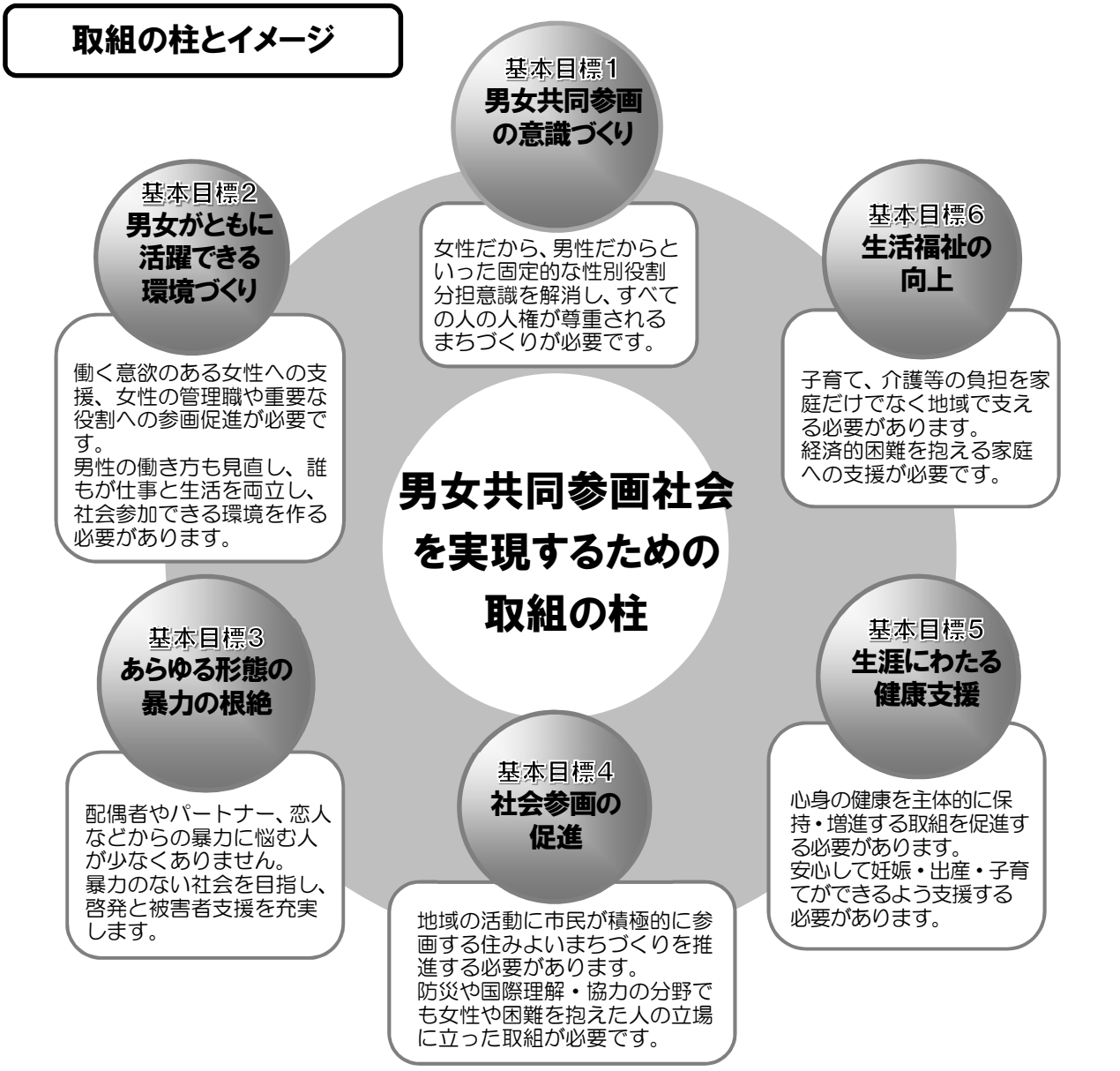

職場で・学校で

●女性の政策・方針決定過程への参画が進み、多様な人材が活躍できること
●働き方の多様化が進み、男女がともに働きやすい職場環境が確保され、一人ひとりが能力を最大限に発揮されること
●学校など教育の場で男女共同参画の視点に立った教育・学習活動が推進されること

家庭で

●家庭の中で、お互いに尊重し合い、協力し合うこと

●仕事と家庭の両立支援環境が整い、男性の家庭への参画も進むことで、男女がともに子育てや教育に参加できること

地域社会で

●男女がともに主体的に地域活動やボランティア活動に参加し、地域の活性化が図られること

●地域の活性化、暮らしの改善、子ども達が安心してのびのびと育つ環境が充実していること

だれもが自分らしく活躍するまち　ふじみ野

4 計画の体系

基本理念 だれもが自分らしく活躍するまち ふじみ野

基本目標	主要課題	施策の方向
基本目標１ 男女共同参画の意識づくり	１ 男女共同参画意識の啓発	① 意識啓発活動の推進 ② 男女共同参画に関する情報の収集・提供
	２ 家庭における男女共同参画の促進	① 家庭・事業所における男女共同参画の促進 ② 男性の家事・子育て・介護への参加促進
	３ 男女共同参画の視点に立った教育・学習活動の推進	① 男女共同参画の視点に立った学校教育の推進 ② 家庭や社会における男女共同参画に関する教育・学習の推進
	新規 ４ 多様性の尊重	① 多様な性・多様な生き方への理解促進
新規 基本目標２ 男女がともに活躍できる環境づくり 【女性活躍推進計画】	１ 女性の職業生活における活躍の推進	① 男女の均等な就労機会の確保 ② 就業のための相談・情報提供の充実 ③ 働きたい・働き続けたい女性に対する支援の充実 ④ 事業所における取組の促進 ⑤ 市の取組の推進
	２ 政策・方針の立案・決定への参画促進	① 市の政策・方針の立案・決定過程への男女共同参画
	３ ワーク・ライフ・バランスの推進	① 仕事と家庭の両立支援の充実
基本目標３ あらゆる形態の暴力の根絶 【DV 防止基本計画】	１ あらゆる形態の暴力の根絶	① ドメスティック・バイオレンスの防止と被害者支援体制の充実 ② 自立のための支援体制の充実 ③ 相談体制の充実 ④ セクシュアル・ハラスメント等への対応

基本目標
主要課題
施策の方向
基本目標４
社会参画の促進
１ 地域・社会活動への参画促進
①地域・社会活動への参画促進
新規
２ 男女共同参画の視点に立った防災対策の推進
①防災組織等における女性参画の促進
②多様なニーズに即した災害対策・復興支援
３ 国際理解・協力における男女共同参画の促進
① 国際理解・協力と交流の促進・外国籍市民への理解と支援
② 平和活動の推進
基本目標５
生涯にわたる健康支援
１ 性と生殖に関する健康と権利についての意識啓発
① 性と生殖に関する健康と権利についての意識啓発
２ 母性の保護と母子保健の充実
① 母性の保護と母子保健事業の充実
② 健康を脅かす問題への対策
３ 生涯を通じたこころとからだの健康保持・増進
① 健康づくり事業の実施
② 生涯を通じたこころとからだの健康保持・増進
③ こころとからだの相談の充実
基本目標６
生活福祉の向上
１ 次世代を育成するための環境づくり
① 子育て支援体制の充実
② 子育て家庭への経済的支援
新規
２ 困難を抱える家庭への支援の充実
① 経済的困難を抱える家庭への支援の充実
② 安心・安全な生活環境の確立
３ ひとり親家庭等の福祉の充実
① ひとり親家庭等の生活の安定への支援
② ひとり親家庭等の相談・緊急援助の充実
４ 高齢者・障がい児（者）の福祉の充実
① 地域での暮らしを支える生活支援の充実
② 高齢者・障がい児（者）の社会参加・権利擁護の推進
５ 地域福祉の充実
① 包括的支援体制の充実
② 地域福祉組織の充実

5 今後の取組をより良い方向にするための「評価」のあり方

計画の推進状況を評価する場合、どの程度目標に近づいているか、またより良い方向に向けて個々の取組をどのように進め、改善したのかということを、誰もがわかるように「見える化」していくことが重要です。

これまでの年度終了後に評価を行う「事後的」な評価だけではなく、市民等や関係課も交えながら各分野の基本目標等の達成に向けて、方向性を確認し、取組を見直していく評価のしくみを取り入れます。

これまでの活動や取組の結果を説明する「**実績値の目標（管理指標）**」に加えて、目指すべき社会の実現に向けて目的を明確にした「**成果指標（アウトカム）**」や、ふじみ野市における男女共同参画の進捗状況を把握できる「**参考指標**」を導入し、多様かつ客観的な視点から、市民等や関係課とともに取組の見直しを進め、効果的な方法を持続的に模索しながら目標達成を目指していきます。

そのため、下記の３つの指標の考え方を生かし、施策の内容にあった「実」のある達成を目指し、各担当課の取組の質を高めていきます。

したがって、基本目標５「生涯にわたる健康支援」、基本目標６「生活福祉の向上」については、施策内容から、必ずしも目標や効果を一律に判断しうるものではないため、指標の種類により目標設定を行わないものとします。

▶指標の設定と説明

この計画では、目標とする指標を成果指標、管理指標、参考指標として設定し、計画的な施策の推進を図るとともに、施策の進捗状況を確認する基準として活用することとします。

種類	性質	進捗管理方法
成果指標	目指すべき成果で、上位の目標達成度を表す指標	目標値を設定し、施策を推進する
管理指標	取組や事業の回数、人数など「量的」な実績の目標値	具体的な取組や事業の実施計画
参考指標	取組を進めた結果として、市の動向やニーズを大まかに把握できる指標	推移を確認し、市の動向を把握するための参考データとする

（１）成果指標とその指標

成果指標とは、施策を推進する上で目指すべき成果で、取組の成果として「ふじみ野市がこのような状態になる」ということを示すものです。

指標	現状値	目標値	基本目標	施策番号
性的マイノリティ（LGBT 等）という言葉を「内容を知っている」と答えた人の割合	39.3% （平成２８年度市民意識調査）	70% （平成 35 年度市民意識調査）	1	15
男性職員の配偶者出産補助休暇の取得者数 ※ふじみ野市特定事業主行動計画による	該当者のうち 41.17%、平均取得日数 2.6 日 （平成 28 年度）	取得率 100% 平均取得日数 3日 （平成 31 年度まで）	2	35
男性職員の育児休業取得率 ※ふじみ野市特定事業主行動計画による	０% （平成 28 年度）	１５% （平成 35 年度まで）	2	35
市の審議会等委員に占める女性委員の割合	31.9% （平成 29 年4月1日現在）	40%以上 60%以下 （平成 35 年４月１日目標）	2	37
女性委員が一人もいない審議会等の数	8 （平成 29 年4月1日現在）	0 （平成 35 年４月１日目標）	2	37
男性、女性片側の性が 30%を下回る審議会等の割合	45.7% （平成 29 年4月1日現在）	25% （平成 35 年４月１日目標）	2	37
市の管理職（副課長以上）に占める女性の割合 ※ふじみ野市特定事業主行動計画による	21.4% （平成 28 年度）	25%以上 （平成 31 年度まで）	2	39
ＤＶの被害経験が過去に「何度もあった」、「１、２度あった」とする人がどこかに相談をした割合	11.5% （平成２８年度市民意識調査）	30%以上 （平成 35 年度市民意識調査）	3	50
市の防災会議における女性委員の割合	15.2% （平成 29 年4月1日現在）	30% （平成 35 年４月１日目標）	4	60

（２）管理指標とその指標

管理指標とは、取組や事業の回数、人数など「量的」な実績の目標値で、「ふじみ野市としてどれだけの活動に取り組んだか」の結果を説明するものです。

指標	現状値	目標値	基本目標	施策番号
市民大学等における男女共同参画に関する学習機会等の回数	年２回 （平成 28 年度）	年３回以上 （平成 35 年度）	1	14
生活困窮者相談窓口での女性のための就労支援件数	28 件 （平成 28 年度）	30 件以上 （平成 35 年度）	2	29
生活困窮者個別支援プラン作成割合	44% （平成 28 年度）	50% （平成 35 年度）	2	29
セクシュアル・ハラスメント等職員研修会受講人数	56 人 （平成 28 年度）	延べ 360 人 （平成 30 年度から 35 年度まで）	3	55
外国籍市民の生活相談延べ件数	260 件 （平成 28 年度）	390 件 （平成 35 年度）	4	66
こころの健康相談延べ件数	１８件 （平成 28 年度）	３０件 （平成 35 年度）	5	81
就労準備支援事業利用者数	０人 （平成 28 年度）	８人 （平成 35 年度）	5	82

（３）参考指標とその指標

参考指標とは、取組を進めた結果として、市の動向やニーズを大まかに把握できる指標の推移を見ていくもので、「ふじみ野市の男女共同参画の進捗状況」を把握するものです。

指標	現状値	目標	めざす姿	基本目標	施策番号
「男は仕事、女は家庭」という性別役割分担意識に「同感しない」と回答した人の割合	36.6% （平成28年度市民意識調査）	**増加**	あらゆる機会を通じ、継続的に意識啓発を行うことで男女共同参画意識の浸透を図っていきます。	**1**	―
市民団体に委託する男女共同参画啓発事業の実施回数	３回 （平成 28 年度）	**効果的な実施**	男女共同参画に関する啓発事業を市民団体等に委託して実施することにより、市民の主体的な活動による男女共同参画社会の実現を図ります。	**1**	**2**
待機児童数	24 人 （平成29年4月1日現在）	**減少**	男女がともに幅広い職種や業務で能力を発揮していくために、多様な保育ニーズに対応できるよう保育環境の整備充実を図っていく必要があります。	**2**	**41**
放課後児童クラブの定員数	1,194 人 （平成29年4月1日現在）	**適切な運営**	男女がともに仕事と家庭の両立を図るため、児童の放課後保育を充実させます。	**2**	**42**
住民基本台帳事務等における支援措置件数	43 件 （平成 28 年度）	**適切な運用**	ＤＶ等被害者の情報の秘匿を支援することで、生命、身体の安全確保と安全な市民生活の確保を支援します。	**3**	**45**
ＤＶ被害者支援のための庁内連絡会議の実施回数	３回 （平成 28 年度）	**適切な運営**	ＤＶ被害者の保護・支援を円滑かつ安全に実施するために、関係課相互の情報共有を図り、危機管理意識を高めていきます。	**3**	**46**
配偶者暴力相談支援センターの認知度（「内容を知っている」の割合）	女性　6.9% 男性　5.9% （平成28年度市民意識調査）	**増加**	被害者や悩みを抱える人が迅速に相談、支援につながるように、認知度を高めます。	**3**	**50**
配偶者暴力相談支援センターの自立支援件数	―	**適切な運用**	相談、保護にとどまらず、その後の生活支援のため、継続的に支援していきます。	**3**	**51**

指標	現状値	目標	めざす姿	基本目標	施策番号
女性防災リーダー数	―	**増加**	地域での自主防災組織における女性防災リーダーの育成に新たに取り組むことで、男女共同参画の視点に立った防災対策を推進していきます。	**4**	**59**
妊娠届出時における相談件数	377 件 （平成 28 年度）	**増加**	妊娠届出時に母子健康手帳を交付する際、妊婦の健康状態や妊娠・出産・子育てに関する相談を実施し、安心して子どもを産み育てることを支援していきます。	**5**	**70**
国民健康保険加入者を対象とした特定健康診査受診率	46.3% （平成 28 年度）	**増加**	男女がともに生涯にわたり健康で明るく豊かな生活を送るために、健康づくりや健診・検診に関する啓発や受診しやすい体制をつくります。	**5**	**79**
教育相談室等(さわやか相談員、スクールカウンセラー含む)における相談延べ件数	6,813 人 （平成 28 年度）	**適切な運営**	保護者の子育てによる悩みや児童生徒からの相談を通して、学校との連携を図り、子どもの健やかな成長に向けて取り組んでいきます。	**6**	**89**
在宅高齢者の介護サービス事業者数	110 事業所 （平成 28 年度）	**増加**	在宅高齢者の生活を支援するとともに、家族介護者の中心である女性の負担を軽減するための介護サービスの充実と地域での支援を推進していきます。	**6**	**106**

6 具体的な施策

基本目標１　男女共同参画の意識づくり

主要課題１　男女共同参画意識の啓発

男女共同参画社会の実現には、性別による固定的な性別役割分担意識*にとらわれることなく、多様な生き方を認め合うことの大切さを理解することが重要です。ふじみ野市では、ふじみ野市男女共同参画推進条例を制定し、男女が個人としての尊厳を重んじられること、性別による差別的な取扱いを受けないこと、性別による固定的な役割分担意識に基づく社会制度や慣行により活動が制限されることなく、自らの意思と責任により多様な生き方が選択できることなどを基本理念として明記しています。

市民意識調査では、「男性は仕事、女性は家庭」という考え方について同感する人は減少してきていますが、その一方で、社会全体の中で男女の地位が平等になっていると感じている人は１割程度と非常に低くなっています。依然として男女の役割を固定的にとらえる意識が社会に根強く残っており、このことが家庭や職場、地域等において様々な差別や偏った負担を生んでいると考えられます。

このような状況から、男女がともに暮らしやすい社会とするためには、「男だから」「女だから」という考えに縛られる意識など性別による固定的な役割分担意識の解消が必要です。さらに、男女共同参画の意識を浸透させるため、今後もあらゆる機会を通じて広報、啓発活動を展開することが重要です。

「男は仕事、女は家庭」という性別役割分担意識について

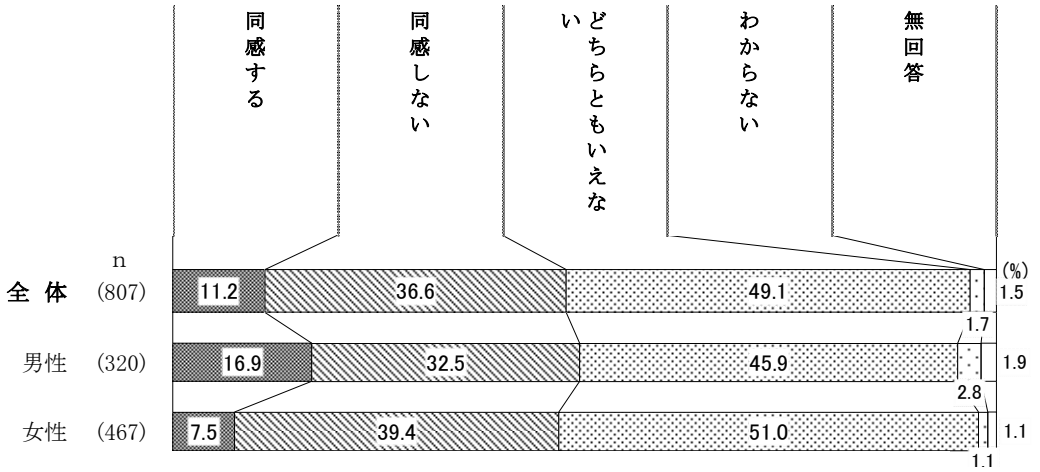

資料：平成 28 年度ふじみ野市男女共同参画に関する市民意識調査

＊固定的な性別役割分担意識

「男は仕事、女は家庭」「男性は主要な業務、女性は補助的業務」等のように、男性、女性という性別を理由として役割を固定的に分ける考え方のことをいいます。

男女の地位の平等感

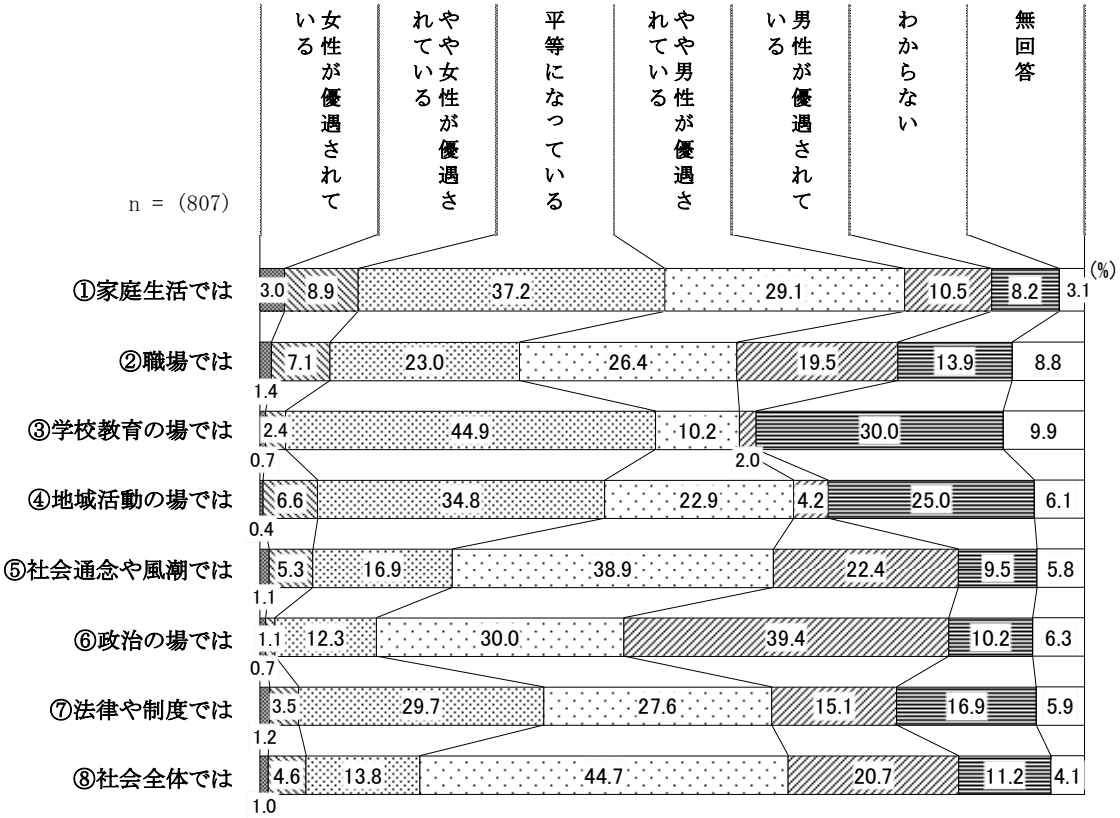

資料：平成 28 年度ふじみ野市男女共同参画に関する市民意識調査

施策の方向① 意識啓発活動の推進

男女共同参画の意識の浸透に向け、あらゆる機会を通じて市民に届く啓発活動を行います。

具体的施策

施策番号	施策名	内 容	担当課
1 新規	あらゆる機会を通じた啓発活動	市役所ギャラリーや図書館など多くの市民が集まる場や広く情報が行き渡る媒体を通じて啓発活動を行う。	市民総合相談室 大井図書館 上福岡図書館
2	男女共同参画社会実現をめざしたまちづくりの推進	男女共同参画に関する市民の認識と理解を深めるための啓発事業を市民団体等に委託し、市民の主体的な活動による男女共同参画社会の実現をめざす。	市民総合相談室
3	男女共同参画職員研修会の実施	すべての職員が男女共同参画意識を持ち職務に当たるよう、研修を実施し、意識の定着を図る。	市民総合相談室
4	男女共同参画宣言都市の実現	男女共同参画宣言都市の実現に向け、引き続き調査・検討をする。	市民総合相談室

施策の方向②　男女共同参画に関する情報の収集・提供

様々な機会、媒体を通じて男女共同参画社会への理解促進を図ります。

具体的施策

施策番号	施策名	内　容	担当課
5	男女共同参画基本計画の進行管理	施策の総合的・効果的推進に向け、毎年度、担当課による実施状況報告と庁内外の評価を行う。	市民総合相談室
6	フクトピア内交流ライブラリーを活用した情報の提供	フクトピア内交流ライブラリーにおいて、掲示や資料配架等により男女共同参画に関する情報提供を行う。男女共同参画に関連する図書の貸出しを検討し、情報提供方法の拡充を図る。	市民総合相談室
7	市報やホームページを活用した情報の提供	市報やホームページ、Ｆメール等を活用した情報提供の充実を図る。	市民総合相談室
8	男女共同参画社会を目指した情報発信	市民編集委員等のアイデアや活動により女性情報誌「燦」を作成し市報へ掲載することで積極的に市民への意識啓発・情報提供を行う。	市民総合相談室

＜ふじみ野市女性情報誌「燦（さん）」＞

主要課題２　家庭における男女共同参画の促進

家庭では、男女がともに育児や介護などについて家族として互いに役割を担い、協力して生活を営むことが重要ですが、多くの家庭で家事、育児、介護等の多くを女性が担っているのが現状です。その根底には、「男性は仕事、女性は家庭」という性別役割分担意識があると考えられますが、家庭のことを女性だけの役割とせず、積極的に男性も家事、育児、介護などに関わることが必要です。そのためには、男性の仕事中心の意識やライフスタイルを変え、仕事と家庭のバランスの取れたライフスタイルを選択できるようにする必要があります。それにより女性の負担が軽減されることで家庭だけでなく、仕事や地域活動などへの女性の活躍が期待されます。

市民意識調査では、男女の役割分担のあるべき状態として「男女とも仕事をして、家事・育児も男女で分担する」の割合が増加しています。しかし、家庭生活における男女平等の実現度では、「平等になっている」は男性43.4%、女性33.2%にとどまっており、特に女性の負担感が表れています。

市内では共働き家庭が増えており、役割分担意識が固定化したままでは、女性は仕事に加えて家庭内の仕事も担わなければならず、負担が増すことになります。男女がともに家事や子育て、介護などを家族の一員として担っていくことが求められます。ふじみ野市では、男性が積極的に家事、子育て、介護等家庭における役割を担うために情報提供やきっかけとなる場の提供を推進していく必要があります。

男女の役割分担のあるべき状態

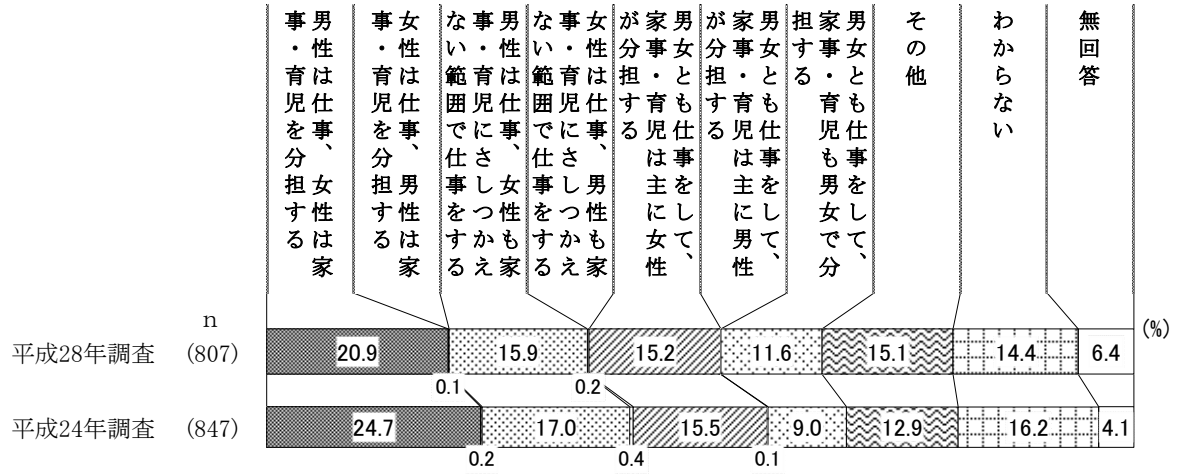

資料：平成 28 年度ふじみ野市男女共同参画に関する市民意識調査

家庭生活における男女平等の実現度

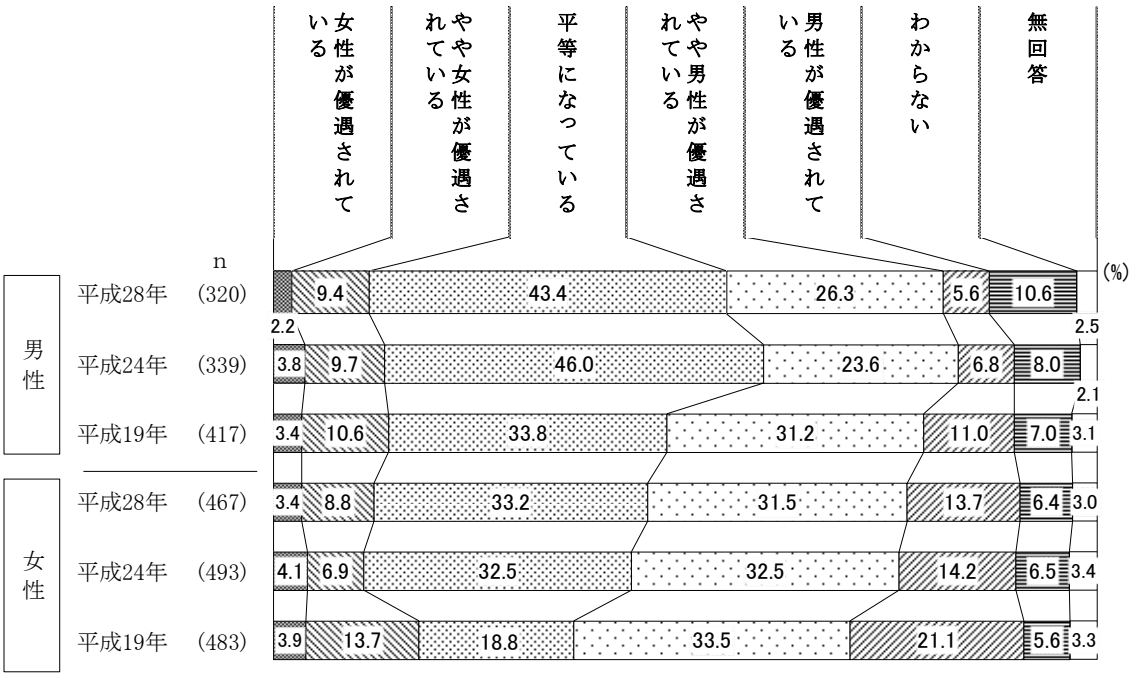

資料：平成 28 年度ふじみ野市男女共同参画に関する市民意識調査

子育て中の人の自身の子育てへのかかわりの評価

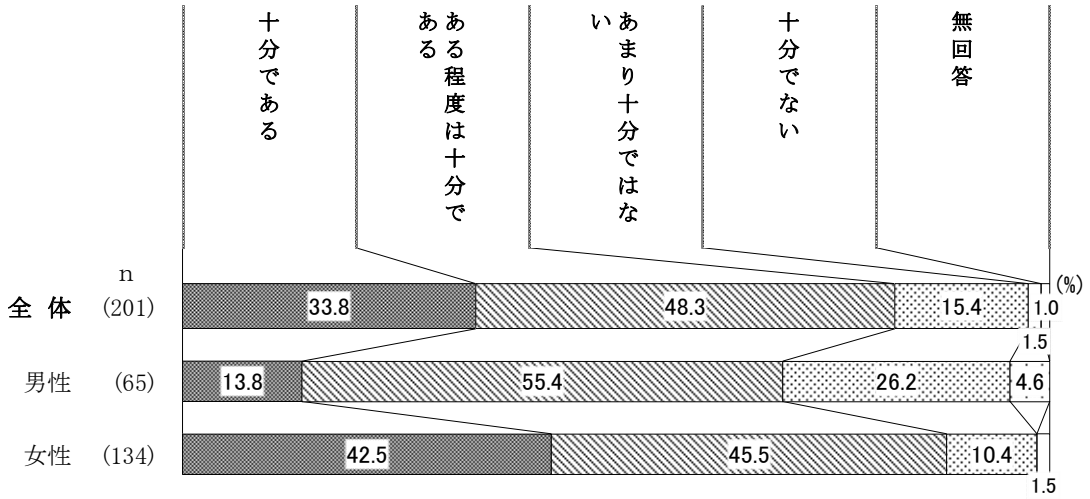

資料：平成 28 年度ふじみ野市男女共同参画に関する市民意識調査

施策の方向① 家庭・事業所における男女共同参画の促進

人々の意識に根強く残る性別役割分担意識の解消や家庭・事業所における男女共同参画の推進に向けた啓発・情報提供を推進します。

具体的施策

施策番号	施策名	内 容	担当課
9	性別役割分担意識解消に向けての啓発	市報やパネル展等広報・啓発活動を通して家庭の男女共同参画を推進するための意識啓発に努める。	市民総合相談室
10	事業所等へ向けた情報提供	市内事業者に向けて、長時間労働を前提とした男性中心型の雇用慣行の見直しや働きやすい職場づくりや家庭と仕事の両立支援に関する埼玉県や市の取組についての情報提供を行う。 ▸女性情報誌「燦」やリーフレット等の配布	市民総合相談室

施策の方向② 男性の家事・子育て・介護への参加促進

女性に偏りがちな家事・子育て・介護の役割をより多くの男性が担えるよう、働く場での取組と併せて、男性自身の意識を変え、家事・子育て・介護のしかたを学ぶ機会をつくります。

具体的施策

施策番号	施策名	内 容	担当課
11	男性向けの学習の場の充実	委託事業を通して男性が家事・子育て・介護等に積極的に参加するきっかけとなる講座等を実施する。	市民総合相談室
		男性が家事・子育て・介護等に積極的に参加するきっかけとなる講座等を実施する。	大井中央公民館 上福岡西公民館 上福岡公民館
		パパママセミナーなどに男性の参加を促し、家族を迎え、子育てに積極的に関わる準備をする学習の場を提供する。	保健センター
		子育て支援センターや児童センターなどで子どもと保護者が参加する事業に男性の参加を促し、子育てに積極的に関わる準備をする学習の場を提供する。	子育て支援課

主要課題３　男女共同参画の視点に立った教育・学習活動の推進

意識や価値観は、成長に応じて形成されることから、人権意識や男女平等意識を育てるために家庭・学校・地域社会の中で教育の果たす役割は非常に大きくなっています。学校教育では、国の学習指導要領に基づく指導計画や人権教育全体計画により、人権教育や男女共同参画の視点に立った指導が行われています。

市民意識調査では、「学校教育の場」が「平等になっている」と考える人の割合は、職場や政治の場など他の項目と比較して高くなっており、学校教育の場においては男女平等が進んでいることがうかがえます。しかし、子育てについて「男の子は男らしく、女の子は女らしく、育てた方がよい」と考える人は男性約75%、女性約60%と多くなっており、子ども達に無意識のうちに男性らしさや女性らしさを植え付けてしまう可能性があります。

男女共同参画社会を実現するためには、家庭や学校、地域における学習機会などを通じて男女共同参画や人権に関する教育を続けていくことが重要です。また、子どもたちが、それぞれの個性、能力を発揮しながら自立して生活し、社会の一員として役割を果たすために、性別にとらわれずに将来について考え、主体的に自らの進路を選択することができるよう支援することが重要です。

男の子は男らしく、女の子は女らしく、育てた方がよい

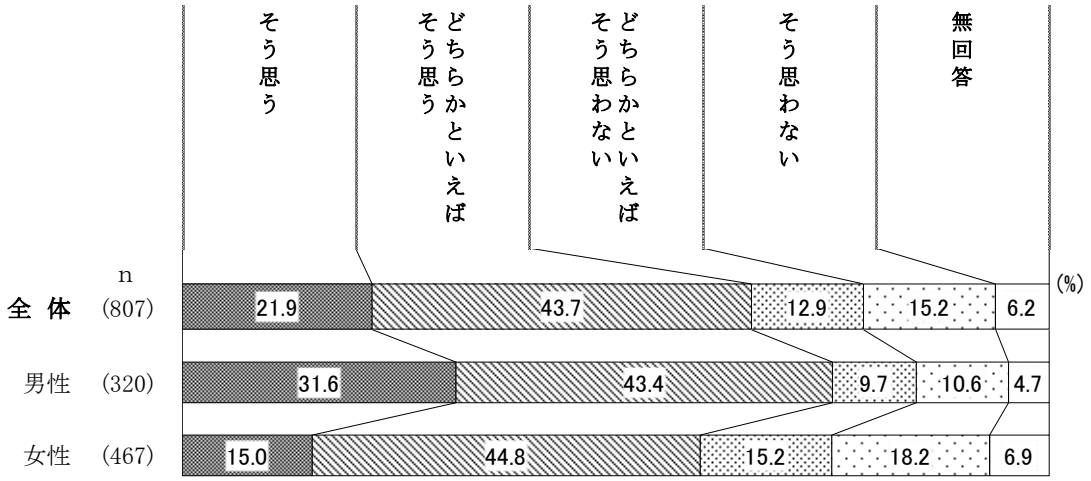

資料：平成 28 年度ふじみ野市男女共同参画に関する市民意識調査

施策の方向① 男女共同参画の視点に立った学校教育の推進

児童・生徒の人権意識を高め、男女の固定的イメージや性別役割分担意識を持つことがないよう男女共同参画に関する教育を充実するとともに、性別にとらわれず多様な生き方ができるよう、男女共同参画の視点に立った指導を推進します。

具体的施策

施策番号	施策名	内 容	担当課
12	人権教育・男女共同参画の視点に立った指導の推進	校内研修や教育委員会等の研修を通して、人権教育及び男女共同参画の視点に立った指導の充実を図る。	学校教育課

施策の方向② 家庭や社会における男女共同参画に関する教育・学習の推進

家庭や社会において男女共同参画の視点をもった教育・学習が行われるよう、地域の人材を活用しながら、意識啓発・学習機会の提供等を推進します。

具体的施策

施策番号	施策名	内 容	担当課
13 新規	地域とともに取り組む学校運営の推進	保護者、学校、地域の人々とともに子どもを育て、地域コミュニティを育む地域協働学校*の取組を推進する。	学校教育課
14	市民の学びの場における学習機会の提供	市民大学等で講座を開催し、市民の自発的な学びの中で男女共同参画に関する学習機会や啓発の機会を創出する。	協働推進課

***地域協働学校**

ふじみ野市版コミュニティスクールの名称。学校を核として、ひとづくりとまちづくりの好循環を生み出すため、学校・家庭・地域が連携・協働する仕組みです。

主要課題４　多様性の尊重

男女共同参画社会では、多様な生き方が尊重され、誰もがその人らしく生きられることが重要であり、性のあり方についても同様です。性的マイノリティ（LGBT等）は、性的指向や性自認を理由として、社会の偏見や生活上の困難に直面するといわれています。性的指向や性自認を理由とした差別や偏見をなくすための知識や理解を深めるとともに、当事者への支援が求められています。

市民意識調査では、性的マイノリティ（LGBT等）という言葉について「内容を知っている」は39.3%、「聞いたことはあるが、内容は知らない」は26.0%となっています。また、性的マイノリティの人たちが暮らしやすい社会をつくるために必要な取組については、「性的マイノリティの人たちに配慮した社会制度の整備」と並んで「性的マイノリティに関する意識啓発活動」「性的マイノリティについての専門の相談機関の整備（電話相談や面接相談など）」が挙げられており、支援が必要とされています。

地域・学校・職場などで多様な性のあり方について正しく理解し、差別や偏見をなくすよう理解促進と支援に取り組む必要があります。

性的マイノリティ（LGBT 等）という言葉の認知度

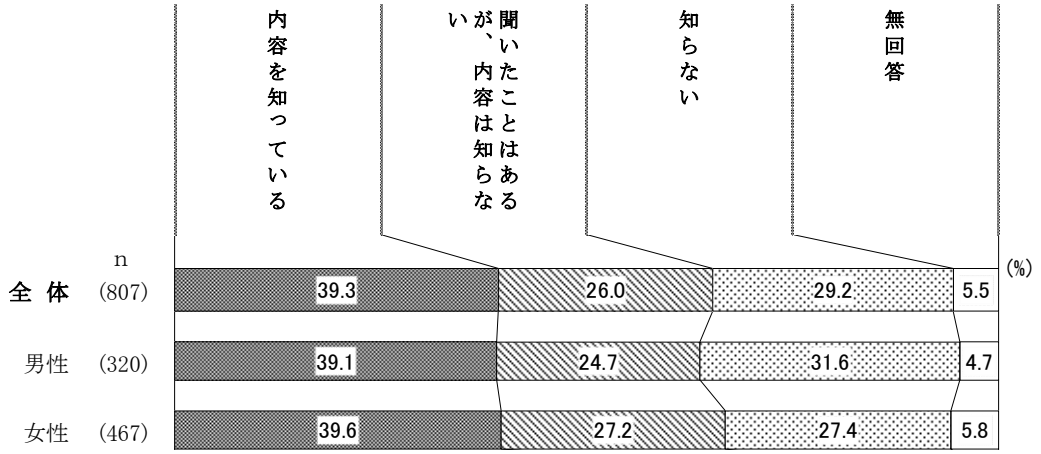

資料：平成 28 年度ふじみ野市男女共同参画に関する市民意識調査

性的マイノリティの人たちが暮らしやすい社会をつくるために必要な取組

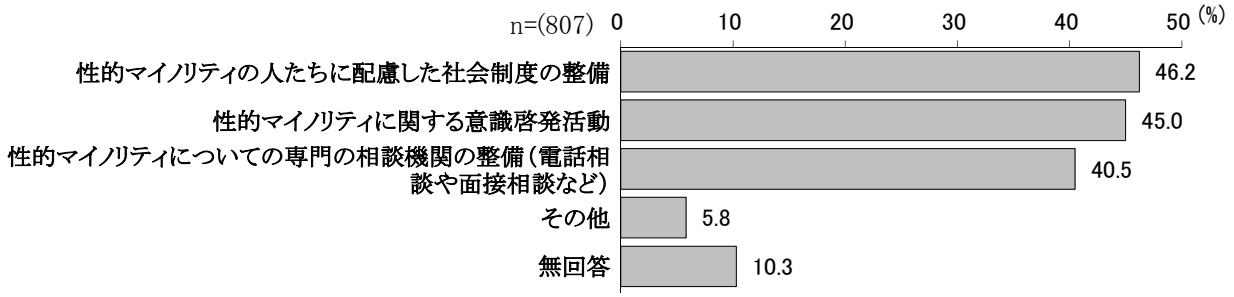

資料：平成 28 年度ふじみ野市男女共同参画に関する市民意識調査

施策の方向① 多様な性・多様な生き方への理解促進

性的指向・性自認などについて多様な性のあり方や、性的マイノリティ（LGBT等）について正しい理解を広めるための取組を推進します。

具体的施策

施策番号	施策名	内 容	担当課
15 新規	LGBTなど性的マイノリティへの理解促進のための啓発・教育	LGBTなど性的マイノリティへの理解促進のため、広報等を通じて広く啓発・教育を行う。	市民総合相談室
16 新規	性に関する相談体制の充実	相談窓口で性的指向や性自認などについての悩みを相談できることについて周知するとともに、対応する職員や相談員の理解を深め、当事者が安心して相談できる体制をつくります。	市民総合相談室
17 新規	性的マイノリティへの市職員の理解促進	研修や庁内通知を通じて、市民対応における配慮や庁内の職場環境向上に向け、市職員の性的マイノリティに対する理解促進を図る。	人事課
18 新規	市の手続き等における配慮	市例規の様式の見直しを行い、性別で特定する必要がない手続きについては、性別欄を設定しないなど当事者の心理的負担の軽減を図る。	市民総合相談室
19 新規	多様な性のあり方についての調査・研究	法制度の整備や施設内外の性別に関する表記方法の工夫、LGBT等を理解し支援する「アライ」*の育成など多様な生き方を支援する社会のあり方について調査・研究を進める。	市民総合相談室
20 新規	性的マイノリティへの教職員の理解促進と児童生徒への配慮	国や埼玉県等からの通知や研修などあらゆる機会を通じて、教職員の性的マイノリティに対する理解促進を図り、児童生徒への配慮や職場環境の向上に取り組む。	学校教育課

＊アライ

アライ（Ally）、正式にはストレートアライ(Straight Ally)と言い、LGBT 当事者ではないが LGBT の人たちの活動を支持し、支援している人たちのことを言います。米国で LGBT の人々を支援し、同性愛に対する嫌悪や偏見を持つ価値観などの解消を促すための活動（Straight Alliance）が盛り上がり、これらを支持する人がアライ（Ally）と呼ばれるようになりました。

基本目標２　男女がともに活躍できる環境づくり▶女性活躍推進計画◀

主要課題１　女性の職業生活における活躍の推進

就労の場における男女共同参画の実現は、家庭や地域と並んでたいへん重要な課題です。少子高齢化、人口減少が進展する社会の中で、職業生活における女性の活躍が期待されており、「女性活躍推進法」が制定・施行されるなど、国の取組も進められています。また、埼玉県では、女性キャリアセンターを開設し、子育て期の女性の再就職を支援するための相談・職業紹介・セミナー等が行われています。

市民意識調査では、働く場で「女性の活躍が推進されている」状態として、「出産しても、子育て期間でも仕事を続ける女性が増えること」、「女性が従事する職種・職域が増えること」、「退職した後、再就職しても、また正社員になる可能性が開かれていること」などが多く挙げられており、女性が働き続けることのさまたげになっている要因としては、「育児」「高齢者や病人の世話」「長く働き続けられるような職場の条件・制度が不十分」が多く挙げられています。ふじみ野市においても妊娠・出産・子育て期に女性の労働力率が低下するM字カーブとなっているほか、女性の就業者に占める非正規雇用の割合は約６割と高い状態が続いています。

女性が職業生活においても活躍するためには、長時間労働を前提とした男性中心型の雇用慣行の見直しをはじめ、働きやすい職場づくりや家庭と仕事の両立を支援する取組を進めるとともに、一度退職した女性が再就職等にチャレンジしやすい環境をつくる必要があります。

働く場で「女性の活躍が推進されている」状態について

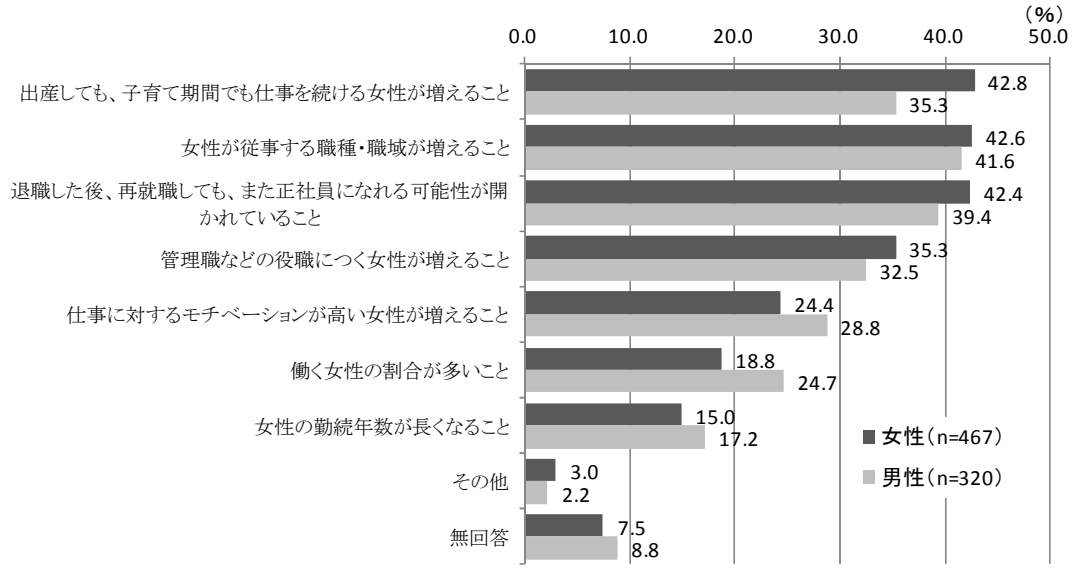

資料：平成 28 年度ふじみ野市男女共同参画に関する市民意識調査

女性が働き続けることのさまたげになっている要因

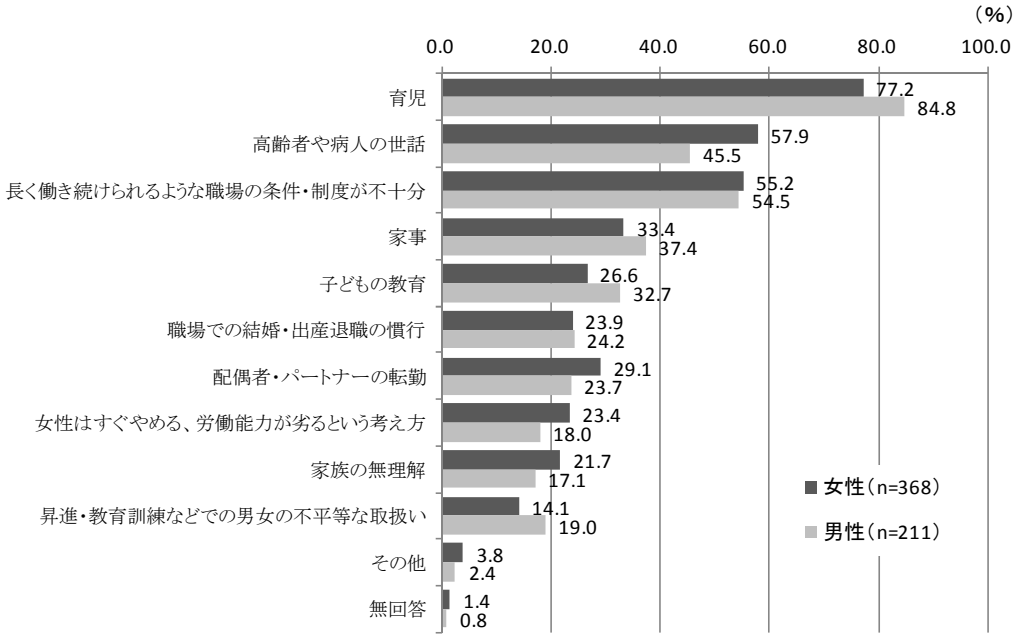

資料：平成 28 年度ふじみ野市男女共同参画に関する市民意識調査

女性の働き方の理想

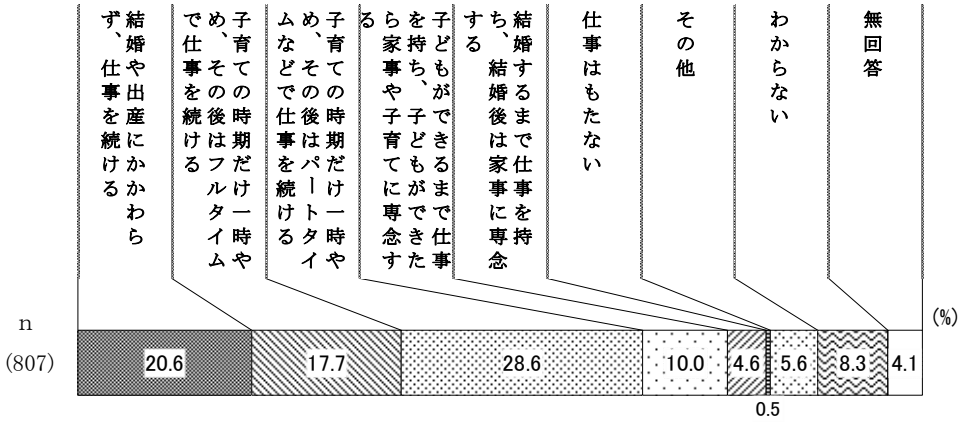

資料：平成 28 年度ふじみ野市男女共同参画に関する市民意識調査

女性の就労継続、再就職のために必要なこと

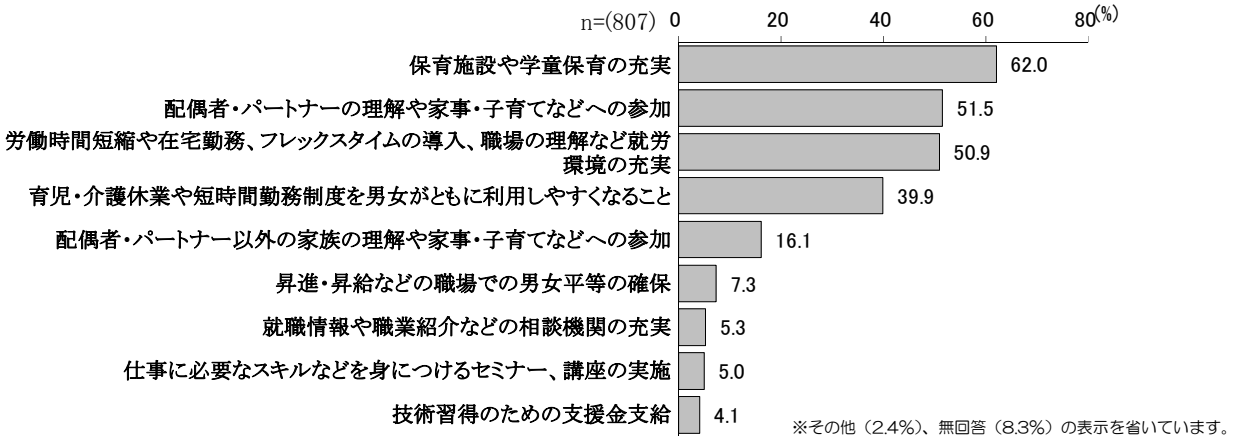

※その他（2.4%）、無回答（8.3%）の表示を省いています。

資料：平成 28 年度ふじみ野市男女共同参画に関する市民意識調査

施策の方向① 男女の均等な就労機会の確保

男女がともに多様な職種・職場での就労の機会を得て、平等に評価を受け、いきいきと働けるよう事業所等に対する取組を進めます。

また、個人の生き方が多様化する中で、働きたい女性が不便さを感じ、働く意欲が阻害されることがないよう、女性活躍の視点に立った制度等の整備が必要です。

具体的施策

施策番号	施策名	内 容	担当課
21	旧姓使用の場の拡大	女性の一人ひとりが自らの希望に応じて活躍できる社会づくりに向け、住民基本台帳やマイナンバーカードに本人からの届出により旧姓を併記することが平成30年度以降に可能となるため、市民等への周知を積極的に図ることで、旧姓併記を推進する。	市民課
22	事業所・市民に対する情報提供	埼玉県女性キャリアセンター主催の講座や相談に関する情報提供のほか、様々な媒体を活用して情報提供を行う。	市民総合相談室
23	雇用・就労に関する情報提供	商工会やハローワーク川越など関係団体と連携し、市内事業所に対して雇用・就労に関する法制度等についての情報提供をする。	産業振興課 福祉総合支援チーム

施策の方向② 就業のための相談・情報提供の充実

ハローワーク、ふるさとハローワーク、埼玉県など多様な機関と連携し、就労に関する相談・情報提供を進めます。

具体的施策

施策番号	施策名	内 容	担当課
24	就労の相談支援	市民にとって身近なふるさとハローワークを活用し、就職・再就職を希望する女性への求人情報の提供と相談を実施し就職を支援する。	産業振興課
25	ビジネス支援コーナーの充実	就業・起業・会社経営などに役立つ資料を集めたコーナーの充実を図る。	上福岡図書館
26	女性の労働を支援するための情報提供	埼玉県女性キャリアセンターや各種相談窓口、セミナー等に関する情報提供を行う。	産業振興課
27 新規	雇用・労働環境に関する相談窓口の充実	賃金や労働条件など労働問題に関する相談体制の充実を図る。	市民総合相談室 産業振興課
28	内職相談・在宅ワーク等の情報提供の充実	家庭の事情等により働く時間や場所に制約があり、自宅等での仕事を希望する者に対し、内職などの在宅ワーク*の相談や情報提供、あっせん及び求人の開拓を行う。	産業振興課

＊在宅ワーク

自宅を就業場所として、企業に勤務する被雇用者が行う勤務形態のことです。

施策の方向③ 働きたい・働き続けたい女性に対する支援の充実

出産・子育てとの両立や不安定な就労など女性の就労に関わる課題を解消し、働きたい・働き続けたい意欲を持つ女性を支援する総合的な取組を進めます。

具体的施策

施策番号	施策名	内 容	担当課
29 新規	女性のための就労支援体制の充実	市役所本庁舎にふるさとハローワークとともにジョブスポットふじみ野を開設し、各々の対象者に応じて専門相談員が職業相談・紹介などを効果的に行うことで就職のサポート体制の充実を図る。	福祉課 福祉総合支援チーム 子育て支援課
26 再掲	女性の労働を支援するための情報提供	埼玉県女性キャリアセンターや各種相談窓口、セミナー等に関する情報提供を行う。	産業振興課
30	結婚・出産等で退職をした女性に向けた再就職の支援	再就職を希望する女性を対象としたセミナー等を開催し、ブランクがあることで生じる不安の除去や、情報処理スキルやコミュニケーションスキルの向上など再就職への後押しをする。	市民総合相談室 産業振興課
31 新規	起業や多様な働き方への支援の充実	働きたい・働き続けたい女性が、希望に応じた多様な働き方を実現できるよう、起業や在宅ワーク等に関する情報提供、セミナー等を開催する。	産業振興課

施策の方向④ 事業所における取組の促進

事業所等においても働きやすい職場づくりや管理職等への女性の参画が進むよう情報提供を行います。

具体的施策

施策番号	施策名	内 容	担当課
32	入札制度を活用した事業所等への啓発	入札参加資格の審査申請受付時に、「次世代育成支援一般事業主行動計画届出書」及び「多様な働き方実線企業認定証等」の写しの提出を求める。	契約・法務課
33 新規	「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針」に基づく取組の推進	事業所等における取組の推進に向け、総合評価方式による企画提案の評価項目に働きやすい職場づくりや次世代育成、女性活躍に取り組んでいる事業所に加点する項目を加えるなどの検討を進めていく。	市民総合相談室
34	女性管理職登用促進に向けた啓発	事業所等に対し、女性の管理職登用促進に向けた啓発・情報提供を行う。	市民総合相談室

施策の方向⑤ 市の取組の推進

特定事業主行動計画*に基づき、働きやすい職場づくりに向けた取組を推進します。

具体的施策

施策番号	施策名	内 容	担当課
35 新規	特定事業主行動計画に基づく取組の推進	特定事業主行動計画に基づき、働きやすい職場づくりに向けた取組を推進する。	人事課

＊特定事業主行動計画

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）より、働く場面で活躍したいという希望を持つすべての女性が、その個性と能力を十分に発揮できる社会を実現するために、女性の活躍推進に向けた数値目標を盛り込んだ行動計画の策定・公表や、女性の職業選択に資する情報の公表が事業主（国や地方公共団体、301人以上の民間企業等）に義務付けられました。その中で、国や地方公共団体の機関については特定事業主として、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合などの数値を用いて達成しようとする目標と取組みの内容、実施時期を示し、計画を実行することとされています。

主要課題２　政策・方針の立案・決定への参画促進

社会や組織の活力を高めるためには、多様な人材を活用し、様々な立場の人の意見を取り入れることが重要であり、あらゆる分野に男女がともに参画する必要があります。

市民意識調査では、地方自治などの施策への女性の意見や考え方の反映度について、＜反映されている＞は３割台にとどまっており、特に女性の参画が進むべき分野としては、「国会・県議会・市町村議会等の議員」「企業の管理職、労働組合の幹部」「国の省庁、県庁、市町村の役所等」が多くなっています。

ふじみ野市では、審議会等委員に占める女性の割合を平成29年度までに35%とする目標に向かって、委員会や審議会の委員選定の場に働きかけを行うなど、政策・方針決定過程への女性の参画を推進してきましたが、市の審議会等委員に占める女性の割合は、31.9%（平成29年４月）にとどまっています。また、庁内の管理職（課長相当職）に占める女性の割合は15.0%（平成29年度）となっています。「女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画」に基づき、平成31年度までに副課長以上の管理職が25%以上となるよう取組を進めています。

事業所においても、方針決定の場への女性の参画や働きやすい職場づくりを推進する必要があり、取組が進むよう、情報提供等を行う必要があります。

地方自治体への施策への女性の意見や考えの反映度

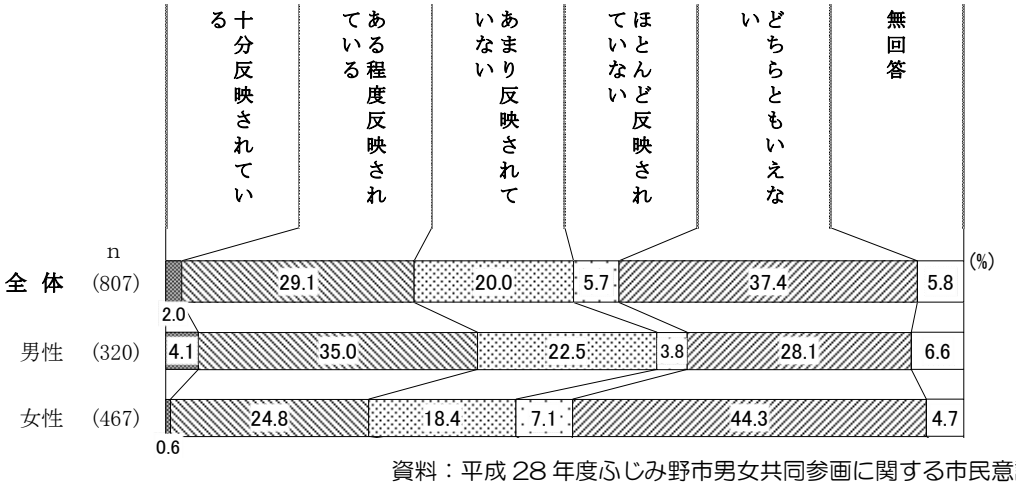

資料：平成 28 年度ふじみ野市男女共同参画に関する市民意識調査

女性を積極的に活用することによる効果

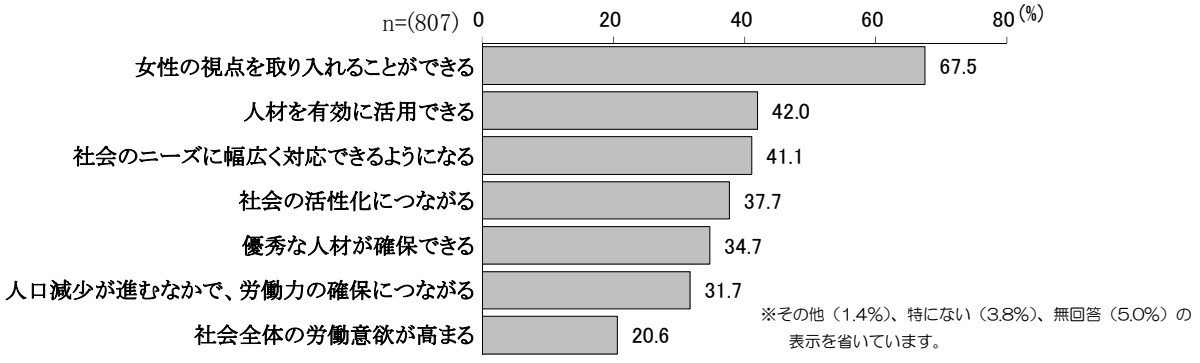

資料：平成 28 年度ふじみ野市男女共同参画に関する市民意識調査

施策の方向① 市の政策・方針の立案・決定過程への男女共同参画

市の政策・方針決定過程への女性の参画を促進するため、庁内外への働きかけや人材情報の集約・活用促進により審議会等への女性委員の登用を促進します。

具体的施策

施策番号	施策名	内 容	担当課
36	まちづくり人材登録制度の活用	審議会の委員や施策推進の場に性別による偏りなく委員を登用できるよう、専門的知識を持つ人材の登録を進め、庁内外に制度活用の周知・働きかけを行う。	経営戦略室
37	審議会等女性委員の構成割合の向上	市の施策推進に重要な役割を担う審議会等でバランスよく多様な意見が反映されるよう、性別による偏りのない登用に向けた庁内外への働きかけを行う。 ▸審議会等の女性委員の構成割合を40%以上60%以下となるよう努める。 （埼玉県の目標：40%以上60%以下） ▸女性委員が一人もいない審議会等がゼロになるよう努める。 ▸すべての審議会等で片側の性が30%を下回らない委員構成とする。	市民総合相談室
38 新規	事業主行動計画の推進	市内の事業所に対し、女性活躍推進法に基づき、残業削減など働きやすい職場づくりや女性管理職の登用などに関する目標を定める事業主行動計画の策定や着実な推進を推奨していく。	市民総合相談室
39	女性職員の管理職への登用の推進	平成28年度に策定した「ふじみ野市特定事業主行動計画」の推進により、働きやすい職場づくりや女性活躍推進に向けた取組を着実に推進する。 ▸平成31年度までに女性職員の管理職（副課長以上）登用率を25%以上とする。	人事課
40	女性職員の管理職登用に向けての研修・学習機会の確保	女性職員が積極的に管理職を目指す職場づくりに向け、職員に対するキャリアデザイン*や組織運営・部下育成など管理職に必要な知識・能力に関する研修・学習を実施する。	人事課

＊キャリアデザイン

自分の仕事上の人生プランを自ら設計し決定することをいいます。

主要課題３　ワーク・ライフ・バランスの推進

ワーク・ライフ・バランスが重視されるようになった背景には、人手不足の社会の中で、慢性的な長時間労働が働く人の心身の健康に悪影響を及ぼしていることや、働く女性、共働き世帯が増えて子育て・介護や家事に多くの時間を割く必要がある、または希望する労働者が増えていることなどが指摘されています。個人が望む生活のバランスが実現し、いきいきと働き、家庭や個人の時間も豊かに過ごすことができるような働きやすい職場づくりが求められています。

市民意識調査では、家庭生活（家事・子育て・介護）について、希望では「仕事や自分の活動と家庭生活を同時に重視」が男性、女性とも５割弱と多くなっていますが、現実には仕事中心の生活になっている人は男性に多く、家庭生活を優先している人は女性に多くなっています。また、働く意欲があっても家事・子育て・介護などの理由で働けずに家庭生活に専念している人や、家庭や社会に残る性別役割分担意識により、男性に仕事の負担が重くなったり、家庭での負担を女性が一人で担うワンオペ育児*などの状況にある人がいます。

ワーク・ライフ・バランスの実現は、組織の活性化に向けても重要な課題であるため、事業所に向け啓発や取組のきっかけとなる情報提供などにより、取組を推進する必要があります。

家庭生活（家事・子育て・介護）での優先項目

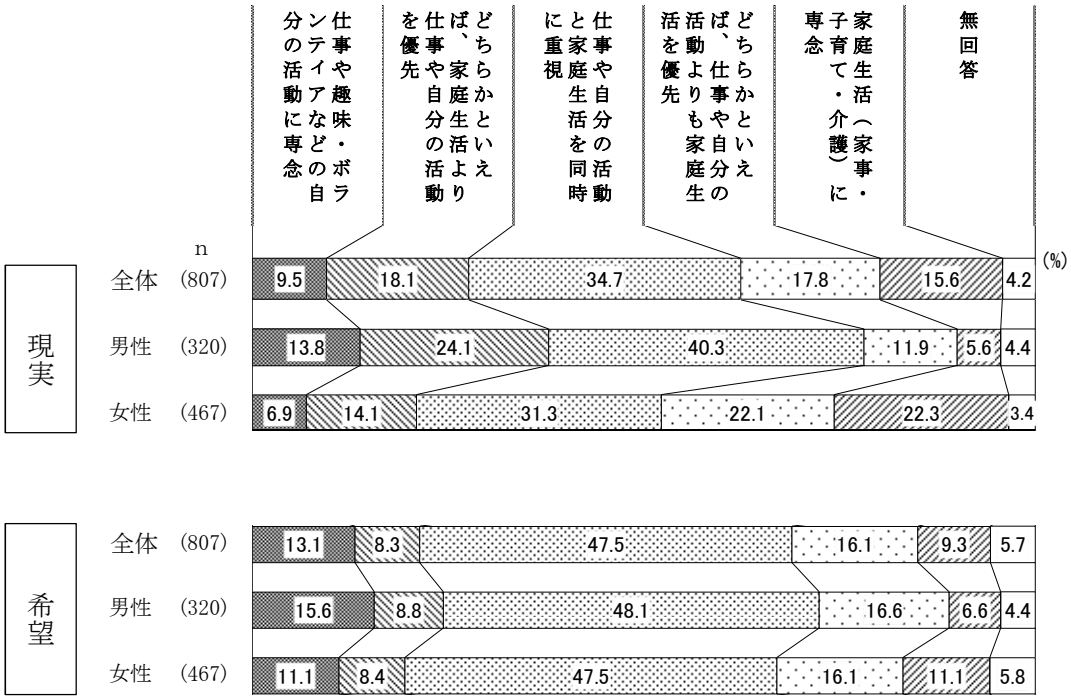

資料：平成 28 年度ふじみ野市男女共同参画に関する市民意識調査

＊ワンオペ育児

配偶者の単身赴任や長時間労働などで、何らかの理由で1人で仕事、家事、育児の全てをこなさなければならない状態を指します。

施策の方向①　仕事と家庭の両立支援の充実

仕事と家庭の両立を図るため、子育てとの両立のための保育サービスの充実や庁内、事業所での取組を促進します。

具体的施策

施策番号	施策名	内　容	担当課
41	保育環境の整備充実	多様な保育ニーズに対応できるよう、「子ども・子育て支援事業計画」に基づき保育環境の整備充実を図る。	保育課
42	放課後児童クラブの充実	指定管理者による放課後児童クラブの管理・運営を行い、保護者が安心して働けるように、児童の放課後保育の充実を図る。	子育て支援課
43	ワーク・ライフ・バランスの推進	一定の日をワーク・ライフ・バランスを推進する日と定め、庁内に定時で帰宅するよう働きかけ、家庭生活や自分の時間を充実させるよう促進する。	人事課
10 再掲	事業所等へ向けた情報提供	市内事業者に向けて、長時間労働を前提とした男性中心型の雇用慣行の見直しや働きやすい職場づくりや家庭と仕事の両立支援に関する埼玉県や市の取組についての情報提供を行う。 ▸女性情報誌「燦」やリーフレット等の配布	市民総合相談室
44 新規	事業所における「働き方改革」の促進	長時間労働を前提とした男性中心型の雇用慣行の見直しをはじめ、働きやすい職場づくりや家庭と仕事の両立を支援する事業所の取組を取組事例の情報提供や啓発等により促進する。	市民総合相談室

【ふじみ野市男女共同参画推進キャッチフレーズ】

パートナーシップ　実行中！

基本目標３　あらゆる形態の暴力の根絶　▶ＤＶ防止基本計画◀

主要課題１　あらゆる形態の暴力の根絶

ＤＶや性犯罪、ストーカーなどの暴力は相手の人権を侵害し、恐怖と不安を与える犯罪であり、決して許される行為ではありません。特にこれらの行為は女性が被害者になることが多く、その背景には、性別による固定的役割分担意識や経済力の格差などの意識や社会構造の問題があると考えられています。

市民意識調査では、配偶者等から暴力を受けた経験がある人（「何度もあった」と「１、２度あった」の合計）は、「大声でどなる」「何を言っても、長時間無視し続ける」「人権を否定するような暴言を言う」など精神的な暴力被害が多く、１割を超えています。男性の被害者もいることから、DVは女性だけの問題ではなく、誰もが被害者にも加害者にもならないよう暴力防止対策を推進する必要があります。

また、ＤＶの被害発見や相談しやすい環境をつくるために必要なこととして、「加害者や周囲の人に相談したことが気づかれないよう配慮されていること」「相談員の対応により嫌な思いをするなど二次被害を受けることがないこと」などの配慮が求められています。

配偶者暴力相談支援センターなど市で受け付けている配偶者等からの暴力に関する相談は、平成28年度に127件となりました。被害者が安心して相談に訪れ、支援を受けることができるよう、被害者の置かれている状況に配慮し、適切な相談対応と生活の支援を行う必要があります。

【女性に対する暴力根絶のためのシンボルマーク】

シンボルマークは、女性が腕をクロスさせた姿を描いており、女性の表情、握りしめたこぶし、クロスさせた腕により、 女性に対する暴力を断固として拒絶する強い意志を表しています。 （内閣府制定）

ＤＶの被害発見や相談しやすい環境をつくるために必要なこと

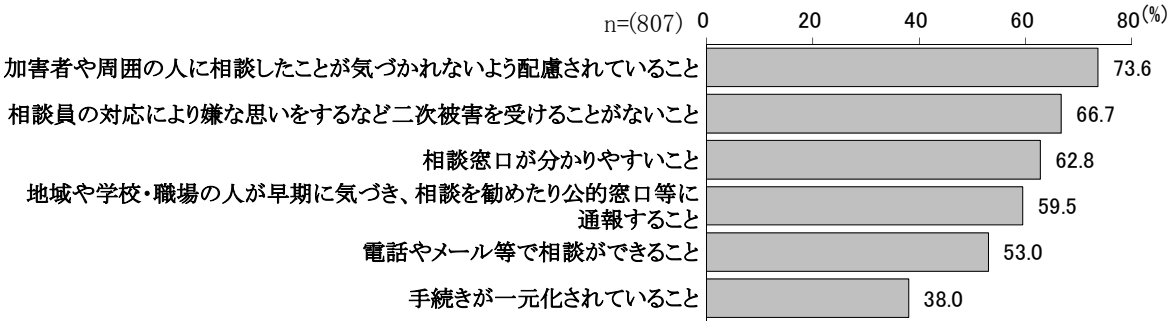

※その他（1.9%）、特にない（0.7%）、わからない（1.4%）、無回答（5.3%）の表示を省いています。

資料：平成 28 年度ふじみ野市男女共同参画に関する市民意識調査

施策の方向① ドメスティック・バイオレンスの防止と被害者支援体制の充実

配偶者等からの暴力は、重大な人権侵害であり、許されるものではないという認識がすべての市民に浸透するよう、ＤＶ・デートＤＶ*を防止するための広報・啓発の取組を強化するとともに、被害者に対するきめ細かな支援を関係機関と連携して進めます。

具体的施策

施策番号	施策名	内 容	担当課
45	関係各課と連携したＤＶ被害者の支援	庁内支援体制の連携強化を図り、ＤＶ被害者を必要な支援につなげる。また、ＤＶ被害者の支援のための事務取扱を定めた要綱等に基づき、住民記録等の保護を実施する。	市民課 市民総合相談室
46	ＤＶ被害者支援ネットワーク体制の充実	ＤＶ庁内連絡会議を活用し関係機関と円滑に連携し、ＤＶ被害者を総合的・適切に支援する。	市民総合相談室
47	ＮＰＯ等の民間団体との協働	ＤＶ被害者の緊急避難や支援強化のため、専門性の高いノウハウを持った民間団体と連携し、支援及び被害防止の啓発を図る。また、NPOが運営する施設を利用し、被害者が落ち着いて今後の生活等を考える居場所を提供する。	市民総合相談室

施策の方向② 自立のための支援体制の充実

ＤＶ被害者が心身のケアを受け安全を確保された後、自立した生活に向けて踏み出すために、就労支援など当事者に寄り添った支援を行います。

具体的施策

施策番号	施策名	内 容	担当課
48 新規	緊急時の安全確保	被害が急迫しているＤＶ被害者を、県施設や宿泊施設等を利用して、身の安全が図られるよう、被害者本人の意思や意向を確認しつつ、迅速に支援する。	市民総合相談室 子育て支援課
49 新規	ＤＶ被害者等の生活支援の充実	ＤＶ被害や離婚などにより、生活困難な状況に置かれている女性を相談から支援まで、継続的に関われる「ＤＶ被害者生活支援コーディネーター」の設置を検討する。	市民総合相談室

施策の方向③ 相談体制の充実

配偶者暴力相談支援センター等、身近な場で相談できる場を充実するとともに、発生防止、被害の深刻化防止のために相談窓口の周知を行います。

具体的施策

施策番号	施策名	内 容	担当課
50 新規	配偶者暴力相談支援センターの周知・相談体制の充実	被害者や悩みを抱える人が相談できるよう、様々な機会・媒体を通して配偶者暴力相談支援センターの周知を行うとともに、迅速に必要な支援に繋いでいく。	市民総合相談室
51	ＤＶ・女性総合相談の充実	相談機会の充実や専門知識の経験をつんだ相談員を配置することで、総合的なコーディネートを図り、相談体制の充実を図る。	市民総合相談室
52 新規	ストーカー、性暴力など多様化する相談対応の充実	相談の機会の充実や専門知識の豊富な相談員を配置することで、相談体制の充実を図る。	市民総合相談室

＊デートＤＶ

恋人同士など、親密な関係にある若者の間で起こる暴力のことをいいます。貸したお金を返さないなどの経済的暴力、無理やり性行為をしようとする、避妊に協力しないなどの性的暴力、携帯電話等を勝手に見るなどのデジタル暴力、大声でどなる、友人関係を制限するなどの精神的暴力などの行為が若年者においても起きており、将来、夫婦間の深刻なＤＶにつながる可能性があるといわれています。

施策の方向④　セクシュアル・ハラスメント等への対応

様々なハラスメント行為やストーカー行為等の防止に向け、啓発活動や情報提供の充実を図ります。

具体的施策

施策番号	施策名	内　容	担当課
53	セクシュアル・ハラスメント等ハラスメント行為の防止に向けた啓発	市民や事業所向けにセクシュアル・ハラスメント等に対する正しい理解の普及と防止対策に向けた啓発をする。	市民総合相談室
1 再掲 新規	あらゆる機会を通じた啓発活動	市役所ギャラリーや図書館など多くの市民が集まる場や広く情報が行き渡る媒体を通じて啓発活動を行う。	市民総合相談室 大井図書館 上福岡図書館
54	市職員を対象にした相談窓口の周知・対応	セクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメントなどハラスメント行為の防止に向けて相談窓口の強化を図る。 また、庁内に配置しているセクシュアル・ハラスメント防止員を活用することで、防止対策を強化するとともに、組織内の意識啓発を推進する。	人事課
55	セクシュアル・ハラスメント等職員研修会の実施	全職員を対象に、「特定事業主行動計画」に基づきセクシュアル・ハラスメント等研修会を実施する。	人事課

＜パープルリボンキャンペーンの様子＞

基本目標４　社会参画の促進

主要課題１　地域・社会活動への参画促進

人々のニーズが多様化・複合化する社会の中で、様々な地域の課題を解決するには、市民や地域団体、ボランティア団体、事業者、行政が相互に連携して取り組むことが必要です。

市民活動の形態は個人や団体など、いろいろなものがあり、それぞれの活動を通して地域・社会に貢献しています。

「地域福祉計画策定のためのアンケート調査」（平成28年度）では、地域活動やボランティア活動に＜取り組んだ経験がある人＞（「現在、継続的に取り組んでいる」、「たまに、取り組むことがある」、「取り組んだことはあるが、現在はほとんどしていない」の計）は、男性が30.3%、女性が36.2%と女性の方が多くなっています。

ふじみ野市では、「ふじみ野市地域福祉計画」を策定し、市民の主体的な地域・社会活動への参画を推進しています。これらの活動を活発化するためには、参加しやすいきっかけづくりや多様な人材を受け入れる雰囲気づくりなどを行い、男女がともに地域・社会活動に取り組む環境づくりが必要です。

地域活動の場では、活動の多くを女性が担っているにもかかわらず、代表者や主要な役員は男性が占める場合が多くみられることから、男女共同参画社会実現に向けて、リーダーや主要な役割への女性の積極的な参画を促進する必要があります。

地域活動やボランティア活動への取組状況

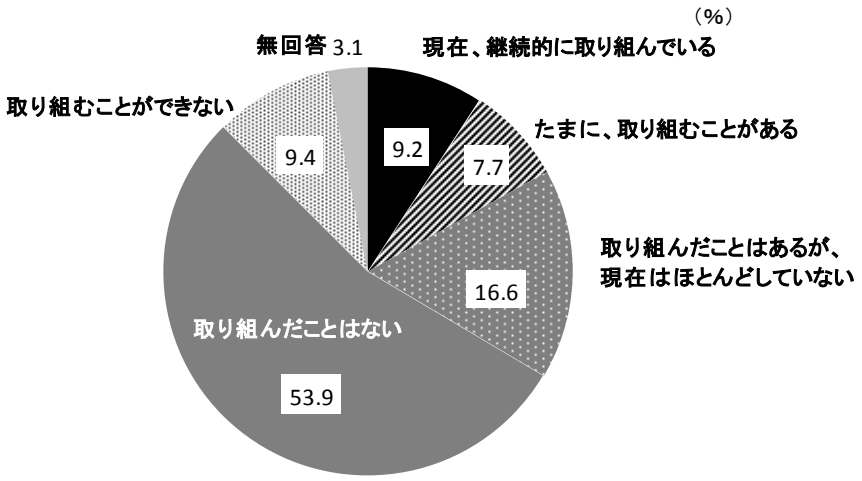

資料：ふじみ野市地域福祉計画策定のためのアンケート調査（平成 28 年度）

施策の方向① 地域・社会活動への参画促進

地域活動に男女がともに参画し、代表者や主要な役員への女性の就任を促進するため、地域で男女共同参画の推進に取り組む人材を活用した啓発事業の実施等により、男女共同参画意識の醸成を図ります。

具体的施策

施策番号	施策名	内 容	担当課
56	男女共同参画を推進している活動団体及び男女共同参画推進リーダーの育成	市内で活動する団体に対して、国や県の取組などの情報を提供するとともに、男女共同参画を推進するリーダーの育成を図る。	市民総合相談室
2 再掲	男女共同参画社会実現をめざしたまちづくりの推進	男女共同参画に関する市民の認識と理解を深めるための啓発事業を市民団体等に委託し、市民の主体的な活動による男女共同参画社会の実現をめざす。	市民総合相談室
57	ボランティア団体、市民活動団体の充実	ボランティア活動・市民活動へのきっかけづくりや、団体の活性化のために必要な助言をしたり活動に必要な場所・情報等を提供したりすることで、男女が共に市民活動に取り組めるような支援を行う。	協働推進課
58	地域力向上のための支援	地域に密着した活動を進める組織である町会、自治会、町内会の加入促進に努めるとともに、会の方針決定の場への女性の登用について啓発を行い、女性が発言しやすい環境づくりへの協力・理解を依頼していく。	協働推進課

主要課題２　男女共同参画の視点に立った防災対策の推進

平成23年の東日本大震災、平成28年の熊本地震をはじめ、豪雨災害など大規模災害の経験から、地域防災計画における女性の参画、女性の視点を活かした避難所運営など防災、災害復興の分野への男女共同参画の視点に立った防災対策の必要性が再認識されています。

ふじみ野市では、地域防災計画に基づき防災・災害発生時の対応について対策を行っています。ふじみ野市防災会議における女性委員の割合は、15.2%（平成29年４月１日現在）となっており、より一層の女性の参画が望まれます。また、地域の自治会等の自主防災組織では、女性の視点に立って防災や災害時の避難所運営のしくみづくりを進めており、市内全域にこのような取組を広げていく必要があります。

施策の方向①　防災組織等における女性参画の促進

地域の自主防災組織での女性の活動を支援するとともに、男女共同参画の視点に立った市の防災対策を進めるため、防災会議への女性委員の参画を促進します。

具体的施策

施策番号	施策名	内　容	担当課
59 新規	自主防災組織における女性参画の促進	自治会・町会を中心とする自主防災組織への市民の参画を促進するとともに、女性防災リーダーの育成を促進する。	危機管理防災課
60 新規	防災会議への女性委員の参画促進	市の防災・災害対策の方針を決定する防災会議における女性委員の参画を促進する。	危機管理防災課

施策の方向②　多様なニーズに即した災害対策・復興支援

防災用品の備蓄や災害時の避難所運営等において、女性や社会的弱者など多様なニーズに対応できる体制づくりを進めます。

具体的施策

施策番号	施策名	内　容	担当課
61 新規	多様なニーズに応える防災用品の整備	女性や社会的弱者など多様なニーズに対応する防災用品の備蓄を行う。	危機管理防災課
62 新規	多様なニーズに配慮した避難所マニュアルの更新	災害時の避難所運営の際に女性や社会的弱者など多様なニーズに対応できるよう避難所運営マニュアルの更新に合わせて取組の見直し・更新を行う。	危機管理防災課

主要課題３　国際理解・協力における男女共同参画の促進

国の男女共同参画の取組は、国連を始めとする国際的な女性の地位向上に係る動きと連動してこれを推進されてきており、市の施策においても国際的な議論や潮流を踏まえつつ推進する必要があります。

一方、身近な国際理解・協力の機会として、地域で共に暮らす外国籍市民への理解促進・交流があります。言語や慣習の違いで生活に困難やとまどいを抱える人も多く、地域の支援も欠かせません。市政運営においても多言語での広報活動を基本とし、外国籍市民が安全・安心して暮らせるまちづくりを推進する必要があります。

また、平和は男女の平等に緊密に関係しており、平和と安全の維持・促進のためには、政策・意思決定過程や紛争予防・解決の場への女性の参画が不可欠です。紛争の被害者や難民の多くを女性や子どもが占めていることからも、男女共同参画の視点が平和の維持・構築に重要であると考えられます。ふじみ野市では、市民の平和意識高揚に向けた啓発活動を継続的に行っていく必要があります。

施策の方向①　国際理解・協力と交流の促進・外国籍市民への理解と支援

国際理解・協力と交流、地域に住む外国籍市民への理解と暮らしの支援を進めます。

具体的施策

施策番号	施策名	内　容	担当課
63	外国籍市民の学習の場の充実と交流の促進	地域に住む外国籍市民の言葉による行き違い等のトラブルを緩和できるよう、日本語の初等学習支援と日本の行事や習慣を学ぶ機会を設けるとともに、地域との交流を図りともに豊かに暮らせる地域づくりを目指す。 ›にほんご教室	大井中央公民館 上福岡西公民館
64	国際理解・協力の推進	国際交流活動やボランティア活動への参加のきっかけとなるような講座を実施する。 ›国際交流ボランティア講座	上福岡西公民館
65	国際交流の推進	市民の国際交流活動を推進するため、国際化や多文化共生を活動分野とするNPO法人等と連携して交流の場の提供に努める。	協働推進課
66	外国籍市民の生活相談の実施	日本語を母語としない外国籍市民が暮らす中で抱える仕事や家庭、子育てや教育などの悩みを受ける相談事業を多言語で実施する。	協働推進課
67	多言語による生活支援	近隣市町と連携し、外国語版ホームページ（６ヶ国語）の運営及び外国籍市民生活ガイドブック（５ヶ国語）を作成し、日本語を母語としない外国籍市民の生活をサポートする。	協働推進課

施策番号	施策名	内　容	担当課
68	多言語による防災・災害時の情報提供の推進	日本語を母語としない外国籍市民が防災の取組や災害時の情報を理解できるよう、多言語による情報提供のあり方を検討する。	危機管理防災課

施策の方向②　平和活動の推進

男女共同参画の推進に不可欠な平和な社会の実現に向け、平和活動を推進します。

具体的施策

施策番号	施策名	内　容	担当課
69	平和意識の高揚	市民参加による平和事業や平和教育を実施する。	協働推進課 社会教育課

＜平和パネル展の様子＞

基本目標５　生涯にわたる健康支援

主要課題１　性と生殖に関する健康と権利についての意識啓発

健康の保持・増進はいきいきと活動するために必要不可欠なものですが、特に女性は、妊娠・出産などにより、ライフサイクルを通じて男性とは異なる健康上の問題に直面します。女性の生涯を通じた健康支援には、性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）の視点が特に重要です。性と生殖に関する健康とは、子どもを持つか持たないか、いつ持つか、何人持つかを決める自由を持つことなど、子どもを持たないライフスタイルを選択する人々を含めた、すべての個人に保障されるべき健康概念です。また、性と生殖に関する権利とは、性に関する健康を享受する権利であり、具体的には、すべての人が子どもの数や出産する時期を自由に、責任をもって決定できるという権利です。しかしながら、この権利を主張することが困難な状況があり、また、主張することで立場が悪くなることもあるのが現実です。さらに、性別による男女の支配・従属関係などによって、男性主導の避妊や性行動を生み出し、結果として望まない妊娠や性感染症などによって女性の健康がおびやかされているという問題があります。

男女共同参画社会の醸成にあたっては、性と生殖に関する健康と権利を十分に理解し合い、人権を尊重することが前提といえます。

市民意識調査では、性と生殖に関する健康と権利の実現に必要なこととして、「子どもの成長と発育に応じた性教育」「性や妊娠・出産についての情報提供・相談体制の充実」が多く挙げられています。

このことから、性と生殖に関する健康づくりの支援の観点から、性感染症予防の知識に関する情報提供、性の尊厳に関することも含めて、幅広い世代に向けて適切な啓発活動を実施していきます。

リプロダクティブ・ヘルス／ライツの実現に必要なこと

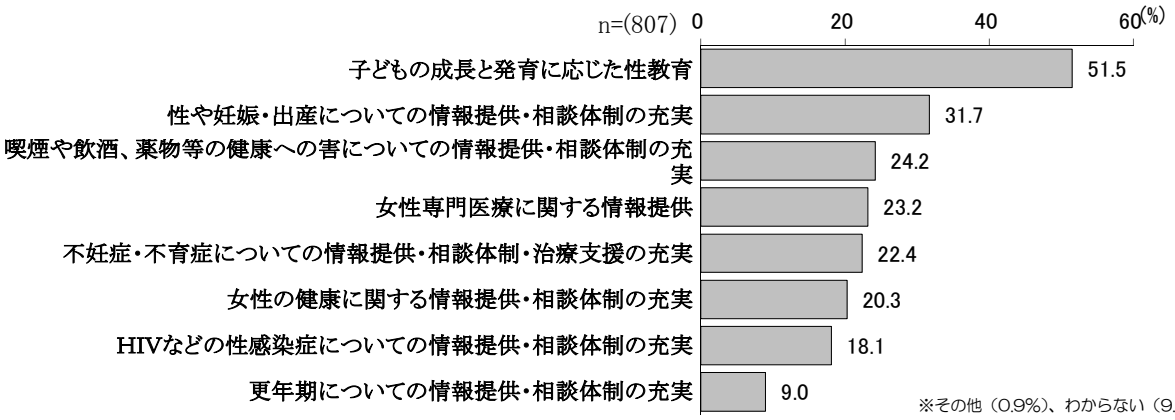

※その他（0.9%）、わからない（9.7%）、
無回答（9.0%）の表示を省いています。

資料：平成 28 年度ふじみ野市男女共同参画に関する市民意識調査

施策の方向①　性と生殖に関する健康と権利についての意識啓発

生涯を通じて健康な生活を送るために不可欠である性と生殖に関する健康と権利について、意識啓発や正しい知識の普及を進めます。

具体的施策

施策番号	施策名	内　容	担当課
70	妊娠・出産に関する相談や学習の充実	女性の健康と権利を守るため、妊娠・出産等の女性の健康に関する相談や学習機会の充実を図る。	保健センター
71	エイズ・性感染症に関する知識の普及啓発	保健所と連携して、エイズ等性感染症の予防や対処、正しい知識習得のための啓発・情報提供を行う。	保健センター
72	児童生徒の発達段階に応じた適切な性教育支援	性や人権に関する悩みを抱える児童・生徒に対して、必要に応じて相談や質問ができる相談窓口等を支援（コーディネート）するとともに、児童生徒の発達段階に応じた適切な性と生殖に関する教育を進めます。 ‣教育相談室の周知、相談窓口の情報提供 ‣学校における体験的な学習及び保健体育の授業など発達段階に応じた性教育の実施	学校教育課

＜啓発リーフレット＞

資料：公益財団法人エイズ予防財団

主要課題２　母性の保護と母子保健の充実

女性自身が自分の身体について理解し、正しい情報のもとで健康な身体を維持し、自ら描いた将来のライフデザインをもとに、妊娠・出産等についての希望を実現することができるよう、支援をする必要があります。

ふじみ野市では、安心して妊娠・出産・子育てができるまちづくりに向け、妊娠期の相談や出産後の母子へのフォロー、乳幼児健診や子どもの発育・発達に関する相談体制を充実させるなど妊娠期から子育て期に渡る切れ目のない総合的な支援を行っています。また、不妊等に悩む人に向けた検査・治療等に対する助成も取り組んでいますが、今後も母子保健に対するきめ細やかな取組をより一層推進する必要があります。

さらに、薬物乱用や喫煙、過度の飲酒は健康を害する危険性が高く、小・中学校では、国の学習指導要領に基づく指導計画により、啓発・教育を行っています。薬物や喫煙・過度の飲酒の健康被害に関する情報提供をすべての世代に向け継続するとともに、生殖機能や胎児への悪影響についても啓発・教育を推進していく必要があります。

施策の方向①　母性の保護と母子保健事業の充実

安心して妊娠・出産・子育てができるよう母子保健事業を推進します。

具体的施策

施策番号	施策名	内　容	担当課
73	母子保健事業の充実	子育て世代包括支援センターを設置し、妊娠期から子育て期に渡る切れ目のない総合的な支援を行う。	保健センター
74	母性保護の理解の促進	母子健康手帳交付時等に情報提供を行うほか、妊婦とそのパートナー等を対象にセミナーを実施し啓発・情報提供を行う。	保健センター

施策の方向②　健康を脅かす問題への対策

健康を脅かす薬物・喫煙・アルコール等の害について正しい知識の普及啓発を行います。

具体的施策

施策番号	施策名	内　容	担当課
75	薬物乱用防止教育の充実	児童生徒が薬物乱用と健康との関係について正しく理解し、生涯を通じて薬物を乱用しないよう、厚生労働省が実施する薬物乱用防止啓発事業との連携による教育を推進する。	学校教育課
76	薬物・喫煙・アルコールの害に関する啓発	妊産婦をはじめ、健康講座等を通じて薬物・喫煙・過度の飲酒等が健康に及ぼす影響についての啓発・教育を行う。	保健センター

主要課題３　生涯を通じたこころとからだの健康保持・増進

男女が互いの身体的な違いを十分に理解し合い、人権を尊重しつつ、相手に対する思いやりを持って生きていくことは、男女共同参画社会づくりを進める上で重要なことです。

心身の状況は、ライフサイクルを通じて変化しますが、女性は男性とは異なる健康上の問題に直面します。妊娠、出産、不妊、更年期障害など女性の健康をめぐる様々な問題があるほか、女性特有のがんには「乳がん」や「子宮がん」があり、いずれも若い世代でも罹患が見られることから、健康問題に関する意識づけや相談しやすい体制が必要です。一方で、生活習慣病や喫煙・飲酒が関係する疾病は男性に多くみられるなど、心身の健康には、生活面や社会的な関わりなども関係すると考えられています。

生涯にわたり心身ともに健康で豊かな生活を送るためには、何よりも普段の生活の中で自らの健康状態を確認し、主体的に健康の維持・管理を行うことが必要です。健康づくりや健診・検診に関する啓発や受診しやすい体制をつくる必要があります。

また、社会情勢が目まぐるしく変化する今日、ストレスや不安感を抱える人が多くなっています。普段の生活で睡眠や休養に気を配り、心身の健康の保持・増進に留意する必要があることから、市民の健康づくりへの取組を推進するとともに、相談体制の充実が必要です。

施策の方向①　健康づくり事業の実施

市民の健康づくりを支援するため、スポーツ活動の機会の創出・健康づくり事業を推進します。

具体的施策

施策番号	施策名	内　容	担当課
77	健康づくりの推進	「スポーツ推進計画」に基づき、乳幼児から高齢者まで誰もが気軽に参加できるスポーツ大会やイベント等を開催する。	文化・ｽﾎﾟｰﾂ振興課

施策の方向②　生涯を通じたこころとからだの健康保持・増進

生涯を通じたこころとからだの健康保持・増進に向け、自主的・自発的な健康づくりの促進や健康診査・検診の受診勧奨を進めます。

具体的施策

施策番号	施策名	内　容	担当課
78	健康管理に関する啓発活動の推進	市民の自主的・自発的な健康づくりを促進するため、生活習慣病予防など健康に関する各種セミナーや教室、健康相談を実施する。	保健センター
79	健康診査・検診の受診勧奨	早期発見、早期治療にむけての健康診査や各種がん検診等の受診率向上のため、周知・啓発を行うとともに、健診後の保健指導を行う。	保健センター

施策の方向③　こころとからだの相談の充実

　こころとからだの健康保持・増進に向け、相談事業や生活への支援を行います。

具体的施策

施策番号	施策名	内　容	担当課
80 新規	健康に関する相談	保健師・管理栄養士等により、特定健康診査等の検査の見方や生活習慣病等健康に関する相談事業を行い、健康寿命の延伸を図る。 　また、歯科衛生士による歯と口腔の相談を行い生涯自分の歯で噛める支援をする。	保健センター
81 新規	こころの健康相談	こころの健康に関する悩みをもつ当事者や家族等の支援及び、適切な医療機関における早期治療につなげるため、精神科医、臨床心理士等によるこころの健康相談を行う。	保健センター
82 新規	ひきこもり*に関する相談	生活困窮者相談支援窓口では、社会とのつながりが持てず、ひきこもり状態にある当事者や家族を対象に、心理や福祉分野の専門職や関係機関等と連携し、社会的自立や就労に向けた支援を促進する。	福祉総合支援チーム

＜保健センター講座案内＞

＊ひきこもり

　自宅にひきこもって、社会的参加をしない状態が6カ月以上持続しており、精神障がいがその第一の原因と考えにくいものをいいます。

基本目標６　生活福祉の向上

主要課題１　次世代を育成するための環境づくり

これまで、子育ては主に女性が担っている家庭が多く、現在でも子育てによる心身の負担が女性に偏っていることが指摘されています。また、核家族化が進み、家族・親族内の世代間のつながりが薄れる社会の中で、家庭から出ることができず話し相手がいない、子育ての困難さに自分では気づかないなど子育ての状況が深刻になっています。子育てに関する情報に接していない、悩みの相談先がない、子育て家庭同士の交流がないなど孤立する家庭に対しては、虐待防止の観点からも特に支援が必要です。

ふじみ野市では、子育て世代包括支援センターとして、妊娠から子育てにわたる総合的な支援を行っており、子どもの発育状態や家庭の子育て環境や保護者の状態を確認して相談や子育て情報の提供を行っています。特に課題を抱える家庭に対しては、子どもの健康や子育ての仕方など保護者の悩みに寄り添う体制が必要です。

子育て支援センターや市内保育施設等と連携し、講座の開催や交流の場などを通じて地域全体で子どもの健やかな成長を促進する取組が今後も必要となっています。

施策の方向①　子育て支援体制の充実

多様なニーズに応えるための教育・保育サービスの充実に努めるとともに、施設や交流、相談事業の充実により子育てしやすい環境整備を推進します。

具体的施策

施策番号	施策名	内　容	担当課
83	子育て世代包括支援センター機能の充実	子育て世代包括支援センター機能の充実により、妊娠期から子育て期の家庭が、育児不安について気軽に相談ができるように親子の居場所を提供する。また、個々のニーズに対応するために子育て支援関係機関等の連携を図り、切れ目のない支援を行う。	子育て支援課 保健センター
84	子育て支援拠点のネットワーク化の構築	子育てに関する関係機関が連携し、情報の共有を図り、子育て家庭に子育て情報を効率的に提供する。 ‣出前子育てサロン ‣子育て支援拠点連絡会議 ‣子育てサロン事業	子育て支援課
85	子育て支援の情報や講座・相談の充実	子育てに関する相談、援助や講座を実施し、子育て家庭が抱える悩みの課題の解決につなげる。 ‣子育てに関する相談、援助の実施 ‣子育てコンシェルジュ事業の実施 ‣地域の子育て関連情報の提供 ‣子育てに関する講習等の実施	子育て支援課

施策番号	施策名	内　容	担当課
86	子育て親子の交流の促進	子育て親子の交流の場の提供と交流、子育て等に関する相談、援助、地域の子育て関連の情報提供、講座を実施する。 ‣子育て支援拠点の充実	子育て支援課
87	子育て支援のための講座の開催	子育て中の親が子育ての悩みを軽減でき、情報交換や仲間づくりができるように講座を開催する。	大井中央公民館 上福岡公民館
88	子育てサークル活動の充実	子育て中の親が孤独化しないようにするため、子育て配信メールを利用し情報発信を行い、情報交換や仲間づくりができるよう事業を実施する。	上福岡西公民館
89	児童・生徒に対する相談支援	教育相談室で、児童生徒、保護者からの悩みごとの相談や解消に向けての相談活動を行う。各中学校のさわやか相談員及びスクールカウンセラーによる学区の小学校への訪問、相談活動を通して児童生徒の具体的な悩みや相談に対応し、学校と連携を図る。 ‣教育相談室での相談活動 ‣全中学校にさわやか相談員を配置	学校教育課
41 再掲	保育環境の整備充実	多様な保育ニーズに対応できるよう、「子ども・子育て支援事業計画」に基づき保育環境の整備充実を図る。	保育課
42 再掲	放課後児童クラブの充実	指定管理者による放課後児童クラブの管理・運営を行い、保護者が安心して働けるように、児童の放課後保育の充実を図る。	子育て支援課
90	児童の虐待防止ネットワークの強化	要保護児童対策協議会による情報交換や具体策の展開により、児童虐待の防止と早期発見、対応について取り組む。	福祉課 子育て支援課 保健センター 学校教育課
91	外国籍児童生徒の教育支援	日本語適応指導員を配置し、日本語の指導を通して学習支援・就学への支援を実施する。	学校教育課
92	子育て家庭に対するきめ細かな支援	相談事業を通じて子育て家庭やひとり親家庭等のニーズを把握し、状況に応じた支援を行う。	子育て支援課

施策の方向②　子育て家庭への経済的支援

子育て家庭の経済的負担を軽減するため、医療費や就園・就学に係る費用に関する支援を行います。

具体的施策

施策番号	施策名	内　容	担当課
93	子育て家庭への医療費負担の軽減の充実	入院・通院ともに中学3年生までの子どもを対象にし、医療保険による自己負担分を全額公費で負担する。	子育て支援課

主要課題２　困難を抱える家庭への支援の充実

平成27年の国民生活基礎調査の結果によると、子どものいる家庭の貧困率は13.9%、国民全体の中で生活の苦しい人の割合は15.6%となっています。いずれも平成24年より改善していますが、経済的な困難を抱える家庭は少なくありません。

現在、子どもの貧困対策として、学習支援やこども食堂などによる食事の提供など行政や地域のNPO等による活動が増えてきています。また、貧困状態に陥る家庭は、ひとり親家庭等に多く、子育ても仕事もすべて一人で抱え、低収入や不安定な形態での就労を余儀なくされるケースも多くなっています。保護者のこのような課題は、子どもの教育機会や社会的な格差につながり、子ども自身の未来にも悪影響が及ぶという世代間での貧困の連鎖を生むことが指摘されています。子どもたちが、家庭など置かれた環境に左右されずに等しくチャンスを与えられ、希望を持って将来を目指すことができるよう、経済的な困難を抱える家庭の子どもに対するきめ細かい支援が求められる一方で、保護者の安定した就労の確保や子育ての負担を軽減する措置を講じることも重要です。

一方、国立社会保障・人口問題研究所の分析（2010年国民生活基礎調査結果を基に分析）によると、20～64歳の単身女性の３割超が、年収125万円未満で暮らす貧困層であるという結果が出ています。単身女性が貧困に陥るリスクは、就労や健康問題とも関連し、年齢の上昇とともに高まります。

経済的困難を抱える家庭への経済的支援と並行して、就労支援等の自立に向けた支援を個別の家庭・人の状態に合わせて継続的に行う必要があります。

就学援助受給率

就学援助受給率（小学校・中学校）

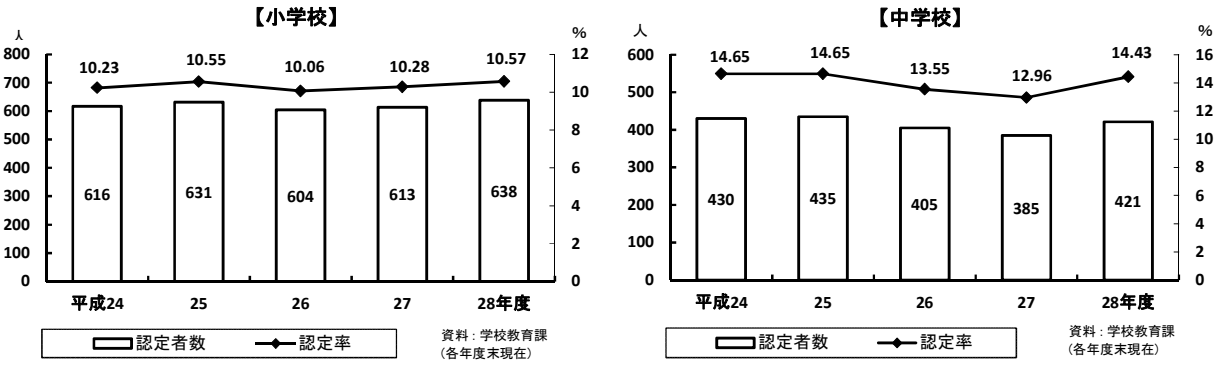

※参考　国の平成26年度平均就学援助率　全体　15.7%、小学校　14.6%、中学校17.7%　（文部科学省初等中等教育局児童生徒課）

施策の方向① 経済的困難を抱える家庭への支援の充実

困難を抱える世帯全体の支援を総合的に行います。

具体的施策

施策番号	施策名	内 容	担当課
94 新規	子どもの貧困対策の推進	子どもの未来応援プラン*に基づき、経済的困難を抱える家庭の子どもに対して経済的支援や学習や生活の支援など総合的な支援を行う。	福祉総合支援チーム
95 新規	生活困窮者自立支援制度の活用の推進	生活困窮者自立支援法に基づき、生活困難な状況にある人の抱える問題に、生活の安定、自立を目指して包括的・総合的に支援を行う。また、専門の機関を活用して就労支援員を配置し、ジョブスポットふじみ野と連携を取りながら、就労支援を推進していく。 ‣就労支援 ‣就労準備支援 ‣住居確保給付金	福祉総合支援チーム
96	就学に関する経済的支援の充実	経済的な理由により就学が困難と認められる児童生徒の保護者に対して、学用品費、修学旅行費、医療費及び学校給食費等の教育に要する経費の一部を援助する。	学校教育課
97 新規	子どもの進学等に係る経済的支援	教育を受ける機会の均等に資するため、進学の意欲をもっているが経済的な理由により、高校、専修学校、大学等への修学が困難な生徒に対し、入学準備金・奨学金の貸し付けを行う。	教育総務課

施策の方向② 安心・安全な生活環境の確立

複合的な問題を抱えている生活困窮者に対し、寄り添いながら自立に向けた継続的な支援を行います。

具体的施策

施策番号	施策名	内 容	担当課
98 新規	生活困窮者相談窓口の充実	生活困難な状況にある人の抱える問題に対する寄り添い型の専門的な相談対応の充実と各種機関等との連携による包括的な支援を行う。 ‣心理及び福祉専門職による相談・支援 ‣個別の支援計画に基づいた支援	福祉総合支援チーム

＊子どもの未来応援プラン

ふじみ野市の将来を担う子どもたちが夢と希望をもって成長することができるよう、貧困の連鎖を防ぐための切れ目のない支援を総合的・効果的に推進するための子どもの貧困対策推進計画です。

主要課題３　ひとり親家庭等の福祉の充実

ひとり親家庭等、特に母子家庭では不安定な就労や雇用条件の悪い就労をする母親も多く、経済的な困難を抱える家庭が少なくありません。国民生活基礎調査（平成27年調査）では、ひとり親家庭の貧困率は依然として50%を超えているとされています。国では、「すくすくサポート・プロジェクト」によりひとり親家庭等支援施策を拡充しています。

母子家庭の母等が、よりよい収入・雇用条件等で就労することにより、経済的な自立が図られるようにするため、就業支援は非常に重要です。

さらに、ひとり親家庭等では家庭内の問題や悩みを家族・親族内で共有する先がなく、解決が先送りされた結果、子どもの非行や虐待など問題を抱えてしまうことがあります。経済的な問題だけでなく、教育・子育てや離婚問題、DV被害などひとり親家庭等が抱える複合的な問題に応じる相談体制の充実も図っていくことが必要です。

施策の方向①　ひとり親家庭等の生活の安定への支援

ひとり親家庭等の生活支援及び子の就学に向けた経済的支援である各制度の周知を促進していきます。

具体的施策

施策番号	施策名	内　容	担当課
99	ひとり親家庭等への医療費負担軽減の充実	ひとり親家庭等を対象に、医療保険による自己負担分を全額又は一部を公費負担で実施する。	子育て支援課
100	ひとり親家庭等児童への高校等入学に関する支援	ひとり親家庭等の児童が、国公立私立高校、専門学校等に入学する場合に、非課税世帯を対象に入学準備金を支給し経済的支援を実施する。	子育て支援課

施策の方向②　ひとり親家庭等の相談・緊急援助の充実

ひとり親家庭等が孤立しないように相談体制を充実させるとともに、不測の事態にも柔軟に対応していきます。

具体的施策

施策番号	施策名	内　容	担当課
101	ひとり親家庭等の自立に向けた支援	ひとり親家庭等を総合的に支援するため、相談体制を充実する。	子育て支援課
102	ひとり親家庭等の緊急一時保護体制の充実	緊急に避難する親子等に対し、一時保護ができる母子生活支援施設等へ入所できるように関係機関と連携を図る。また、母子生活支援施設への入所手続きの際に一時避難が必要な親子等に対し、緊急避難支援として宿泊費等を支給する。	子育て支援課

主要課題４　高齢者・障がい児（者）の福祉の充実

高齢化が進み、高齢者の介護の問題は、家庭だけでなく地域でも深刻な問題となっています。ふじみ野市においても、要介護高齢者の数は増加しており、要介護状態の重度化も進むため、介護負担は極めて大きなものとなることが予測されます。また、高齢化とあわせて障がいのある人の数も増加傾向にあり、障がいのある人の高齢化も進むため、高齢者や障がいのある人の介護はより多くの家庭で課題となっていくと考えられます。

第7期ふじみ野市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定のためのアンケート調査においては、主な介護者の性別は、男性が30.2%、女性が54.7%と現状は、未だ女性が多い状況となっています

市民意識調査では、男女が協力して介護を担うために必要なこととして、「介護サービスを利用しながら、男女が共に介護に関わることのできる環境を整備する」64.6%、「男女が共に取りやすい介護休業制度を整備する」42.3%、「労働時間短縮や在宅勤務、フレックスタイムの導入などを企業に働きかける」32.2%などが挙げられており、福祉サービスの充実だけでなく、働く場での制度や働き方の変革が求められています。

ふじみ野市では、高齢者や障がいのある人の地域での生活を支援し、家族介護者の負担を軽減するためのサービスの充実や地域での支援を進めており、今後、増加する多様なニーズに応えるためにも、関係機関と連携した支援を充実するとともに、仕事と介護との両立について事業所等への働きかけ等の取組が重要になります。

男女が協力して介護を担うために必要なこと

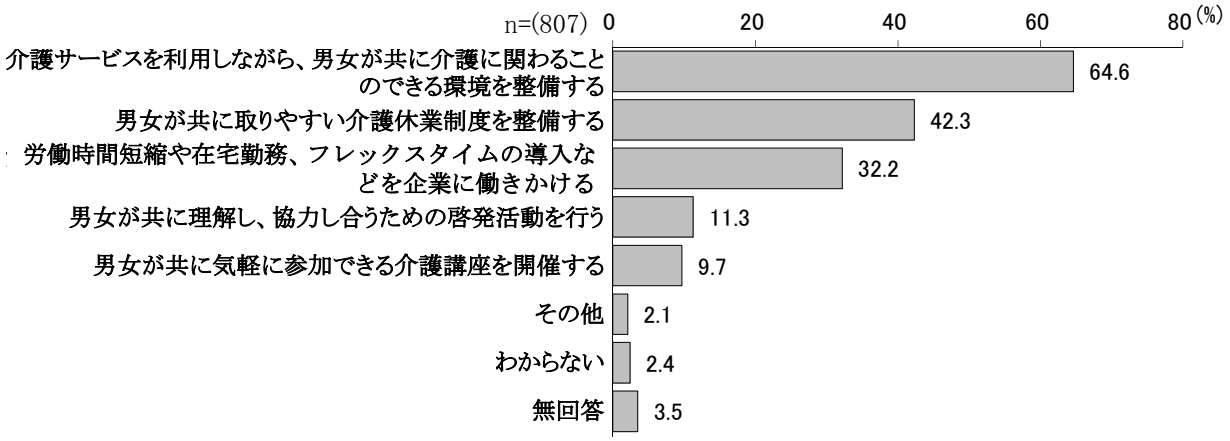

資料：平成 28 年度ふじみ野市男女共同参画に関する市民意識調査

施策の方向① 地域での暮らしを支える生活支援の充実

高齢者・障がい児（者）の地域での暮らしを支えるため、地域包括ケアの構想に基づき、福祉サービスの充実を図ります。

具体的施策

施策番号	施策名	内 容	担当課
103 新規	地域包括ケアシステムの充実	高齢者が地域で自立した生活を営めるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスを切れ目なく提供し、地域包括ケアシステムの確立を図ります。 ‣医療と介護との連携 ‣生活支援サービスの充実 ‣認知症支援策の充実 ‣高齢者に配慮した住環境の整備 ‣地域包括支援センターの強化	高齢福祉課
104	高齢者・介護に関するニーズの把握	高齢者がいきいきと暮らせるよう生活や介護に関するニーズを把握し、今後の施策・事業に結びつけるための調査に努める。	高齢福祉課
105	介護相談員の活動の支援	地域福祉の推進のため、高齢者の相談に対する介護相談員に、随時研修等の場を提供して活動の支援をする。	高齢福祉課
106	在宅高齢者サービスの実施	65歳以上の高齢者や要介護認定者の日常生活の利便を図るとともに、介護者の負担を軽減させるための各種サービスを提供する。	高齢福祉課
107	障がい福祉サービス等の提供	障害者基本法及び障害者総合支援法、児童福祉法に基づき、障がいのある人の自立と社会参加の促進を図るため、障がいの種別や支援の度合に応じて必要とするサービスを受けられるよう支援する。	障がい福祉課
108	地域生活支援の充実	障がいのある人の相談に応じ必要な情報の提供を行う相談支援、手話通訳者の派遣等を行う意思疎通支援、屋外での移動が困難な障がいのある人に対して外出のための支援を行う移動支援等、地域の特性や利用者の状況に応じた支援を行う。	障がい福祉課

施策の方向② 高齢者・障がい児（者）の社会参加・権利擁護の推進

高齢者・障がい児（者）が安心して生活できるよう、社会参加・権利擁護を推進します。

具体的施策

施策番号	施策名	内 容	担当課
109 新規	相談支援・指導の充実	高齢者や障がいのある人などが安心した生活が送れるよう、関係機関等との連携や地域での見守り体制を構築し、相談支援の充実を図るなど問題解決に結びつきやすい環境を整える。	消費生活センター 障がい福祉課 高齢福祉課
110 新規	権利擁護の推進	担当課職員が適切な相談・支援ができるよう専門家による助言が受けられる体制により、迅速な支援に繋げていく。 市民後見人の育成・支援により地域との連携・協働を図るとともに、高齢者や障がいのある人の生活支援体制の充実を推進していく。	市民総合相談室 障がい福祉課 高齢福祉課
111	障がい者の就労支援	障がい者就労支援センターにおいて、就労意欲のある障がいのある人に対して、関係機関と連携し、就労に向け支援するとともに就労後の定着支援を行う。	障がい福祉課
112	障がいのある人の生活相談の充実	障がいのある人が地域で安心して生活し、適切なサービスを利用できるよう専門職を配置し相談に応じる。	障がい福祉課
113	特別支援学級に在籍する児童生徒への就学費用の援助	特別支援学級に在籍する児童生徒の保護者に対し、家庭の経済状況に応じて、学用品費、修学旅行費及び学校給食費等の教育に要する経費の一部を援助する。	学校教育課

主要課題５　地域福祉の充実

地域の福祉課題が多様化・複雑化していることから、それらの課題を包括的・総合的に受け止め、各機関の専門的な支援につなぐ必要があります。そのためには、福祉分野や医療、保健、雇用・就労、産業、教育、多文化共生などの積極的な対応を含め分野横断的な対応が必要となっており、多岐にわたる連携体制が必要です。

また、地域において活動を行う様々な人材や組織、市民の身近な相談役となる民生委員・児童委員の活動なくして地域福祉の推進は成り立ちません。必要な情報の提供や研修の実施、各組織等の連携強化にあたっては、男女共同参画の視点で地域の福祉を担う多様な組織・機関の活性化が必要となります。

施策の方向①　包括的支援体制の充実

地域の福祉課題を総合的に受け止め、支援につなぐ包括的支援体制の充実を進めます。

具体的施策

施策番号	施策名	内　容	担当課
114 新規	多機関の協働による包括的支援体制の構築	複合的な課題を抱え、社会的に孤立しやすい生活困窮者の支援を中心に、多様な相談機関が連携・協働して支援するため、「コミュニティソーシャルワーカー」*を配置し、多機関との協働による包括的支援体制の構築を図る。	福祉総合支援チーム

施策の方向②　地域福祉組織の充実

地域において活動する人材や組織等との連携を強化します。

具体的施策

施策番号	施策名	内　容	担当課
115	民生委員・児童委員の活動の充実	地域における課題についての共通認識や情報の共有ができるよう必要な情報の提供や研修の実施、民生委員・児童委員の活動への支援を行う。	福祉課
116	関係機関との連携強化	社会福祉協議会や各種福祉活動団体等、地域において活動を行う組織や団体の連携強化を推進する。	福祉課

＊コミュニティソーシャルワーカー
住民参加・協働による福祉のまちづくりを推進する専門職です。

Ⅳ　資料編

Ⅳ 資料編

1 ふじみ野市男女共同参画基本計画掲載関係法令

（1）日本国憲法（抄）

昭和 21 年 11 月3日公布 昭和 22 年5月3日施行

（基本的人権の享有）
第 11 条 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる。
（個人の尊重と公共の福祉）
第 13 条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。
（法の下の平等）
第 14 条 すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。〔2、3項略〕
（家庭生活における個人の尊厳と両性の平等）
第 24 条 婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。
2 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

（２）男女共同参画社会基本法

平成11年６月23日
法律第78号

目次

前文
第１章　総則(第１条―第12条)
第２章　男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策(第13条―第20条)
第３章　男女共同参画会議(第21条―第28条)
附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第１章　総則

(目的)

第１条　この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第２条　この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)　男女共同参画社会の形成　男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

(2)　積極的改善措置　前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第３条　男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第４条　男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害

する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第５条　男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第６条　男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第７条　男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第８条　国は、第３条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第９条　地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第10条　国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第11条　政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第12条　政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

２　政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第２章　男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第13条　政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

２　男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1)　総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

(2)　前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

３　内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

４　内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基

本計画を公表しなければならない。

5　前２項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第14条　都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。

2　都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1)　都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

(2)　前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3　市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「市町村男女共同参画計画」という。)を定めるように努めなければならない。

4　都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第15条　国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第16条　国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第17条　国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第18条　国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第19条　国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第20条　国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第３章　男女共同参画会議

(設置)

第21条　内閣府に、男女共同参画会議(以下「会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第22条　会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

(1)　男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。

(2)　前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基

本的な政策及び重要事項を調査審議すること。

⑶　前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

⑷　政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

（組織）

第23条　会議は、議長及び議員24人以内をもって組織する。

（議長）

第24条　議長は、内閣官房長官をもって充てる。

２　議長は、会務を総理する。

（議員）

第25条　議員は、次に掲げる者をもって充てる。

⑴　内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

⑵　男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

２　前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。

３　第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の10の４未満であってはならない。

４　第一項第二号の議員は、非常勤とする。

（議員の任期）

第26条　前条第１項第２号の議員の任期は、２年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

２　前条第１項第２号の議員は、再任されることができる。

（資料提出の要求等）

第27条　会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

２　会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

（政令への委任）

第28条　この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附　則　抄

（施行期日）

第１条　この法律は、公布の日から施行する。

（男女共同参画審議会設置法の廃止）

第２条　男女共同参画審議会設置法（平成９年法律第７号）は、廃止する。

（経過措置）

第３条　前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法（以下「旧審議会設置法」という。）第１条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第21条第１項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

２　この法律の施行の際現に旧審議会設置法第四条第一項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第23条第１項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第２項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第４条第２項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

３　この法律の施行の際現に旧審議会設置法第５条第１項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第３項の規定により指名された委員である者は、それぞ

れ、この法律の施行の日に、第24条第１項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第３項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

附　則　（平成11年７月16日法律第102号）抄

（施行期日）

第１条　この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成11年法律第88号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1)　略

(2)　附則第10条第１項及び第５項、第14条第３項、第23条、第28条並びに第30条の規定　公布の日

（委員等の任期に関する経過措置）

第28条　この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者（任期の定めのない者を除く。）の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

１から10まで　略

十一　男女共同参画審議会

（別に定める経過措置）

第三十条　第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附　則　（平成一一年一二月二二日法律第一六〇号）　抄

（施行期日）

第一条　この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。

（３）埼玉県男女共同参画推進条例

平成12年3月24日
埼玉県条例第12号

個人の尊重と法の下の平等は日本国憲法にうたわれており、男女平等の実現については、国際婦人年以来、国際連合が「平等・開発・平和」の目標を掲げ、各国が連帯して取り組んでいる。また、あらゆる分野における女性に対する差別の解消を目指して、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約を軸に男女平等のための取組が積極的に展開され、国内及び県内においても進められてきた。

しかしながら、性別による固定的な役割分担意識やそれに基づく社会慣行は依然として根強く、真の男女平等の達成には多くの課題が残されている。

一方、現在の経済・社会環境は、急激な少子・高齢化の進展をはじめ、情報化、国際化など多様な変化が生じている。

特に、埼玉県においては、核家族世帯率が高く、女性の労働力率が出産・子育て期に大きく低下する傾向があり、また、男性は通勤時間が長く、家事・育児・介護等の家庭生活における参画が必ずしも十分ではない。

こうした現状を踏まえ、豊かで安心できる社会を築いていくためには、男女が、社会的文化的に形成された性別の概念にとらわれず、その個性と能力を十分に発揮し、あらゆる分野に対等に参画できる男女共同参画社会の実現が重要である。

ここに、私たちは、男女共同参画社会の実現を目指すことを決意し、男女共同参画の推進についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進することにより、豊かで活力ある21世紀の埼玉を築くため、この条例を制定する。

(目的)

第1条　この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、県、事業者及び県民の責務を明らかにし、並びに男女共同参画の推進に関する施策について必要な事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もって豊かで活力ある地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)　男女共同参画　男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。

(2)　積極的格差是正措置　前号に規定する機会に係る男女間の格差を是正するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(3)　セクシュアル・ハラスメント　性的な言動に対する相手方の対応によって不利益を与え、又は性的な言動により相手方の生活環境を害することをいう。

(基本理念)

第3条　男女共同参画の推進は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が直接的であるか間接的であるかを問わず性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されること、女性に対する暴力が根絶されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

2　男女共同参画の推進に当たっては、性別による固定的な役割分担等に基づく社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の自由な

選択に対して影響を及ぼすことのないよう配慮されなければならない。
3　男女共同参画の推進は、県における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に、男女が共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。
4　男女共同参画の推進は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子育て、家族の介護その他の家庭生活における活動及び社会生活における活動に対等に参画することができるようにすることを旨として、行われなければならない。
5　男女共同参画の推進は、生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利が尊重されることを旨として、行われなければならない。
6　男女共同参画の推進に向けた取組が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画の推進は、国際的な協力の下に行われなければならない。
(県の責務)
第4条　県は、男女共同参画の推進を主要な政策として位置付け、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策(積極的格差是正措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施するものとする。
2　県は、男女共同参画の推進に当たり、市町村、事業者及び県民と連携して取り組むものとする。
3　県は、第一項に規定する施策を総合的に企画し、調整し、及び推進するために必要な体制を整備するとともに、財政上の措置等を講ずるように努めるものとする。
(事業者の責務)
第5条　事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、男女が共同して参画することができる体制の整備に積極的に取り組むとともに、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するように努めなければならない。
(県民の責務)
第6条　県民は、基本理念にのっとり、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野に、自ら積極的に参画するとともに、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するように努めなければならない。
(性別による権利侵害の禁止)
第7条　何人も、家庭、職場、学校、地域社会等において、女性に対する暴力を行ってはならない。
2　何人も、家庭、職場、学校、地域社会等において、セクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。
(公衆に表示する情報に関する留意)
第8条　何人も、公衆に表示する情報において、性別による固定的な役割分担及び女性に対する暴力等を助長し、及び連想させる表現並びに過度の性的な表現を行わないように努めなければならない。
(県の施策)
第9条　県は、本県の特性を踏まえ、男女共同参画を推進するため、次に掲げる施策等を行うものとする。
(1)　男女が共に家庭生活及び職業生活を両立することができるように、その支援を行うように努めること。
(2)　広報活動等の充実により、男女共同参画に関する事業者及び県民の理解を深めるとともに、学校教育をはじめとするあらゆる分野の教育において、男女共同参画を促進するための措置を講ずるように努めること。
(3)　あらゆる分野における活動において、男女間に参画する機会の格差が生じている場合、事業者及び県民と協力し、積極的格差是正措置が講ぜられるように努めること。
(4)　審議会等における委員を委嘱し、又は任命する場合にあっては、積極的格差是正措置を講ずることにより、できる限り男女の均衡を図ること。
(5)　女性に対する暴力及びセクシュアル・ハラスメントの防止に努め、並びにこれらの被害を受

けた者に対し、必要に応じた支援を行うように努めること。
⑹　男女共同参画の取組を普及させるため、当該取組を積極的に行っている事業者の表彰等を行うこと。
⑺　民間の団体が行う男女共同参画の推進に関する活動に資するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずること。
⑻　男女共同参画の推進に関する施策の策定に必要な事項及び男女共同参画の推進を阻害する問題についての調査研究を行うこと。
(埼玉県男女共同参画審議会)
第10条　埼玉県男女共同参画審議会（第12条第3項において「審議会」という。）は、男女共同参画の推進に資するために、次に掲げる事務を行う。
⑴　知事の諮問に応じ、男女共同参画の推進に関する基本的かつ総合的な施策及び重要事項を調査審議すること。
⑵　男女共同参画の推進に関する施策の実施状況について、必要に応じ、調査し、及び知事に意見を述べること。
(総合的な拠点施設の設置)
第11条　県は、男女共同参画社会の実現に向けた施策を実施し、並びに県民及び市町村による男女共同参画の取組を支援するための総合的な拠点施設を設置するものとする。
(基本計画の策定)
第12条　知事は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定するものとする。
2　基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
⑴　総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画の推進に関する施策の大綱
⑵　前号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
3　知事は、基本計画を策定するに当たっては、県民の意見を聴くとともに、審議会に諮問しなければならない。
4　知事は、基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表するものとする。
5　前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。
(苦情の処理)
第13条　知事は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策若しくは男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情又は男女共同参画の推進を阻害する要因によって人権が侵害された場合の事案について、県内に住所を有する者又は在勤若しくは在学する者（次項において「県民等」という。）からの申出を適切かつ迅速に処理するための機関を設置するものとする。
2　県民等は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策若しくは男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策について苦情がある場合、又は男女共同参画の推進を阻害する要因によって人権を侵害された場合には、前項の機関に申し出ることができる。
3　第1項の機関は、前項の規定に基づき苦情がある旨の申出があった場合において、必要に応じて、前項の施策を行う機関に対し、説明を求め、その保有する関係書類その他の記録を閲覧し、又はその写しの提出を求め、必要があると認めるときは、当該機関に是正その他の措置をとるように勧告等を行うものとする。
4　第1項の機関は、第2項の規定に基づき人権を侵害された旨の申出があった場合において、必要に応じて、関係者に対し、その協力を得た上で資料の提出及び説明を求め、必要があると認めるときは、当該関係者に助言、是正の要望等を行うものとする。
(年次報告)
第14条　知事は、毎年、男女共同参画の推進状況及び男女共同参画の推進に関する施策の実施

状況を明らかにする報告書を作成し、及び公表するものとする。

(委任)

第15条　この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。附則この条例は、平成12年4月1日から施行する。ただし、第13条の規定は、同年10月1日から施行する。

（４）ふじみ野市男女共同参画推進条例

平成２７年6月２３日
条例第２９号

前文
第１章　総則（第１条―第８条）
第２章　男女共同参画の推進に関する基本的施策（第９条―第１３条）
第３章　ふじみ野市男女共同参画推進審議会（第１４条―第１６条）
第４章　ふじみ野市男女共同参画苦情処理委員（第１７条）
第５章　雑則（第１８条）
附則

日本国憲法には、個人の尊厳と法の下の平等がうたわれており、男女共同参画社会の形成は、我が国の社会を決定する最重要課題の一つとして位置付けられるものである。

これを踏まえ、ふじみ野市では、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画として、ふじみ野市男女共同参画基本計画を策定し、様々な取組を進めてきた。

しかしながら、今日においてもなお性別による固定的な役割分担意識に基づく社会慣行は根強く、雇用不安や虐待、ドメスティック・バイオレンス、多様な性のあり方等の様々な問題の根底をなし、顕在化を助長している。

このような状況を踏まえ、政策及び方針の決定過程への女性の参画や男女が共に家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野における活動が両立しやすい環境の整備は、緊急な課題となっている。

また、ふじみ野市では、少子高齢・人口減少化社会が進展する中にあって、子育て世代の支援や社会的弱者に配慮した防災等のまちづくりなど、社会情勢の変化に伴う地域の課題を解決する上で、男女共同参画のまちづくりを推し進めることは必要不可欠となっている。

そのため、ふじみ野市では、市、市民、事業者等が一体となって、男女が互いの人権を尊重し、共に責任を分かち合い、個性と能力を発揮することができる男女共同参画社会の実現に向け、「だれもが自分らしく活躍するまちふじみ野」を目指し、男女共同参画に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、この条例を制定する。

第１章　総則

（目的）

第１条　この条例は、男女共同参画の推進に関し基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、市の施策の基本的事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、男女共同参画社会の実現を図ることを目的とする。

（定義）

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

⑴ 男女共同参画　男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、社会的及び文化的な利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。

⑵ 市民　市内に在住、在勤又は在学する者をいう。

⑶ 事業者　市内において事業活動を行う個人又は法人その他の団体をいう。

⑷ 積極的是正措置　第１号に規定する機会の男女間の格差を是正するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、

当該機会を積極的に提供することをいう。

⑸ セクシュアル・ハラスメント　性的な言動によって相手方に不利益を与え、又は相手方の生活環境を害することをいう。

⑹ ドメスティック・バイオレンス　配偶者その他親密な関係にある者又は当該関係にあった者から受ける身体的、精神的、性的、経済的又は社会的な暴力をいう。

（基本理念）

第３条　男女共同参画は、次に掲げる事項を基本理念として推進する。

⑴ 男女が個人としての尊厳を重んじられること。

⑵ 男女が直接的であるか間接的であるかを問わず、性別による差別的な取扱いを受けないこと。

⑶ 男女が個人として能力を発揮する機会が確保されること。

⑷ 男女が性別による固定的な役割分担意識に基づいた社会の制度又は慣行によってその活動が制限されることなく、自らの意思及び責任により多様な生き方が選択できること。

⑸ 男女が社会の対等な構成員として、市の政策又は事業者における方針の立案及び決定に参画する機会が確保されること。

⑹ 家族を構成する男女が、互いの協力及び社会の支援の下に、子育て、介護その他の家庭生活における活動及び就業、就学その他の社会生活における活動が円滑に行われること。

⑺ 妊娠、出産その他の性と生殖に関する事項について、男女の相互の意思が尊重されること及び生涯にわたり男女が健康な生活を営むことについて配慮されること。

⑻ 国際社会における取組と密接な関係があることの認識に立ち、国際的な協調の下に行われること。

（市の責務）

第４条　市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策（積極的是正措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、かつ、計画的に実施するものとする。

２　市は、男女共同参画の推進に当たり、必要な体制の整備及び財政上の措置を講ずるものとする。

３　市は、男女共同参画の推進に当たり、市民、事業者、国及び他の地方公共団体との連携を図るものとする。

（市民の責務）

第５条　市民は、基本理念にのっとり、男女共同参画に関する理解を深め、社会のあらゆる分野において、男女共同参画の推進に努めるものとする。

２　市民は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に積極的に協力するよう努めるものとする。

（事業者の責務）

第６条　事業者は、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に取り組むとともに、事業活動と家庭生活、地域生活等における活動とを両立できるよう環境の整備に努めるものとする。

２　事業者は、市及び市民との連携を図り、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に積極的に協力するよう努めるものとする。

（性別による権利侵害の禁止）

第７条　何人も、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる場所において、性別による差別的な取扱い、セクシュアル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンスその他の性別に起因する人権侵害を行ってはならない。

（公衆に表示する情報に関する配慮）

第８条　何人も、公衆に情報を表示する際には、次に掲げる表現を用いないよう配慮しなければならない。

⑴ 性別による固定的な役割分担又は差別を連想させ、又は助長する表現

⑵ 性別に起因する暴力を助長し、又は是認する表現
⑶ 過度の性的な表現

第２章　男女共同参画の推進に関する基本的施策

（市の施策）

第９条　市は、男女共同参画を推進するため、次に掲げる施策を行うものとする。
⑴ 市民及び事業者に男女共同参画に関する理解を深めるために必要な普及啓発活動並びに男女共同参画を推進する活動の情報及び学習機会の提供その他の支援に関すること。
⑵ 学校教育、社会教育その他幼少期から老齢期までのあらゆる分野の教育における男女共同参画を推進するために必要な措置に関すること。
⑶ 事業活動と家庭生活、地域生活等における活動とを両立できるように、子育て、介護等の支援に関すること。
⑷ セクシュアル・ハラスメント及びドメスティック・バイオレンスの防止並びにこれらの被害を受けた者に対する必要な支援に関すること。
⑸ 家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野における活動において、男女間に、参画する機会の格差が生じないように、男女共同参画の推進に資する人材の育成、登用及び活用における積極的是正措置に関すること。
⑹ 男女共同参画の推進に関する施策の策定に必要な事項及び男女共同参画の推進を阻害する問題についての情報収集及び調査研究に関すること。

（基本計画の策定）

第１０条　市長は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定しなければならない。
２　市長は、基本計画を策定し、又は変更するときは、ふじみ野市男女共同参画推進審議会（以下「審議会」という。）に諮問するものとする。
３　市長は、基本計画を策定し、又は変更したときは、速やかにこれを公表するものとする。

（基本計画の年次報告）

第１１条　市長は、毎年度、基本計画の実施状況を明らかにする報告書を作成し、公表するものとする。

（施策の推進体制の整備）

第１２条　市長は、男女共同参画に関する施策等について、総合的かつ計画的に取り組むための組織の構築及び充実に努めるものとする。

（相談窓口）

第１３条　市長は、市民が性別による差別的な取扱いその他の男女共同参画の推進を阻害する要因によって、人権を侵害された場合の相談を受けるための窓口を置くものとする。
２　市長は、前項の相談を受けた場合においては、他の機関と連携を図り必要な支援を行うものとする。

第３章　ふじみ野市男女共同参画推進審議会

（審議会の設置及び所掌事務）

第１４条　次の事項を調査及び審議するため、審議会を置く。
⑴ 基本計画に関する事項
⑵ 前号に掲げるもののほか、男女共同参画に関する重要事項

（審議会の組織）

第１５条　審議会は、委員１２人以内をもって組織する。
２　委員は、男女共同参画の推進に関し、知識又は経験を有する者のうちから、市長が委嘱する。

（委員の任期）

第１６条　委員の任期は、３年とする。ただし、再任を妨げない。
２　委員に欠員が生じた場合における補欠委員

の任期は、前任者の残任期間とする。

第４章　ふじみ野市男女共同参画苦情処理委員

（苦情の申出及び処理）

第１７条　市長は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策若しくは男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策について、市民又は事業者からの申出を適切かつ迅速に処理するため、ふじみ野市男女共同参画苦情処理委員（以下「苦情処理委員」という。）を置く。

２　市民又は事業者は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策若しくは男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策について苦情がある場合は、苦情処理委員に申し出ることができる。

３　苦情処理委員は、前項に規定する申出があった場合は、必要に応じて、前項の施策を実施する市の執行機関に対し、説明を求め、その保有する関係書類その他の記録を閲覧し、又はその写しの提出を求め、必要があると認めるときは、当該執行機関に是正その他の措置をとるように勧告等を行うことができる。

第５章　雑則

（委任）

第１８条　この条例に定めるもののほか、男女共同参画の推進に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、平成２７年１０月１日から施行する。

（ふじみ野市男女共同参画推進条例策定検討委員会条例の廃止）

２　ふじみ野市男女共同参画推進条例策定検討委員会条例（平成２６年ふじみ野市条例第２号）は、廃止する。

（５）ふじみ野市男女共同参画推進会議設置要綱

平成１７年１０月１日
訓令第７２号
改正　平成１７年１２月２１日訓令第９９号
平成１８年8月１１日訓令第４３号
平成１９年3月１６日訓令第8号
平成２０年3月１０日訓令第４号
平成２１年3月２６日訓令第１６号
平成２２年3月２６日訓令第２２号
平成２４年3月２９日訓令第２７号
平成２６年2月２７日訓令第５号
平成２７年3月１９日訓令第１３号
平成２８年3月３１日訓令第２６号
平成２９年3月３１日訓令第２２号
平成２９年5月２２日訓令第２８号

（設置）

第１条　本市における女性の地位向上と男女共同参画社会確立のための施策を総合的かつ効果的に推進するため、ふじみ野市男女共同参画推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条　推進会議の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。

⑴ 男女共同参画基本計画の策定に関すること。

⑵ 男女共同参画基本計画に基づく事業の推進に関すること。

⑶ 男女共同参画に係る施策の調査及び研究に関すること。

⑷ 男女共同参画に係る施策の連絡調整に関すること。

⑸ 前各号に定める事項のほか、男女共同参画の推進に関すること。

（組織）

第3条　推進会議は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

２　会長は市民生活部長の職にある者をもって充て、副会長は会長が指名する者をもって充てる。

３　委員は、別表に掲げる職にある職員をもってこれに充てる。

（平１９訓令８・平２２訓令２２・平２４訓令２７・一部改正）

（会長及び副会長の職務）

第4条　会長は、推進会議を代表し、会務を総理する。

２　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議及び関係職員の出席等）

第5条　推進会議は、会長が招集し、会議の議長となる。

２　会長は、必要があると認めたときは、構成員以外の職員の出席を求めることができる。

（作業グループの設置等）

第6条　推進会議は、第2条の所掌事項について具体的事項を調査し、及び研究するため、必要に応じ作業グループを置くことができる。

２　作業グループは、リーダー、サブリーダー及びグループ員をもって組織する。

３　リーダー及びサブリーダーは、グループ員の互選によりこれを定める。

４　グループ員は、別表に掲げる職にある者が、その所属から推薦した職員（第３条第１項に規定する職員を除く。）のうちから会長が任命する。
５　リーダーは、作業グループを代表する。
６　サブリーダーは、リーダーを補佐し、リーダーに事故があるときは、その職務を代理する。
７　作業グループの会議は、リーダーが招集し、会議の議長となる。
８　リーダーは、作業グループにおける調査等の経過及び結果を整理し、会長に報告するものとする。
（平２１訓令１６・一部改正）
（報告）
第７条　会長は、必要に応じて、推進会議における検討状況等を市長に報告するものとする。
（庶務）
第８条　推進会議の庶務は、市民総合相談室において処理する。
（平１９訓令８・平２１訓令１６・平２２訓令２２・平２７訓令１３・一部改正）
（その他）
第９条　この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。
附　則
この訓令は、平成１７年１０月１日から施行する。
附　則（平成１７年訓令第９９号）
この訓令は、平成１８年１月１日から施行する。
附　則（平成１８年訓令第４３号）
この訓令は、平成１８年８月１１日から施行する。
附　則（平成１９年訓令第８号）
この訓令は、平成１９年４月１日から施行する。
附　則（平成２０年訓令第４号）
この訓令は、平成２０年４月１日から施行する。
附　則（平成２１年訓令第１６号）
この訓令は、平成２１年４月１日から施行する。
附　則（平成２２年訓令第２２号）
この訓令は、平成２２年４月１日から施行する。
附　則（平成２４年訓令第２７号）
この訓令は、平成２４年４月１日から施行する。
附　則（平成２６年訓令第５号）
この訓令は、平成２６年４月１日から施行する。
附　則（平成２７年訓令第１３号）
この訓令は、平成２７年４月１日から施行する。
附　則（平成２８年訓令第２６号）
この訓令は、平成２８年４月１日から施行する。
附　則（平成２９年訓令第２２号）
この訓令は、平成２９年４月１日から施行する。
附　則（平成２９年訓令第２８号）
この訓令は、平成２９年５月２２日から施行する。
別表（第３条関係）
（平２６訓令５・全改、平２７訓令１３・平２８訓令２６・平２９訓令２２・平２９訓令２８・一部改正）

経営戦略室長
財政課長
危機管理防災課長
人事課長
市民総合相談室長
協働推進課長
産業振興課長
福祉課長
福祉総合支援チームリーダー
障がい福祉課長
高齢福祉課長
子育て支援課長
保育課長
保健センター所長
教育委員会学校教育課長
教育委員会社会教育課長

（６）配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

（平成十三年四月十三日）
（法律第三十一号）
第百五十一回通常国会
第二次森内閣
改正　平成一六年六月二日法律第六四号
同一九年七月一一日同第一一三号
同二五年七月三日同第七二号
同二六年四月二三日同第二八号

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律をここに公布する。

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律
（平二五法七二・改称）

目次

前文
第一章　総則（第一条・第二条）
第一章の二　基本方針及び都道府県基本計画等（第二条の二・第二条の三）
第二章　配偶者暴力相談支援センター等（第三条―第五条）
第三章　被害者の保護（第六条―第九条の二）
第四章　保護命令（第十条―第二十二条）
第五章　雑則（第二十三条―第二十八条）
第五章の二　補則（第二十八条の二）
第六章　罰則（第二十九条・第三十条）
附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

（平一六法六四・一部改正）

第一章　総則

（定義）

第一条　この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

２　この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

３　この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届

出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

（平一六法六四・平二五法七二・一部改正）

（国及び地方公共団体の責務）

第二条　国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

（平一六法六四・一部改正）

第一章の二　基本方針及び都道府県基本計画等

（平一六法六四・追加、平一九法一一三・改称）

（基本方針）

第二条の二　内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

２　基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一　配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

二　配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

三　その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

３　主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

４　主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（平一六法六四・追加、平一九法一一三・一部改正）

（都道府県基本計画等）

第二条の三　都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

２　都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一　配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針

二　配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項

三　その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

３　市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

４　都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

５　主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

（平一六法六四・追加、平一九法一一三・一部改正）

第二章　配偶者暴力相談支援センター等

（配偶者暴力相談支援センター）

第三条　都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

２　市町村は、当該市町村が設置する適切な施

設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

３　配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

一　被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

二　被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。

三　被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条及び第八条の三において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

四　被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

五　第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。

六　被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

４　前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

５　配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

（平一六法六四・平一九法一一三・一部改正）

（婦人相談員による相談等）

第四条　婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

（婦人保護施設における保護）

第五条　都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第三章　被害者の保護

（配偶者からの暴力の発見者による通報等）

第六条　配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

２　医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

３　刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

４　医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

（平一六法六四・一部改正）

（配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等）

第七条　配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

（平一六法六四・一部改正）

（警察官による被害の防止）

第八条　警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭

和二十九年法律第百六十二号）、警察官職務執行法（昭和二十三年法律第百三十六号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（警察本部長等の援助）

第八条の二　警視総監若しくは道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。）又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

（平一六法六四・追加）

（福祉事務所による自立支援）

第八条の三　社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所（次条において「福祉事務所」という。）は、生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号）その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（平一六法六四・追加、平二六法二八・一部改正）

（被害者の保護のための関係機関の連携協力）

第九条　配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

（平一六法六四・一部改正）

（苦情の適切かつ迅速な処理）

第九条の二　前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

（平一六法六四・追加）

第四章　保護命令

（保護命令）

第十条　被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この章において同じ。）が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力（配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。）により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力（配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。）により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。）に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時において被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に

限る。

一　命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。）その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。

二　命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。

2　前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。

一　面会を要求すること。

二　その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

三　著しく粗野又は乱暴な言動をすること。

四　電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。

五　緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。

六　汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。

七　その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

八　その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

3　第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。）と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

4　第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じ

た日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

５　前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

（平一六法六四・平一九法一一三・一部改正）

（管轄裁判所）

第十一条　前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

２　前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

一　申立人の住所又は居所の所在地

二　当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

（平一六法六四・平一九法一一三・一部改正）

（保護命令の申立て）

第十二条　第十条第一項から第四項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

一　配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況

二　配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいと認めるに足りる申立ての時における事情

三　第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情

四　第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情

五　配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ　当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ　相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ　相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ　相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

２　前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

（平一六法六四・平一九法一一三・一部改正）

（迅速な裁判）

第十三条　裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

（平一六法六四・一部改正）

（保護命令事件の審理の方法）

第十四条　保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限り

でない。

２　申立書に第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

３　裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

（平一六法六四・平一九法一一三・一部改正）

（保護命令の申立てについての決定等）

第十五条　保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

２　保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

３　保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視総監又は道府県警察本部長に通知するものとする。

４　保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。

５　保護命令は、執行力を有しない。

（平一六法六四・平一九法一一三・一部改正）

（即時抗告）

第十六条　保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

２　前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。

３　即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。

４　前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。

５　前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

６　抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。

７　前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。

８　前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した

場合について準用する。

（平一六法六四・平一九法一一三・一部改正）

（保護命令の取消し）

第十七条　保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

２　前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。

３　第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。

（平一六法六四・平一九法一一三・一部改正）

（第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て）

第十八条　第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

２　前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

（平一六法六四・全改、平一九法一一三・一部改正）

（事件の記録の閲覧等）

第十九条　保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にあっては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

（法務事務官による宣誓認証）

第二十条　法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の認証を行わせることができる。

（平一六法六四・一部改正）

（民事訴訟法の準用）

第二十一条　この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成八年法律第百九号）の規定を準用する。

（最高裁判所規則）

第二十二条　この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章　雑則

（職務関係者による配慮等）

第二十三条　配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者（次項において「職務関係者」という。）は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

２　国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

（平一六法六四・一部改正）

（教育及び啓発）

第二十四条　国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

（平一六法六四・一部改正）

（調査研究の推進等）

第二十五条　国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

（民間の団体に対する援助）

第二十六条　国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

（都道府県及び市の支弁）

第二十七条　都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

一　第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用（次号に掲げる費用を除く。）

二　第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護（同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）に要する費用

三　第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用

四　第五条の規定に基づき都道府県が行う保護（市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用

２　市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

（平一六法六四・一部改正）

（国の負担及び補助）

第二十八条　国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

２　国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

一　都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの

二　市が前条第二項の規定により支弁した費用

第五章の二　補則

（平二五法七二・追加）

（この法律の準用）

第二十八条の二　第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手からの暴力（当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手から

の身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。）及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条	被害者	被害者（第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。）
第六条第一項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者
第十条第一項から第四項まで、第十一条第二項第二号、第十二条第一項第一号から第四号まで及び第十八条第一項	配偶者	第二十八条の二に規定する関係にある相手
第十条第一項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第二十八条の二に規定する関係を解消した場合

（平二五法七二・追加）

第六章　罰則

第二十九条　保護命令（前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項までの規定によるものを含む。次条において同じ。）に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

（平二五法七二・一部改正）

第三十条　第十二条第一項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項（第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

（平一六法六四・平二五法七二・一部改正）

附　則　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第七条、第九条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

（平一六法六四・一部改正）

（検討）

第三条　この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附　則　（平成一六年六月二日法律第六四号）

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第二条　この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害

者の保護に関する法律（次項において「旧法」という。）第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

２　旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「新法」という。）第十条第一項第二号の規定による命令の申立て（この法律の施行後最初にされるものに限る。）があった場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

（検討）

第三条　新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附　則（平成一九年七月一一日法律第一一三号）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第二条　この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附　則（平成二五年七月三日法律第七二号）　抄

（施行期日）

１　この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

附　則（平成二六年四月二三日法律第二八号）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　略

二　第二条並びに附則第三条、第七条から第十条まで、第十二条及び第十五条から第十八条までの規定　平成二十六年十月一日

（７）女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

（平成二十七年九月四日）
（法律第六十四号）
第百八十九回通常国会
第三次安倍内閣

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律をここに公布する。

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

目次

第一章　総則（第一条―第四条）
第二章　基本方針等（第五条・第六条）
第三章　事業主行動計画等
第一節　事業主行動計画策定指針（第七条）
第二節　一般事業主行動計画（第八条―第十四条）
第三節　特定事業主行動計画（第十五条）
第四節　女性の職業選択に資する情報の公表（第十六条・第十七条）
第四章　女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置（第十八条―第二十五条）
第五章　雑則（第二十六条―第二十八条）
第六章　罰則（第二十九条―第三十四条）
附則

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性がその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

（基本原則）

第二条　女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

２　女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

３　女性の職業生活における活躍の推進に当た

っては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第三条　国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第五条第一項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

（事業主の責務）

第四条　事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第二章　基本方針等

（基本方針）

第五条　政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

２　基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一　女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向

二　事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項

三　女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項

イ　女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項

ロ　職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項

ハ　その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項

四　前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項

３　内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

４　内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

５　前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

（都道府県推進計画等）

第六条　都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

２　市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

３　都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第三章　事業主行動計画等

第一節　事業主行動計画策定指針

第七条　内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十五条第一項に規定する特定事業主行動計

画（次項において「事業主行動計画」と総称する。）の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。

２　事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一　事業主行動計画の策定に関する基本的な事項

二　女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項

三　その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項

３　内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第二節　一般事業主行動計画

（一般事業主行動計画の策定等）

第八条　国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であって、常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。）を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

２　一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一　計画期間

二　女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三　実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

３　第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

４　第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。

５　第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。

６　第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

７　一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。

８　第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業

主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

（基準に適合する一般事業主の認定）

第九条　厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

（認定一般事業主の表示等）

第十条　前条の認定を受けた一般事業主（次条及び第二十条第一項において「認定一般事業主」という。）は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの（次項において「商品等」という。）に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

２　何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

（認定の取消し）

第十一条　厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消すことができる。

一　第九条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。

二　この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。

三　不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

（委託募集の特例等）

第十二条　承認中小事業主団体の構成員である中小事業主（一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。）が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

２　この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。）のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

３　厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。

４　承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。

５　職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第五条の三第一項及び第三項、第五条の四、第三十九条、第四十一条第二項、第四十八条の三、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の二の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対す

る報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十二条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

6　職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の二の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の二中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第六十四号）第十二条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。

7　厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第十三条　公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

（一般事業主に対する国の援助）

第十四条　国は、第八条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第三節　特定事業主行動計画

第十五条　国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を定めなければならない。

2　特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一　計画期間

二　女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三　実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3　特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4　特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならな

い。

5　特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6　特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。

7　特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第四節　女性の職業選択に資する情報の公表

（一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表）

第十六条　第八条第一項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

2　第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表するよう努めなければならない。

（特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表）

第十七条　特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

第四章　女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

（職業指導等の措置等）

第十八条　国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2　地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3　地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。

4　前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（財政上の措置等）

第十九条　国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

（国等からの受注機会の増大）

第二十条　国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等（沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。）の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主（次項において「認定一般事業主等」という。）の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

2　地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するように努めるものとする。

（啓発活動）

第二十一条　国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

（情報の収集、整理及び提供）

第二十二条　国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

（協議会）

第二十三条　当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関（以下この条において「関係機関」という。）は、第十八条第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

２　協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第十八条第三項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

３　協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

一　一般事業主の団体又はその連合団体

二　学識経験者

三　その他当該関係機関が必要と認める者

４　協議会は、関係機関及び前二項の構成員（以下この項において「関係機関等」という。）が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

５　協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

（秘密保持義務）

第二十四条　協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（協議会の定める事項）

第二十五条　前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第五章　雑則

（報告の徴収並びに助言、指導及び勧告）

第二十六条　厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第八条第一項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

（権限の委任）

第二十七条　第八条から第十二条まで及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

（政令への委任）

第二十八条　この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第六章　罰則

第二十九条　第十二条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条　次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処

する。

一　第十八条第四項の規定に違反した者

二　第二十四条の規定に違反した者

第三十一条　次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一　第十二条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者

二　第十二条第五項において準用する職業安定法第三十七条第二項の規定による指示に従わなかった者

三　第十二条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反した者

第三十二条　次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一　第十条第二項の規定に違反した者

二　第十二条第五項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三　第十二条第五項において準用する職業安定法第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第三十三条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第二十九条、第三十一条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第三十四条　第二十六条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附　則　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章（第七条を除く。）、第五章（第二十八条を除く。）及び第六章（第三十条を除く。）の規定並びに附則第五条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

（この法律の失効）

第二条　この法律は、平成三十八年三月三十一日限り、その効力を失う。

２　第十八条第三項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第四項の規定（同項に係る罰則を含む。）は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

３　協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第二十四条の規定（同条に係る罰則を含む。）は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

４　この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

（政令への委任）

第三条　前条第二項から第四項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第四条　政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 ふじみ野市第2次男女共同参画基本計画策定の経過

月日	会議名	主な検討内容
平成 28 年 12 月 21 日(水)	平成 28 年度　第2回 男女共同参画推進会議（庁内）	・策定スケジュールについて ・市民意識調査及び職員意識調査項目について検討
平成 29 年 1月 12 日(木)	平成 28 年度　第2回 男女共同参画推進審議会	【計画案の諮問】 ・策定スケジュールについて ・市民意識調査及び職員意識調査項目について検討
平成 29 年 5月 24 日(水)	平成 29 年度　第1回 男女共同参画推進会議（庁内）	・市民意識調査及び職員意識調査の結果について ・第 1 次計画における施策の現状と課題について
平成 29 年 6月 22 日(木)	平成 29 年度　第1回 男女共同参画推進審議会	・市民意識調査の結果について ・第 1 次計画における施策の現状と課題について
平成 29 年 7月 24 日(月)	平成 29 年度　第2回 男女共同参画推進会議（庁内）	・体系案について ・骨子案の検討について
平成 29 年 8月 22 日(火)	平成 29 年度　第2回 男女共同参画推進審議会	・体系案について ・骨子案の検討について
平成 29 年 9月 25 日(月)	平成 29 年度　第3回 男女共同参画推進会議（庁内）	・第２次男女共同参画基本計画素案について
平成 29 年 10 月 17 日(火)	平成 29 年度　第3回 男女共同参画推進審議会	・第２次男女共同参画基本計画素案について
平成 29 年 11 月 1 日(水)	平成 29 年度　第4回 男女共同参画推進会議（庁内）	・第２次男女共同参画基本計画素案について
平成 29 年 11 月 17 日(金)	平成 29 年度　第 4 回 男女共同参画推進審議会	・第２次男女共同参画基本計画素案について
平成 29 年 11 月 27 日(月)	【計画案答申】	
平成 29 年 12 月 5 日(火) ～平成 30 年 1月 4 日(木)	パブリック・コメント実施	
平成 30 年 3月 19 日(月)	計画案決定	

3 審議会委員名簿

委　員	経　歴
◎ 石井ナナ卫（いしいななえ）	• 特定非営利活動法人ふじみの国際交流センター理事長 • 元ふじみ野市男女共同参画基本計画策定懇話会委員
大河内玲子（おおこうちれいこ）	• ふじみ野市男女共同参画をすすめる市民の会会長 • 元ふじみ野市男女共同参画推進条例策定検討委員会委員
奥田　俊幸（おくだ　としゆき）	• 富士食品商事株式会社 総務経理部取締役執行役員本部長 • 元ふじみ野市男女共同参画推進条例策定検討委員会委員
尾山みゆき（おやまみゆき）	• ふじみ野市法律相談員（司法書士） • 元ふじみ野市男女共同参画基本計画策定懇話会委員
笠谷　隆久（かさたに　たかひさ）	• 公募委員 • さいたま家庭裁判所川越支部参与員（元家事調停委員）
黒須さち子（くろすさちこ）	• 埼玉県男女共同参画推進センター男女共同参画専門員
○ 斎藤　宏（さいとう　ひろし）	• 元ふじみ野市社会教育委員 • 元埼玉県男女共同参画審議会委員
坂井　達也（さかい　たつや）	• つるがおか社会福祉士事務所（社会福祉士・介護支援専門員） • 権利擁護センターぱあとなあ埼玉会員
千葉　信（ちば　しん）	• ふじみ野市人権擁護委員 • ふじみ野市人権相談員
西川けい子（にしかわけいこ）	• ふじみ野市女性相談員（心理カウンセラー） • 元ふじみ野市男女共同参画推進条例策定検討委員会委員
前田　清海（まえだ　きよみ）	• 埼玉県行政書士会東入間支部長 • ふじみ野市市民相談専門員
吉澤　紀子（よしざわ　のりこ）	• 入間東部地区消防組合消防本部救急課副主幹 • 元ふじみ野市男女共同参画推進条例策定検討委員会委員

◎会長　○副会長　（敬称略）

４ 市民意識調査実施概要

（１）調査実施の目的

新たに平成30年度から平成42年度を計画期間とする「ふじみ野市第２次男女共同参画基本計画」を策定するにあたり、今後の計画の内容に反映させることを目的に「ふじみ野市男女共同参画に関する市民意識調査」を実施しました。

（２）調査項目

男女共同参画に関する市民意識調査は、以下のテーマについて調査しました。

１．回答者属性
２．男女共同参画全般について
３．家庭生活について
４．就業について
５．社会参加について
６．健康・人権について
７．ＤＶ（配偶者等からの暴力）について
８．男女共同参画行政について

（３）調査設計

１．調査地域　　ふじみ野市全域
２．調査対象　　ふじみ野市に居住する満18歳以上の男女
３．標本数　　2,000人
４．標本抽出　　住民基本台帳から男女合計2,000人を無作為抽出
５．調査方法　　郵送法（郵送配付ー郵送回収・督促状１回配布）
６．調査期間　　平成29年１月28日（土）～２月17日（金）

（４）調査結果

１．発送数　　2,000
２．有効回収数　　807
３．有効回収率　40.4％

5 男女共同参画社会実現に向けた動き

年次	国連等	国	埼玉県
１９７５年 (昭和50年)	・国際婦人年 ・国際婦人年世界会議(メキシコシティ) ・「女性の地位向上のための世界行動計画」採択	・総理府に「婦人問題企画推進本部」、「婦人問題担当室」設置 ・「女子教職員等育児休業法」公布	
１９７６年 (昭和51年)	・「国連婦人の十年」始まる(～1985年)	・民法一部改正(離婚後の氏の選択自由化)	・生活福祉部婦人児童課に婦人問題担当配置
１９７７年 (昭和52年)		・「国内行動計画」策定 ・国立婦人教育会館会館(埼玉県嵐山町)	・企画財政部に婦人問題企画室設置
１９７８年 (昭和53年)			・第１回埼玉県婦人問題協議会開催
１９７９年 (昭和54年)	・第34回国連総会「女子に対するあらゆる差別の撤廃に関する条約(女子差別撤廃条約)」採択		・婦人問題企画室が県民部へ組織改正
１９８０年 (昭和55年)	・「国連婦人の十年」中間年第２回世界会議(コペンハーゲン)開催 ・「国連婦人の十年後半期行動プログラム」採択	・民法一部改正(配偶者の法定相続分1/3から1/2に) ・「女子差別撤廃条約」署名	・「婦人の地位向上に関する埼玉県計画」策定 ・婦人問題企画室を婦人対策課へ組織改正 ・婦人関係行政推進会議設置
１９８１年 (昭和56年)	・「ILO第156号条約(家族的責任を有する男女労働者の機会均等及び待遇の均等に関する条約)」採択	・「国内行動計画後期重点目標」策定 ・母子福祉法改正	
１９８４年 (昭和59年)		・「国籍法」及び「戸籍法」一部改正(子の国籍父系血統主義から父母両系主義へ)	・「婦人の地位向上に関する埼玉県計画(修正版)」策定
１９８５年 (昭和60年)	・「国連婦人の十年」最終年第３回世界会議(ナイロビ)開催 ・「西暦2000年に向けての婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択	・「女子差別撤廃条約」批准 ・「男女雇用機会均等法」公布	
１９８６年 (昭和61年)		・婦人問題企画推進有識者会議設置	・「男女平等社会確立のための埼玉県計画」策定
１９８７年 (昭和62年)		・「西暦2000年に向けての新国内行動計画」策定	・婦人対策課を婦人行政課に名称変更
１９８８年 (昭和63年)		・「労働基準法」の一部改正(労働時間の短縮)	
１９８９年 (平成元年)	・国連総会で「児童の権利に関する条約」採択	・法例一部改正(婚姻、親族関係等についての男性優先既定の改正等)	

年次	国連等	国	埼玉県
１９９０年 (平成2年)	・「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略の実施に関する第１回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択		・「男女平等社会確立のための埼玉県計画(修正版)」策定 ・(財)埼玉県県民活動総合センター開館(伊奈町)
１９９１年 (平成３年)		・「西暦2000年に向けての新国内行動計画(第一次改定)」策定	・婦人行政課を女性政策課に名称変更
１９９２年 (平成4年)		・「育児休業法」施行 ・初の婦人問題担当大臣設置	
１９９３年 (平成5年)	・国連婦人の地位向上委員会「女性に対する暴力撤廃宣言」採択 ・国連世界人権会議(ウィーン)「ウィーン宣言及び行動計画」採択	・中学校での家庭科の男女必修完全実施 ・「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律(パートタイム労働法)」施行	
１９９４年 (平成6年)	・国際家族年 ・「ILO第175号条約(パートタイム労働に関する条約)」採択 ・国際人口･開発会議(カイロ)開催(リプロダクティブ・ヘルス／ライツを含む新行動計画採択)	・「児童の権利に関する条約」批准 ・高等学校での家庭科の男女必修実施 ・「男女共同参画室」「男女共同参画審議会」「男女共同参画推進本部」設置	
１９９５年 (平成7年)	・第４回世界女性会議(北京)(「北京宣言及び行動綱領」採択)	・「育児休業法」の改正(介護休業制度の法制化) ・ILO156号条約批准	・「2001彩の国男女共同参画プログラム」策定
１９９６年 (平成8年)	・第15回女子差別撤廃委員会(ニューヨーク)開催 ・第83回ILO総会で「家内労働に関する条約及び勧告」採択	・男女共同参画推進連絡会議(えがりてネットワーク)発足 ・「男女共同参画2000年プラン」策定 ・男女共同参画審議会が「男女共同参画ビジョン」答申 ・「優生保護法」改正(名称を「母体保護法」へ)	・世界女性みらい会議開催「埼玉宣言」採択
１９９７年 (平成9年)		・「男女雇用機会均等法」改正 ・「男女共同参画審議会」設置 ・「介護保険法」公布 ・「労働基準法」改正(女性の時間外、休日労働、深夜業規制の解消等) ・「育児･介護休業法」改正(労働者の深夜業制限の制度創設)	

年次	国連等	国	埼玉県
１９９９年 (平成11年)	・「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約選択議定書」採択	・「男女平共同参画社会基本法」施行 ・「改正男女雇用機会均等法」施行 ・「改正労働基準法」施行 ・「育児・介護休業法」全面施行	
２０００年 (平成12年)	・国連特別総会「女性2000年会議」(21世紀に向けての男女平等・開発・平和)(ニューヨーク)開催(「政治宣言」「北京宣言及び行動要領実施のための更なる行動とイニシアティブに関する文書」採択)	・「男女共同参画基本計画」策定 ・「男女共同参画週間」実施決定 ・「ストーカー行為等規制法」成立 ・男女共同参画審議会が「女性に対する暴力に関する基本的方策について」答申	・「埼玉県男女共同参画推進条例」施行
２００１年 (平成13年)		・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」施行 ・内閣府に「男女共同参画会議」「男女共同参画局」設置 ・「女性に対する暴力をなくす運動」実施決定	・女性政策課を男女共同参画課に名称変更 ・男女共同参画課に「ドメスティック・バイオレンス担当グループ」設置
２００２年 (平成14年)			・「埼玉県男女共同参画推進プラン2010」策定 ・「埼玉県男女共同参画推進センター(WithYouさいたま)」開設
２００３年 (平成15年)	・国連女子差別撤廃委員会による日本レポート審議、「最終コメント」	・男女共同参画推進本部決定「女性のチャレンジ支援の推進について」 ・「次世代育成支援対策推進法」施行 ・「少子化社会対策基本法」成立	
２００４年 (平成16年)		・男女共同参画推進本部決定「女性国家公務員の採用・登用の拡大等について」 ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正 ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的方針」策定 ・「性同一性障害者特例法」施行	

年次	国連等	国	埼玉県
２００５年 (平成17年)	・第49回国連婦人の地位委員会(国連「北京＋10」閣僚級会合)(ニューヨーク)開催	・「育児・介護休業法」一部改正 ・「男女共同参画基本計画(第２次)」策定 ・「女性の再チャレンジ支援プラン」策定	
２００６年 (平成18年)	・第１回東アジア男女共同参画担当大臣会合(東京) (「東京閣僚共同コミュニケ」採択)	・「男女雇用機会均等法」改正	・「配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援基本計画」策定
２００７年 (平成19年)	・第２回東アジア男女共同参画担当大臣会合(ニューデリー)(「ニューデリー閣僚共同コミュニケ」採択)	・「パートタイム労働法」一部改正 ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正 ・「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定	・「埼玉県男女共同参画推進プラン2010」の見直し
２００８年 (平成20年)	・第52回国連婦人の地位委員会(ニューヨーク)開催 (「ジェンダー平等及び女性のエンパワーメントのための資金調達」採択)	・仕事と生活の調和元年	・女性キャリアセンター開設
２００９年 (平成21年)	・第３回東アジア男女共同参画担当大臣会合(ソウル) (「ソウル閣僚共同コミュニケ」採択) ・第53回国連婦人の地位委員会(ニューヨーク)開催 (「HIV/エイズのケア提供を含む男女間の平等な責任分担」採択) ・国連女子差別撤廃委員会が日本政府の第６次レポートに対する最終見解 ・第１回女性に関するASEAN＋３会合	・「育児・介護休業法」一部改正	・「配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援基本計画（第２次）」策定
２０１０年 (平成22年)	・第54回国連婦人の地位委員会「北京＋15」(ニューヨーク)開催 (「北京宣言及び行動要領」「女性2000年会議成果文書」「第４回世界女性会議10周年の婦人の地位委員会の宣言」の再確認の採択)	・「第３次男女共同参画基本計画」策定	

年次	国連等	国	埼玉県
２０１１年 (平成23年)	・UN Women（ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国際機関）発足 ・国連女子差別撤廃委員会の最終見解に対する日本政府コメント、委員会のコメント		
２０１２年 (平成24年)			・「埼玉県男女共同参画基本計画」の策定 ・「配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画(第３次)」策定 ・産業労働部にウーマノミクス課設置
２０１３年 (平成25年)		・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」改正	
２０１５年 (平成27年)	・国連サミットで持続可能な開発のため(17のゴールの１つにジェンダー平等を掲げる) ・第59回国連婦人の地位委員会「北京＋20」(ニューヨーク)開催	・「女性活躍推進法」施行 ・「第４次男女共同参画基本計画」策定	
２０１６年 (平成28年)	・第60回国連婦人の地位委員会(ニューヨーク) ・国連女子差別撤廃委員会が日本政府の第７回及び第８回報告に対する最終見解		
２０１７年 (平成29年)			・「埼玉県男女共同参画基本計画」策定 ・「配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画(第４次)」策定

6 用語解説

あ行

＊アライ

アライ（Ally）、正式にはストレートアライ(Straight Ally)と言い、LGBT当事者ではないがLGBTの人たちの活動を支持し、支援している人たちのことを言います。米国でLGBTの人々を支援し、同性愛に対する嫌悪や偏見を持つ価値観などの解消を促すための活動（Straight Alliance）が盛り上がり、これらを支持する人がアライ（Ally）と呼ばれるようになりました。

＊NPO

「Non Profit Organization（非営利組織）」の略称。非営利の市民団体組織のことで、ボランティア活動などの社会貢献活動を行う営利を目的としない団体の総称です。

＊M字カーブ

日本の15歳以上の女性の労働力人口比率を年齢階級別にグラフ化すると、30代が谷となり、20代後半と40代が山となるアルファベットのMのような形の曲線になります。これをM字カーブ（M字型曲線）といいます。結婚、出産を機に退職し、子育てが一段落すると再就職するというライフスタイルをとる女性が多いと、グラフはこの形となります。国際的にみると、アメリカやスウェーデン等の欧米先進諸国では、子育て期における就業率の低下はみられません。

か行

＊キャリアデザイン

自分の仕事上の人生プランを自ら設計し決定することをいいます。

＊合計特殊出生率

15歳から49歳までの女性の年齢別出生率の合計で、一人の女性が一生に産む子供の数の平均を表します。

＊固定的な性別役割分担意識

「男は仕事、女は家庭」「男性は主要な業務、女性は補助的業務」等のように、男性、女性という性別を理由として役割を固定的に分ける考え方のことをいいます。

＊子どもの未来応援プラン

ふじみ野市の将来を担う子どもたちが夢と希望をもって成長することができるよう、貧困の連鎖を防ぐための切れ目のない支援を総合的・効果的に推進するための子どもの貧困対策推進計画です。

＊コミュニティソーシャルワーカー

住民参加・協働による福祉のまちづくりを推進する専門職です。

さ行

＊在宅ワーク

自宅を就業場所として、企業に勤務する被雇用者が行うテレワークのことです。

＊埼玉版ウーマノミクスプロジェクト

ウーマン（Women）＋エコノミクス（Economics）の造語。女性がいきいきと夢を持って活躍することができるよう社会進出を進め、女性が得た収入を消費や投資に使い、それが地域経済の活性化につながるように取り組んでいく埼玉県の取組のことです。「ウーマノミクス」はゴールドマンサックス証券のキャシー・松井氏が提唱した考え方です。

＊女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）

女性の職業生活における活躍を推進し、豊かで活力ある社会の実現を図るためには、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性の個性と能力が十分に発揮されることが一層重要であることから平成28年に施行された法律。国・地方公共団体、従業員301人以上の大企業に女性の採用・登用・能力開発等のための事業主行動計画の策定が義務付けられ、地方公共団体（都道府県、市町村）は、国の女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（閣議決定）等を勘案して、女性の職業生活における活躍についての推進計画を策定することが努力義務とされました。

＊ジョブスポットふじみ野

ハローワークと連携して福祉サービスと職業紹介を一体的に提供する就労支援を行っています。ふじみ野市においては、市役所本庁舎2階に設置されています。

＊ストーカー行為

恋愛感情や好意の感情、又はそれが満たされなかったことへの恨みの感情を充足する目的で、つきまとい行為を繰り返すことをいいます。

＊ストーカー行為等の規制等に関する法律

特定の者に対する恋愛感情その他の好意感情又はそれが満たされなかったことに対する怨恨の感情を充足する目的で、その特定の者又はその家族などに対して行う行為を規定し、規制しており、平成25年の改正で嫌がる相手に執拗にメールを送信する行為も規制の対象になりました。

＊性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）

平成６年（1994年）にカイロで開催された国際人口・開発会議において提唱された概念で、個人、特に女性の健康の自己決定権を保障する考え方です。中心概念は、いつ何人子どもを産むか産まないかを選ぶ自由、安全で満足いく性生活、安全な妊娠・出産、子どもが健康に生まれ育つことなどが含まれており、思春期や更年期における健康上の問題などについても議論されています。

＊セクシュアル・ハラスメント

相手の意に反した性的な言動により、相手に不快感を与えることや、相手の生活環境を害する行為をいいます。また、そのような言動に不快感などを示した相手に対して、自分の地位や立場を利用してさらに不利益を与える行為も含みます。

た行

＊地域協働学校

ふじみ野市版コミュニティスクールの名称。学校を核として、ひとづくりとまちづくりの好循環を生み出すため、学校・家庭・地域が連携・協働する仕組みです。

＊デートＤＶ

恋人同士など、親密な関係にある若者の間で起こる暴力のことをいいます。貸したお金を返さないなどの経済的暴力、無理やり性行為をしようとする、避妊に協力しないなどの性的暴力、携帯電話等を勝手に見るなどのデジタル暴力、大声でどなる、友人関係を制限するなどの精神的暴力などの行為が若年者においても起きており、将来、夫婦間の深刻なＤＶにつながる可能性があるといわれています。

＊特定事業主行動計画

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）より、働く場面で活躍したいという希望を持つすべての女性が、その個性と能力を十分に発揮できる社会を実現するために、女性の活躍推進に向けた数値目標を盛り込んだ行動計画の策定・公表や、女性の職業選択に資する情報の公表が事業主（国や地方公共団体、301人以上の民間企業等）に義務付けられました。その中で、国や地方公共団体の機関については特定事業主として、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合などの数値を用いて達成しようとする目標と取組みの内容、実施時期を示し、計画を実行することとされています。

＊ドメスティック・バイオレンス（DV）

配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者の間で起きる、殴る、けるなどの身体的暴力や、暴言をはくなどの精神的暴力、性的強要などの性的暴力、自由に使えるお金を一切渡さないなどの経済的に苦痛を与える経済的暴力等の行為のことをいいます。

は行

＊配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）

平成13（2001）年議員立法により制定。家庭内に潜在していた女性への暴力について、女性の人権擁護と男女平等の実現を図るため、夫やパートナーからの暴力の防止、及び被害者の保護救済を目的とした法律です。平成16（2004）年には、「配偶者からの暴力」の定義の拡大や都道府県に基本計画の策定の義務化、平成19（2007）年には、市町村基本計画の策定、配偶者暴力相談支援センター設置の努力義務化などの改正が行われました。

＊ハラスメント行為

ハラスメントとは「相手に迷惑をかけること」の意味であり、内容や加害者と被害者の関係により「セクシュアル・ハラスメント」「パワー・ハラスメント（パワハラ）」「マタニティ・ハラスメント（マタハラ）」「モラル・ハラスメント（モラハラ）」などに分類されます。それらは、まったく別のものではなく、ハラスメントという意味で重なる部分もあります。

＊パワー・ハラスメント（パワハラ）

職権などのパワーを背景にして、本来の業務の範疇を超えて、継続的に人格と尊厳を侵害する言動を行い、就業者の働く関係を悪化させ、あるいは雇用不安を与えることをいいます。

＊ひきこもり

自宅にひきこもって、社会的参加をしない状態が6カ月以上持続しており、精神障がいがその第一の原因と考えにくいものをいいます。

＊ふるさとハローワーク

ハローワークが設置されていない市町村で職業相談・職業紹介等を行っています。ふじみ野市においては、市役所本庁舎2階に設置されています。

＊ポジティブ・アクション（積極的改善措置）

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会に係る男女間の格差を改善するために必要な範囲において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいいます（男女共同参画社会基本法第２条第２号より）。男女間において形式的な機会の平等が確保されていても、社会的・経済的な格差が現実に存在する場合には、実質的な機会の平等を担保するためにポジティブ・アクションの導入が必要となります。

ま行

＊民生委員・児童委員

民生委員は、都道府県知事の推薦を受けて厚生労働大臣からの委嘱により、それぞれの地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行う方です。また、児童委員は、地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるように、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごと等の相談・支援等を行う方です。

なお、民生委員は児童委員を兼ねることとされています。

わ行

＊ワーク・ライフ・バランス

一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる状態をいいます。ワーク・ライフ・バランスの実現は、就労の場をはじめさまざまな場で性別にかかわりなく個人の能力を発揮できる社会を実現する上で非常に重要な課題となっています。

＊ワンオペ育児

配偶者の単身赴任や長時間労働などで、何らかの理由で1人で仕事、家事、育児の全てをこなさなければならない状態を指します。

ふじみ野市第２次男女共同参画基本計画

平成30年３月

編集・発行　ふじみ野市 市民生活部 市民総合相談室
〒356-8501　埼玉県ふじみ野市福岡1-1-1
電話／049-261-2611（代表）
市公式ホームページ／http://www.city.fujimino.saitama.jp/

ふじみ野市

第２次
男女共同参画基本計画

2018～2030

ふじみ野市PR大使『ふじみん』

ふじみ野市役所　市民生活部　市民総合相談室

〒356-8501 埼玉県ふじみ野市福岡1-1-1　TEL 049-261-2611(代表)

本書に変更・訂正などがありましたら、ホームページにてご案内いたします。

ふじみ野市ホームページ **http://www.city.fujimino.saitama.jp**

VEGETABLE OIL INK